

平成21年度 長浜市環境年次報告書



～自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま～

長 浜 市

はじめに

長浜市は、平成18年2月13日、旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町の1市2町が合併して誕生いたしました。21世紀を迎えた今、本市においても、ライフスタイルの変化や都市化の進展などにより、大量消費型社会のもたらす廃棄物の増大や、生活排水による琵琶湖などの水質汚染、緑や水辺の減少などといった問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が生じています。

そのため、私たちには、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、次の世代へ引き継いでいくために地球規模で考え、身近な地域の中で行動していくといった姿勢が求められています。

長浜市では、長浜市固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの指針として、「長浜市環境基本条例」に基づき、「長浜市環境基本計画（ながはま環境まちづくりプラン21）」を策定しました。

この計画では、持続可能な節度ある発展を基本として環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動から教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに関して、その基本的な方向や具体的施策について明らかにしています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第14条に基づく報告書として、長浜市における平成20年度の環境施策の推進状況を取りまとめたものであり、皆様にとりまして、環境の保全と創造の取り組みに役立てていただければ幸いです。

平成21年12月

長浜市長 **川島 信也**

目 次

第1章 良好な自然環境の維持・回復	1
1 自然の生態系	1
(1) 多様な自然の保全	1
(2) 生物の生息・生育空間の保全	1
2 自然とのふれあい	1
(1) 自然とのふれあいの場の確保	1
(2) 自然とのふれあいの機会の確保	1
第2章 ひとの健康と安全の確保	2
1 水と土	2
(1) 河川・琵琶湖の保全	2
(2) 土壌、地下水の保全	4
2 空気と音、光	4
(1) 大気の保全	4
(2) 騒音・振動の防止	4
(3) 日照の確保、電波障害、光害対策	4
3 有害化学物質	5
(1) 事業活動にともなう汚染の防止	5
(2) 日常生活にともなう汚染の防止	5
4 環境監視体制	5
(1) 水質調査	5
(2) 底質調査	7
(3) 大気環境調査	8
(4) 道路交通騒音・振動調査結果	11
(5) 公害苦情への対応	13
(6) 事業所への指導徹底	13
第3章 もの・水・エネルギーの循環	14
1 ごみ	14
(1) 廃棄物の発生抑制	14
(2) リサイクルの推進	16
2 水循環	18
(1) 節水・未利用水の利用	18
3 エネルギー	18
(1) 省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進	18
第4章 地球環境保全への貢献	18
1 地球環境問題への理解・協力	18

(1) 地球環境問題の普及・啓発	18
2 環境への負荷低減	18
(1) 地球温暖化対策の推進	18
第5章 まちの個性と魅力の創出	19
1 水辺とみどり	19
(1) 公園・緑地の整備	19
2 歴史と文化	21
(1) 歴史・文化遺産の保存・活用	21
(2) 市民文化活動の推進	21
3 まちなみ景観	21
(1) 地域美化の推進	21
4 生活空間	22
(1) 交通環境のバリアフリー化の推進	22
(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進	22
第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進	22
1 環境教育・学習	22
(1) 学校での環境教育の充実	22
(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実	23
2 環境まちづくり	25
(1) 市民の取り組みの促進	25
(2) 事業者の取り組みの促進	25
(3) 市の取り組みの推進	25
(4) パートナーシップの構築	27
3 環境情報の提供・整備	28
(1) 環境情報の収集	28
(2) 環境情報の提供	28
資料編	29
第1章 環境調査結果	29
1 水質調査結果	29
2 底質調査結果	67
3 大気環境調査結果	74
4 道路交通騒音・振動調査結果	86
第2章 環境行政のあゆみ	94
第3章 長浜市環境基本計画について	96
1 計画のめざすもの	96

(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨	9 6
(2) 計画の枠組み	9 7
■目的・性格	9 7
■位置づけ	9 7
■対象	9 7
1. 対象の分野	9 7
2. 対象の地域	9 7
3. 主体	9 7
■計画の期間	9 8
■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系	9 8
2 計画をどのように推進するのか	9 9
(1) 推進体制	9 9
●環境審議会	9 9
●市民・事業者・市での推進体制	9 9
●広域的な連携体制	9 9
(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し	9 9
●推進指標による継続的な調査	9 9
●年次報告	9 9
●市民の参画による評価と計画の見直し	9 9
第4章 環境の保全と創造に関する条例等	1 0 0
1 長浜市環境基本条例	1 0 0
2 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例	1 0 5
3 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例	1 1 1
4 長浜市みどりの基本計画について	1 1 6

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の「環境まちづくりの取り組み」および「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成20年度における長浜市の環境の状況や取り組みの内容を示します。

第1章 良好な自然環境の維持・回復

第1節 自然の生態系

(1) 多様な自然の保全

里山リニューアル事業による里山整備、治山事業による森林整備、松くい虫被害木の伐倒駆除、間伐などの森林保全に努め、森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。

長浜市の森林整備の状況

(単位：ha 但し松くい虫：m³)

	間伐	枝打ち	下刈り	雪起し	松くい虫 被害木伐倒	松くい虫 伐倒駆除	治山事業	造林	里山リニュー アル事業
H18	15.38	18.28	58.89	41.81	230.33	25.20	84.10	3.51	
H19	15.87	15.07	38.92	23.95	100.95	11.51	132.94	4.22	7.00
H20	16.94	21.38	35.68	31.08	0.00	0.00	39.56	4.36	12.00

各年度末現在

滋賀北部森林組合調べ

また、『世の中の移り変わりをじっと見つめ、豊かな緑で私たちに潤いと安らぎを与えてくれる、樹齢を重ねているなどの由緒ある樹木』を長浜市住みよい緑のまちづくりの会が保存樹に指定（平成21年3月現在の保存樹数は48ヶ所）するなど、貴重な地域資源の保全に努めました。

(2) 生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、長浜市環境基本条例に定める「環境にやさしい日（春分の日）」の第1部でヨシ植え（参加者約50人）、びわ中学校の全校生徒およびPTAによるヨシ植え・ヨシ刈り（参加者425人）、下八木自治会によるヨシ刈り・ヨシ焼き（参加者35人）など、ヨシ群落保全事業が行われました。

また、県営経営体育成基盤整備事業や農村振興総合整備事業などの水路改修において、生態系に配慮した整備を行いました。

第2節 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあいの場の確保

緑の募金還元事業「語らいの森づくり事業」として、湯田小学校に植樹（クスノキ3本、シダレザクラ5本、サツキツツジ73本）を行いました。

(2) 自然とのふれあいの機会の確保

学校では、田んぼの学校推進事業をJA等の協力のもと、米作りを通じて土から学ぶ体

験学習を実施しました。

また、「長浜環境塾」においては、冬の水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会としました。

高山キャンプ場において小学校4年生を対象に「やまのこ事業」を実施し、森林環境について学ぶ機会を提供しました。

また、横山はらっぱ倶楽部が里山整備など森林の中での活動を行いました。

第2章 ひとの健康と安全の確保

第1節 水と土

(1) 河川・琵琶湖の保全

公共下水道の普及率は85.1%、農村下水道の普及率は14.2%、浄化槽の設置状況は単独が1,545基、合併が798基と、地域に応じた生活排水処理対策をすすめました。

公共下水道の普及状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
処理区域面積 (ha)	2,175.1	2,251.2	2,341.9	2,341.9	2,343.1
行政区域内人口 (人)	83,971	84,456	84,572	85,093	84,872
処理区域内人口 (人)	67,612	71,254	71,571	72,305	72,195
処理区域化内水洗化人口 (人)	52,712	57,357	61,838	65,146	64,559
処理区域内世帯数 (世帯)	23,994	25,453	25,848	26,473	26,735
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	18,367	20,382	22,623	24,129	23,803
普及率 (%) C/B	80.5	84.4	84.6	85.0	84.6
水洗化率[人口] (%) D/C	78.0	80.5	86.4	90.1	86.4
水洗化率[世帯] (%) F/E	76.5	80.1	87.5	91.1	89.0

各年度末現在

※旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

上下水道課調べ



<環境にやさしい日 (ヨシ植え)>

農村下水道整備率

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
処理区域面積 (ha)	490.1	497.1	497.1	497.1	497.1
行政区域内人口 (人)	83,971	84,456	84,572	85,093	84,813
処理区域内人口 (人)	12,521	12,397	12,269	12,206	12,009
処理区域化内水洗化人口 (人)	11,911	11,898	11,901	11,638	11,515
処理区域内世帯数 (世帯)	3,271	3,369	3,573	3,454	3,487
処理区域内水洗化世帯数 (世帯)	3,097	3,108	3,103	3,103	3,143
普及率 (%) C/B	14.9	14.7	14.5	14.3	14.2
水洗化率[人口] (%) D/C	95.1	96.0	97.0	95.4	95.9
水洗化率[世帯] (%) F/E	94.7	92.3	86.8	89.8	90.1

各年度末現在

※旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

上下水道課調べ

浄化槽設置状況

(単位：基)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
5～20 人槽	単独	1,628	1,517	1,469	1,360	1,280
	合併	975	906	872	733	678
21～100 人槽	単独	331	300	287	278	259
	合併	73	67	63	61	61
101～200 人槽	単独	5	5	5	5	5
	合併	23	31	29	22	22
201～300 人槽	単独	4	4	4	2	2
	合併	19	15	12	10	8
301～500 人槽	単独	0	0	0	0	0
	合併	5	11	11	11	11
501～ 人槽	単独	1	0	0	0	0
	合併	7	15	14	13	13
合 計	単独	1,969	1,826	1,765	1,645	1,546
	合併	1,102	1,045	1,001	850	793
	計	3,071	2,871	2,766	2,495	2,339

各年度末現在

※旧長浜市、旧びわ町、旧浅井町を含む

環境保全課調べ

琵琶湖や流入河川の水質改善やうるおいのある生活環境の創造と都市基盤の整備のための重点的な取り組みとして、国庫補助を活用し、下水道の早期整備を図りました。

また、下水道に対する理解と普及を促進するため、普及促進員の設置・融資あっ旋・広報・水洗化促進補助などにより、未水洗化世帯への普及促進と広報、啓発活動に努めました。

森林整備に関する事業により、森林のもつ水土保全機能を良好に保つよう努め、農村・農地などから濁水の流出を抑えるため、濁水ゼロチャレンジ事業の実施に浅水代かきの推進、農村まるごと保全向上対策に取り組みました。

琵琶湖の水質保全を図るために、ヨシ群落の保全活動団体の支援を行い、「環境にやさしい日」（春分の日）の第1部において、ヨシ植えを実施しました。

(2) 土壌、地下水の保全

病虫害防除協議会は、農薬の適量散布や薬剤成分数の削減等環境にやさしい防除の実践に努めました。また、公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするように努めました。

第2節 空気と音、光

(1) 大気の保全

エコオフィス活動の取り組みの一環として、アイドリングストップの徹底、市民ノーマイカーデーの実施、片道1km未満の場所への自転車・徒歩移動に努めました。

また、曳山まつり、長浜・北びわ湖大花火大会、盆梅展のイベント開催時にはシャトルバスの運行、ゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンには北びわこフォーラムと連携して巡回バスを運行するなど、バスの利用について広報・周知を徹底し自動車交通量の抑制に努めました。また、繁忙期には交通誘導警備員を市内各所に配置し、スムーズな交通誘導に努めました。

(2) 騒音・振動の防止

工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

(3) 日照の確保、電波障害、光害対策

電波障害を未然に防ぐために建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ10m以上、または5戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で50㎡以上の新築（2倍超増改築含む）に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測してもらい、障害等発生時の対処方法等を報告してもらいました（37件）。

豊公園、加納白山公園当の都市公園については、防犯上の観点から光害に注意しつつ、必要な証明の確保を行っています。

田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用しました（1件）。

第3節 有害化学物質

(1) 事業活動にともなう汚染の防止

農地への農薬、化学肥料削減のため、環境こだわり農作物の推進に努めました。

長浜市および近隣1市3町で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を850℃～950℃に設定し、排ガスを、バグフィルタ内のろ布を通過させることにより、ダイオキシン、酸性ガスおよびばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。

(2) 日常生活にともなう汚染の防止

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページで周知啓発を行いました。

塩素系プラスチックは不燃ごみとして分別を図るなど、こほくる～るによる汚染防止の周知啓発を行いました。

第4節 環境監視体制

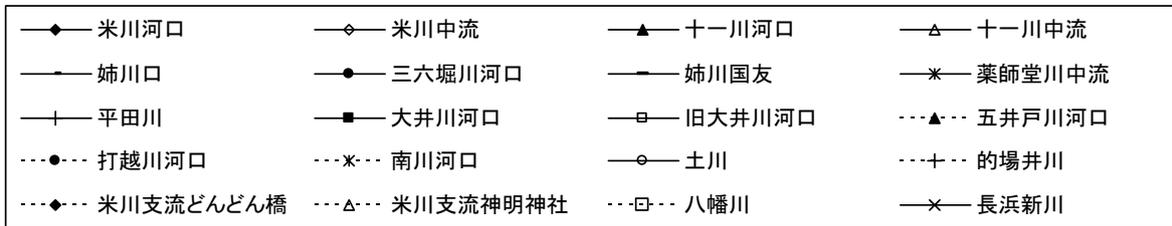
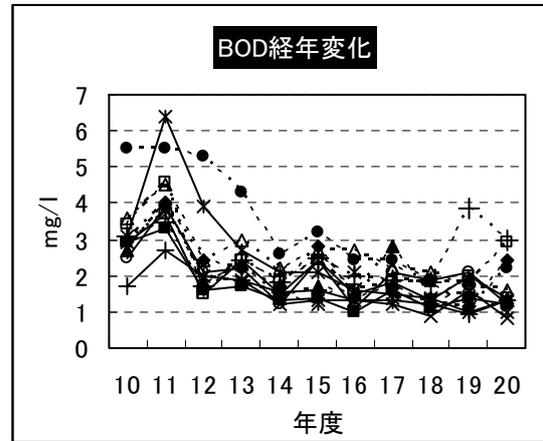
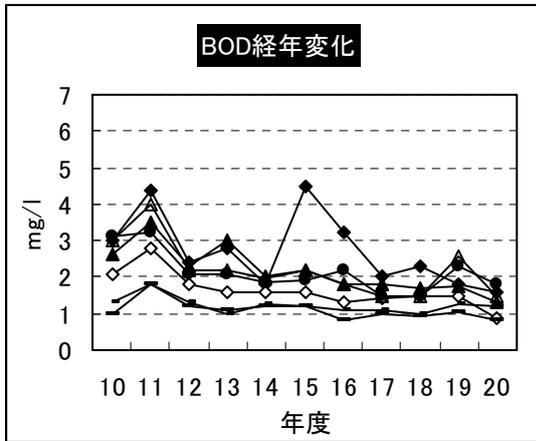
(1) 水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しています。平成20年度においても、市内31地点において調査を実施しました。全般的に、水質は市街地を流れる河川の方がやや数値が高くなっていますが、概ね横ばいの状態です。その他、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。

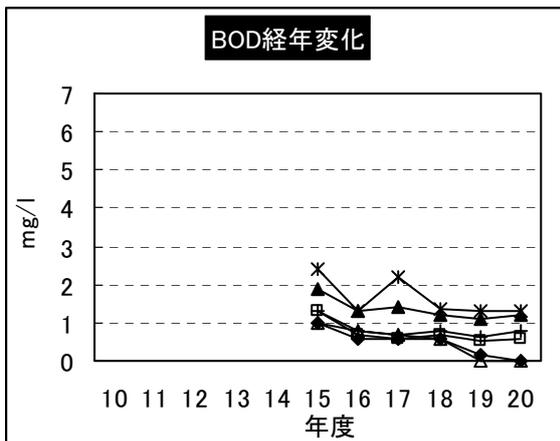
調査地点数		頻 度	調査項目
旧長浜市区域	7 地点	毎 月	◆生活環境の保全に関する項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数
	6 地点	年 4 回	◆人の健康の保護に関する項目 カドミウム、シアン、鉛、 六価クロム等 全 2 2 項目
	7 地点	年 2 回	
旧浅井町区域	6 地点	年 4 回	◆その他
旧びわ町区域	5 地点	年 4 回	COD、全窒素、全リン、 陰イオン界面活性剤 (MBAS)

BOD経年変化

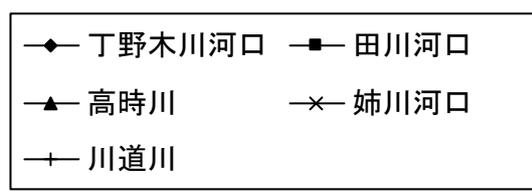
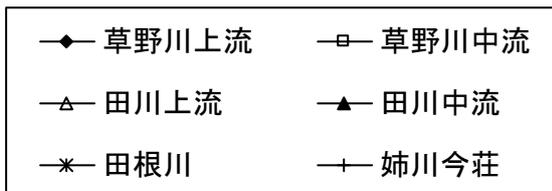
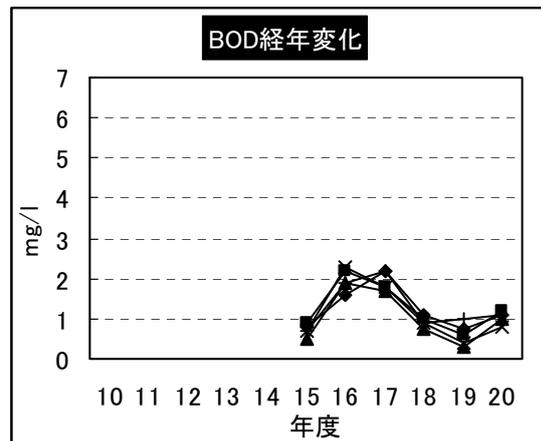
<旧長浜区域>



<旧浅井区域>



<旧びわ区域>



(2) 底質調査

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、平成20年度も同項目について調査を実施しました。

主要河川の底質調査結果

(採取日：平成20年9月25日)

調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	ひ素	PCB	総クロム	水分率
米川	0.09	0.11	46	4.2	<0.01	21	19.8
十一川	0.06	0.09	37	5.1	<0.01	19	20.7
三六堀川	0.03	0.54	21	6.5	0.03	40	17.9
大井川	0.02	<0.05	10	5.5	0.01	17	17.3

単位：mg/kg(ドライ含有量)

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和50年10月28日、環水管、環境庁、水質保全局通知）が定められており、基準値は水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。

各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、概ね横ばいで推移しており長期的に見て安定した状態にあると考えられます。



<底質採取場所：三六堀川河口>



<底質採取場所：米川河口>

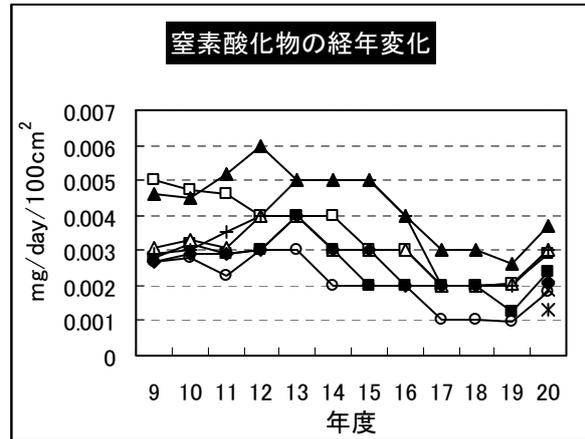
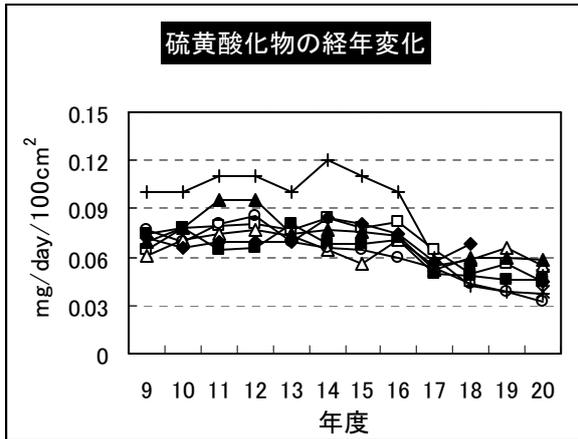
(3) 大気環境調査

大気の状態を①～③の方法により調査しました。

①簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物および窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1カ月ごとの積算量を、市内9地点において調査しました。

経年変化で見たとき長期的には概ね改善傾向にあります。



—□— 西中学校	—■— 南中学校	—△— 神照小学校
—◆— 長浜南小学校	—○— 東中学校	—▲— 調理短大
—+— 市民プール	—×— 浅井支所	—*— びわ支所



<自動計測器（大気測定車内）>



<アルカリろ紙法>

②自動計測器による調査

旧教職員住宅（長浜市加田町）に設置した自動計測器で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について24時間連続測定を実施した結果、概ね大気汚染に係る環境基準を満たしていました。

(H20)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が ⁰ 0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が ⁰ 0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が ⁰ 0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が ⁰ 0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が ⁰ 0.06ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
261	6383	0.010	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0

※ 二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから、0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」（大気汚染による環境基準より）

(H20)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
261	6383	0.0028	0.082	0.016	261	6383	0.013	0.14	0.033	77.9

(H20)

二酸化硫黄 (SO ₂)											
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が ⁰ 0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が ⁰ 0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が ⁰ 0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が ⁰ 0.04ppmを超えた日数	
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
133	5032	0.0011	0.020	0	0	0	0	×	0.0030	0	

※ 二酸化硫黄については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」（大気汚染に係る環境基準より）

※ 二酸化硫黄については、自動計測器の故障のため測定時間が6000時間以上を満たしていない為参考値とする。

(H20)

浮遊粒子物質 (SPM)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が ⁰ 0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が ⁰ 0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が ⁰ 0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が ⁰ 0.1mg/m ³ を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
194	5494	0.026	1.08	7	0.13	1	0.52	×	0.065	0

※ 浮遊粒子状物質については、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること」（大気汚染に係る環境基準より）

※ 浮遊粒子状物質については、自動計測器の故障のため測定時間が6000時間以上を満たしていない為参考値とする。

③ハイボリュームエアースンプラーによる粉じん中の重金属調査

ハイボリュームエアースンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分6種（鉛・カドミウム・マンガン・バナジウム・クロム・亜鉛）と硫酸根および粉じん量について、市内9地点において年2回調査を実施しました。

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。

金属成分については、環境レベルの目安として、労働衛生上の基準値を大きく下回っています。

	採取年月	鉛	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
南中学校	H20.9	0.009	0.0003	0.010	0.004	0.007	0.026	6.46	0.0272
	H21.3	0.0064	<0.0001	0.045	<0.0001	0.016	0.012	1.92	0.0073
神照小学校	H20.9	0.012	0.0003	0.011	0.0001	0.018	0.023	4.61	0.0125
	H21.3	0.0030	<0.0001	0.0011	<0.0001	<0.0001	0.0007	2.57	0.0019
長浜南小学校	H20.9	0.014	0.0003	0.011	0.003	0.007	0.033	5.60	0.0198
	H21.3	0.0043	0.0001	0.0020	0.0006	0.054	0.0050	2.01	0.0046
東中学校	H20.9	0.010	0.0002	0.011	0.003	0.046	0.024	5.25	0.0161
	H21.3	0.0068	0.0002	0.0075	<0.0001	0.049	0.0095	2.80	0.0096
市民プール	H20.9	0.010	0.0002	0.009	0.002	0.010	0.023	4.11	0.0154
	H21.3	0.016	0.0001	0.0076	0.015	0.018	0.033	5.40	0.0161
サンパレス	H20.9	0.011	0.0003	0.011	0.001	0.014	0.021	5.07	0.0150
	H21.3	0.016	0.0001	0.0076	0.015	0.018	0.0333	5.40	0.0163
長浜市役所	H20.9	0.001	0.0003	0.014	0.003	0.008	0.025	5.52	0.0234
	H21.3	0.026	0.0007	0.026	0.010	0.028	0.077	5.24	0.0004
浅井支所	H20.9	0.014	0.0002	0.010	0.005	0.007	0.031	9.77	0.0308
	H21.3	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.019	<0.0001	2.08	0.0033
びわ支所	H20.9	0.010	0.0002	0.005	0.011	0.0004	0.045	8.25	0.0298
	H21.3	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.026	<0.0001	2.51	0.0100

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （粉じん量： mg/m^3 ）

(4) 道路交通騒音・振動調査結果

道路交通に関する騒音、振動の状況を把握するため①および②の調査を実施しました。

①市内主要道路調査

国道8号線と県道長浜近江線および市道下之郷中下坂線の3カ所で、騒音、振動および交通量について調査を実施しました。

●国道8号線（測定場所：曾根町 中川仏壇店前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 72.4dB、夜 68.4dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）をどちらの区分とも満たしていません。しかし、概ねどの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 46.3dB、夜 35.8dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 179 台/10 分、夜 101 台/10 分で8時及び18時前後の時間帯において交通量が増えています。

●県道長浜近江線/旧国道8号線（測定場所：平方町 清水商会前）

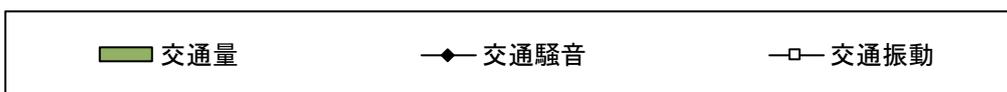
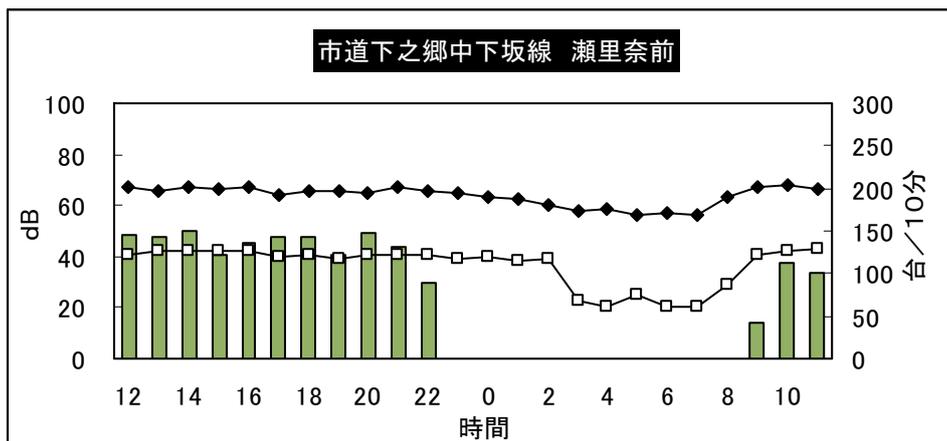
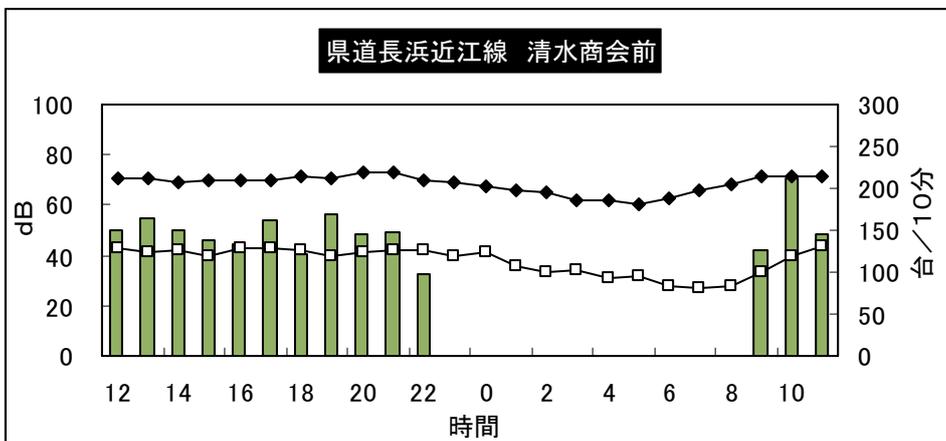
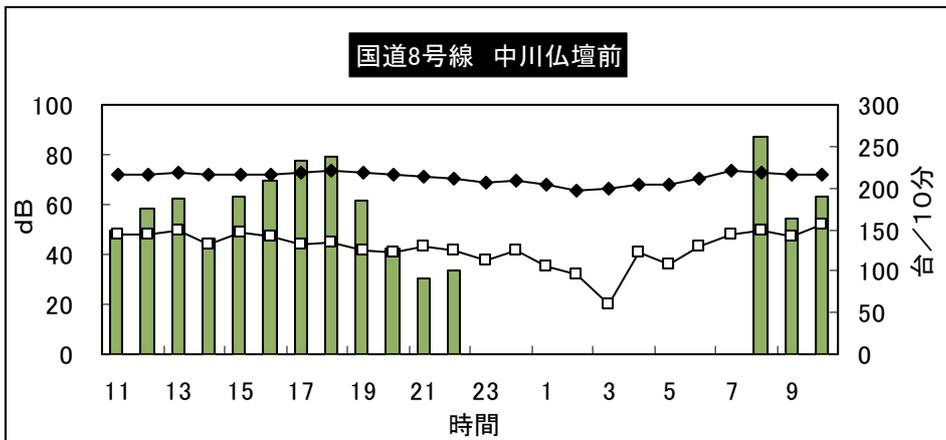
騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 70.7dB、夜 64.6dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）について昼の時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯についても自動車騒音要請限度（75・70）以下となっていました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 41.1dB、夜 31.1dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 144.1 台/10 分、夜 70 台/10 分で10時ごろの時間帯に交通量が増えています。

●市道下之郷中下坂線（測定場所：八幡東町 瀬里奈前）

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼 66.1dB、夜 59.7dB であり、道路に面する地域の環境基準（65・60）について昼の時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっていました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 40.4dB、夜 28.1dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 118.2 台/10 分、夜 29 台/10 分でした。



②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道4カ所（榎木・加納・南田附・宮司）にて調査を実施しました。

いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っており、過去と比較しても大きな変動はありません。

測定場所	測定時間	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		LAeq	LA50								
榎木	昼	58.6	57.7	57.5	56.6	58.4	57.3	60.0	59.4	55.5	54.4
	夜	58.3	56.2	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7
加納	昼	57.4	56.7	55.0	56.6	56.6	56.1	56.8	56.4	56.6	54.9
	夜	57.1	55.0	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0
南田附	昼	58.1	56.7	59.6	58.8	58.1	56.9	59.7	58.9	58.5	57.3
	夜	58.3	56.0	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9
宮司	昼	58.6	58.0	55.1	54.1	55.4	54.6	56.2	55.4	56.3	55.6
	夜	58.6	56.7	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7

（5）公害苦情への対応

平成20年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は50件、種類別に見ると大気が23件と最も多く、続いて水質が10件、悪臭が7件、騒音4件、振動1件となりました。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H18	44	18	0	5	0	0	6	5	78
H19	37	19	5	2	0	0	6	14	83
H20	23	10	0	4	1	0	7	5	50

各年度末現在

環境保全課調べ

（6）事業所への指導徹底

工場・事業場などに対する公害防止の規制・指導を行いました。

第3章 もの・水・エネルギーの循環

第1節 ごみ

(1) 廃棄物の発生抑制

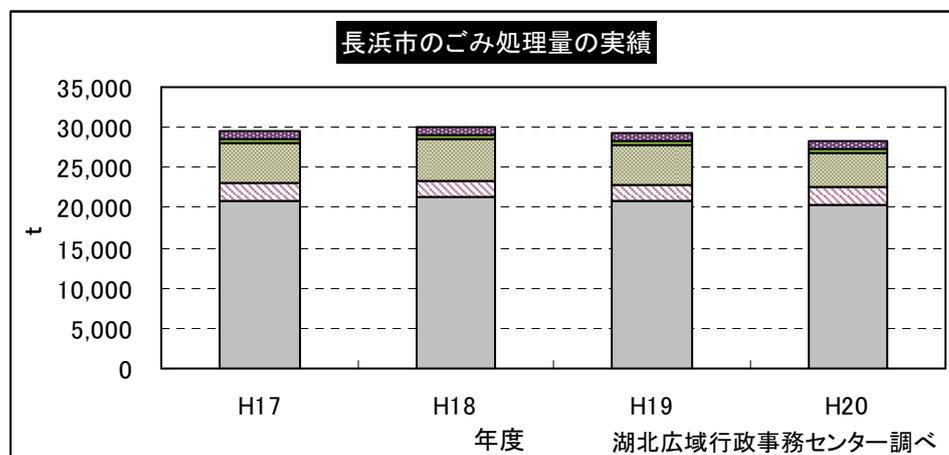
ごみ処理量の推移を見ると、平成20年10月1日よりゴミ指定袋が1枚目から有料となりましたことから、市民の皆さんのごみ減量意識が働いたことにより、ごみ処理量が平成19年度より全体的に減少しました。

長浜市のごみ処理量の実績（年度別／ごみ品目別）

単位：kg

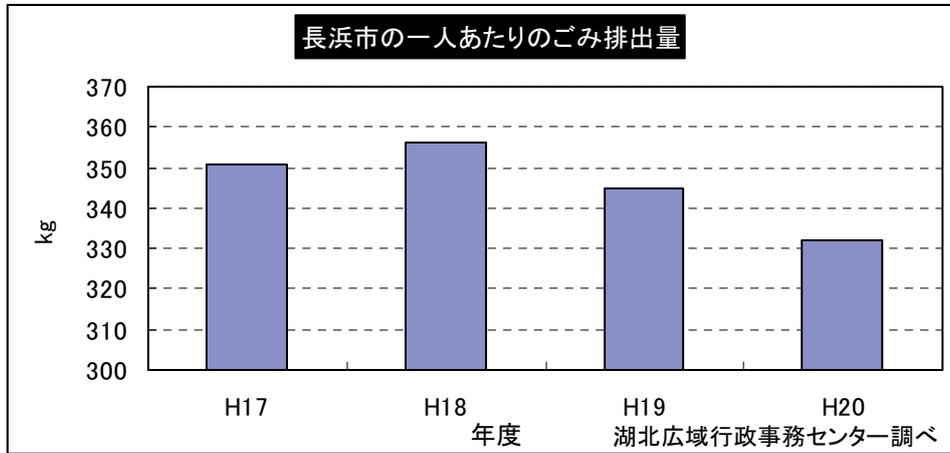
品 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
可燃ごみ	21,226,000	20,746,000	20,252,000
不燃ごみ	2,147,000	2,174,000	2,222,000
資源ごみ	5,131,000	4,917,000	4,321,000
ガラスびん	588,000	540,000	524,000
粗大ごみ	987,000	924,000	1,020,000
使用済み乾電池	25,000	28,000	23,000
使用済み蛍光管	7,000	5,000	6,000
合 計	30,111,000	29,334,000	28,368,000

湖北広域行政事務センター調べ

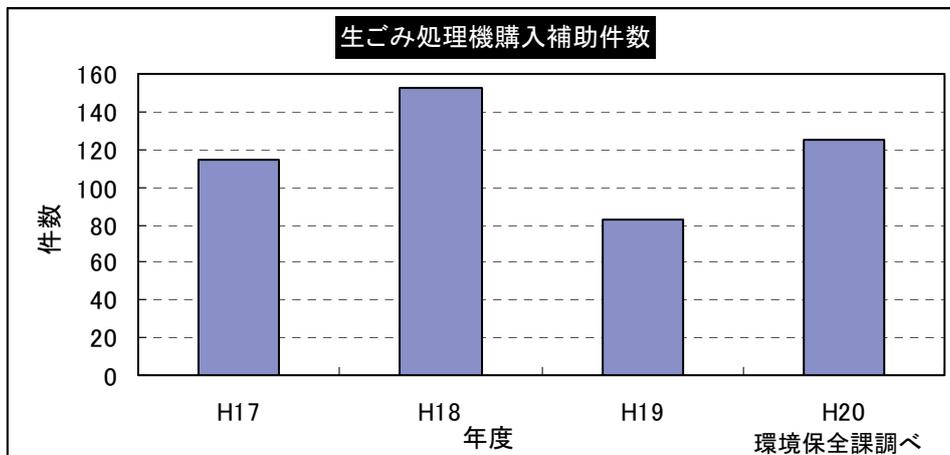


可燃ごみ
 不燃ごみ
 資源ごみ
 ガラスびん
 粗大ごみ
 使用済み乾電池
 使用済み蛍光管

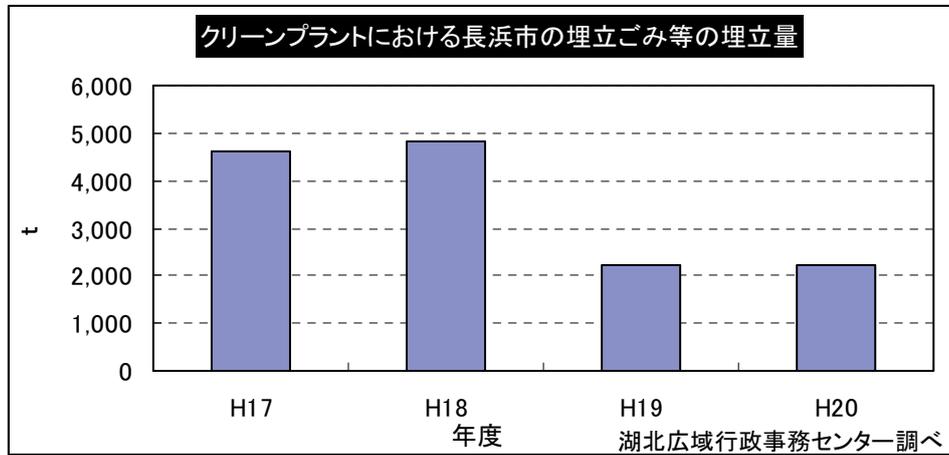
一人あたりのごみ処理量の推移を見ると、ごみの指定袋の有料化による減量意識が働いたことから、一人あたりのごみの処理量が13kg減量しました。



家庭の台所等から出る生ごみ等を減量し、再資源化を図ることを目的に、生ごみ処理機の購入者125世帯に対し補助を実施しました。

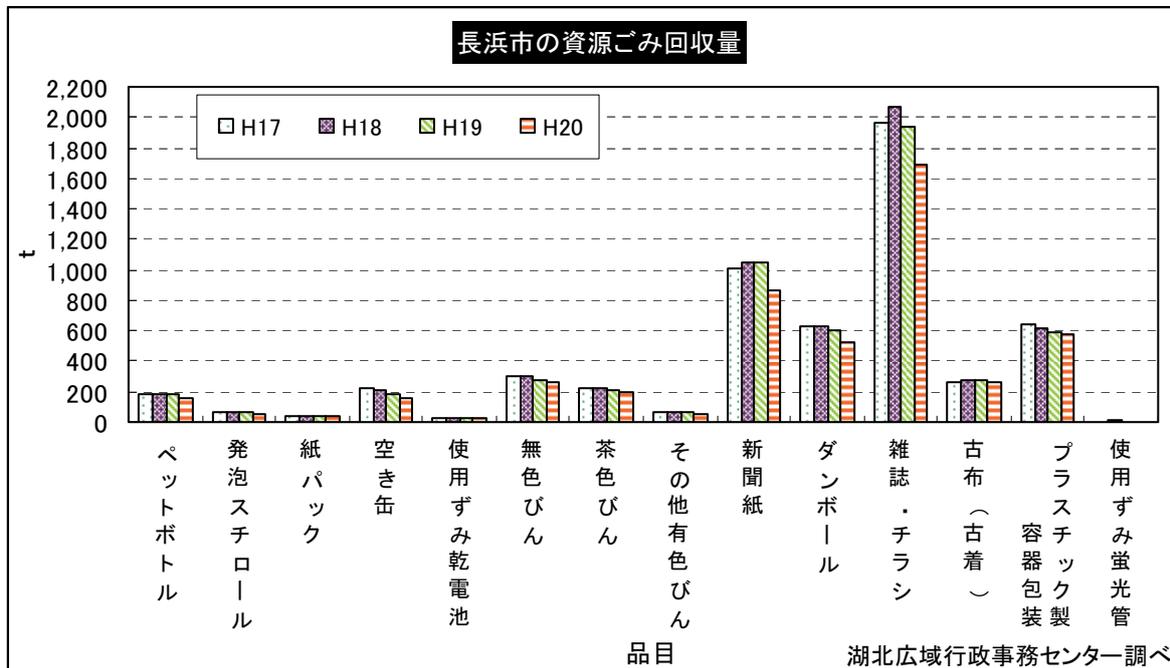


クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の実績値、および可燃ごみの焼却残渣を長浜市分として按分して推定した埋立量は、平成19年度より増加しました。



(2) リサイクルの推進

資源ごみの回収量の推移を見ると、平成19年度より全体的に減少しました。



ごみ指定袋の有料化の周知やその利用の徹底およびごみ分別の徹底を図るため、行政出前講座を実施しました(42団体、1686人)。

ごみの減量および資源の有効利用、ならびに市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的に、リサイクル活動を実施している団体（自治会、婦人会、子ども会、老人会、PTA等（31団体）に対し奨励金を支給しました。

リサイクル活動実施団体数

(単位：団体)

	PTA	子ども会	婦人会	老人会	自治会	その他	合計
H18	12	25	14	7	5	3	66
H19	6	9	10	4	4	4	37
H20	4	7	9	5	4	2	31

各年度末現在

環境保全課調べ

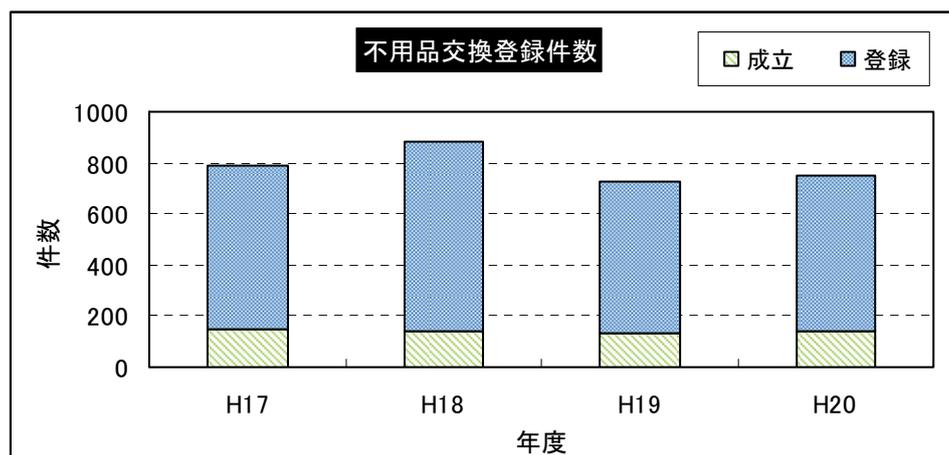
リサイクル活動収集実績

	新聞紙(kg)	雑誌(kg)	ダンボール(kg)	繊維類(kg)	酒びん(本)	ビールびん(本)
H18	189,230	183,640	401,442	107	7,340	7,355
H19	101,150	75,770	72,913	95	3,690	3,368
H20	57,910	64,750	51,120	0	784	1,043

各年度末現在

環境保全課調べ

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広報ながはま、長浜市省資源実践館「エコハウス」等に掲示し、資源の有効利用およびリサイクルの推進を図りました（登録件数612件、内成立件数141件）。



長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道および舗装復旧工事について、各現場で再生材（アスファルト・砕石）を利用するよう、仕様書・設計書に条件明示し実施しました。

契約検査課執行の5万円以上の物品購入については、グリーン購入に努めました。

市内の各保育園では、生ごみを堆肥化し、園内の花壇や菜園で肥料として利用していますが、生ゴミ処理機の老朽化に伴い、随時事業所用ゴミ袋の使用に移行しています。

長浜市学校給食センター（長浜・浅井・びわ）では、生ごみ処理施設において、生ごみの堆肥化を行い、各小中学校で、牛乳パックのリサイクルを行いました。

第2節 水循環

(1) 節水・未利用水の利用

びわ水環境を守る生活推進協議会が実施する水を大切にするライフスタイルの構築にむけた啓発活動等に対し支援を行いました。

第3節 エネルギー

(1) 省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進

市役所では冷房及び暖房期間中、省エネルギーの取り組みとして、職員はクールビズおよびウォームビズに努めて、来庁者への啓発を図りました。また同時に冷暖房機の稼働基準温度および機器の適正な使用方法を周知し、省エネルギーに配慮したライフスタイル・事業活動の実践・普及に努めました。

第4章 地球環境保全への貢献

第1節 地球環境問題への理解・協力

(1) 地球環境問題の普及・啓発

教育課程内の総合的な学習の時間において、中学校では、地球的規模の環境問題学習を実施しました。また、小学校では、水質検査、森林学習等身近な自然観察等により、環境問題に対する理解を深めました。

第2節 環境への負荷低減

(1) 地球温暖化対策の推進

アイドリングストップの徹底や毎月一度の定期点検などによる自動車の適正利用に努めました。

エコオフィス活動の取り組みにより、省エネルギーを促進するなど地球温暖化対策の推進に努めました。

第5章 まちの個性と魅力の創出

第1節 水辺とみどり

(1) 公園・緑地の整備

長浜市緑の基本計画に基づき、中心市街地に存在する緑の保全・活用を図るため、大通寺公園の整備を行い、7月1日に供用を開始しました。

都市公園の整備状況を見ると、都市公園の総数が34箇所、総面積が156.70haとなっており、一人あたりの都市公園面積は18.81m²になりました。

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、街区公園等の管理を地域に委託しました(27ヶ所)。

都市計画法に基づく開発許可および長浜市開発事業に関する指導要領、長浜市中高層等建築物に関する指導要綱で緑化率を20%に定めて指導を行いました(52件)。

植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。

みどりへの市民意識の高揚をはかるため、ハンギングバスケット教室(3月8日:24名参加)ならびに豊公園においてネイチャーゲーム(10月25日:42名参加)を開催しました。

また、家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。



<ハンギングバスケット教室>

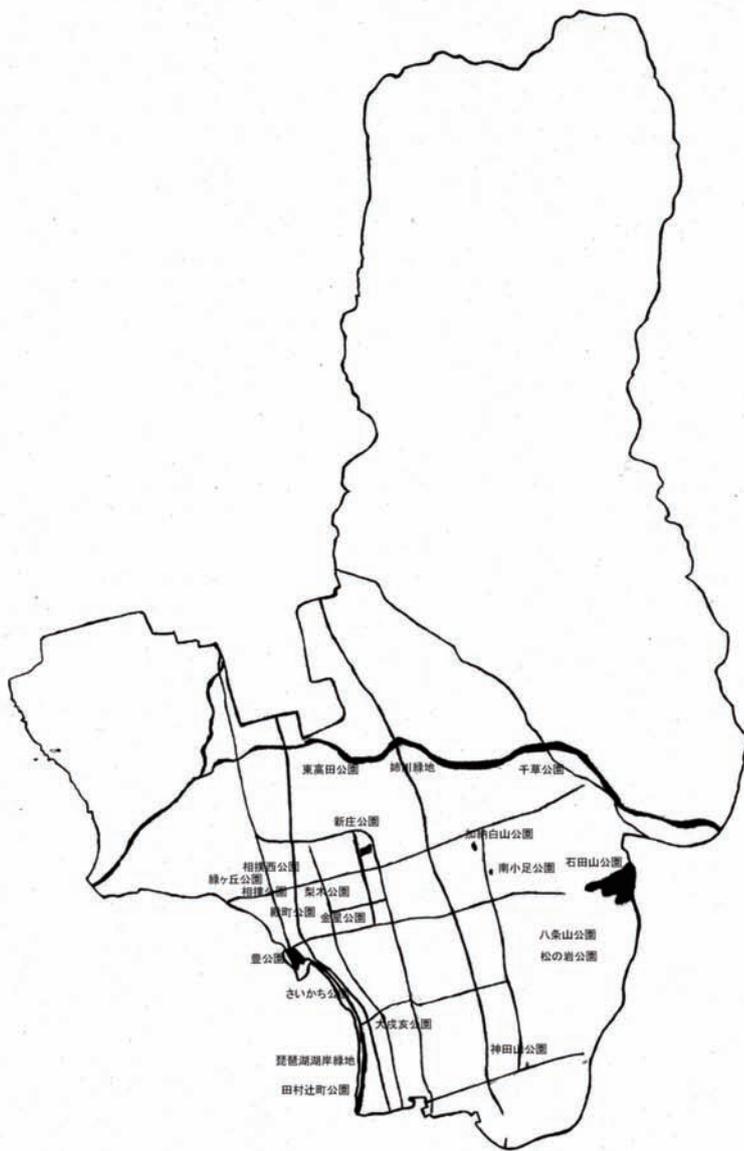
<保存樹の見学会>



緑化支援の状況（平成20年度）

事業名	内容等
生活環境緑化事業	施行箇所 25箇所、植栽樹木数 675本、延面積 1,332.5㎡
長浜市緑化推進事業	生垣補助 0人、プランターへの植栽等に対する補助 7団体
緑の募金還元事業 (語らいの森整備事業)	湯田小学校に クスノキ3本・シダレザクラ5本・サツキツツジ73本を植樹

都市計画課調べ



第2節 歴史と文化

(1) 歴史・文化遺産の保存・活用

指定文化財の防災設備の保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、各所有者に補助活動を行い、文化財の維持管理に努める(6件)とともに未指定文化財の調査を行いました。

また文化財講演会、速報展示などを開催しました。長浜曳山文化協会への補助をおこない、長浜曳山祭りなどの有形・無形の文化財の保存伝承に努めました。

長浜城歴史博物館では、友の会と共催で湖北学講座(4回・332人)、北近江歴史大学(4回・685人)、北近江古代、万葉のロマン講座(3回・169人)を開催しました。また、各地の名勝、文化財を訪ねる臨地見学会や歴史探求ハイクを9回行い合計292人の参加を得ました。

館長をはじめとする学芸員による出前講座は、154回行い合計8,449人が聴講し、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ機会を提供しました。

(2) 市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に、生涯学習大学講座「長浜学」を開催しました(全5回:受講者340人)。

クラシックコンサートや落語など鑑賞型事業を開催しました。

第60回長浜市美術展覧会には、6部門405点の作品が出品され、長浜・浅井・びわそれぞれの地域で巡回展示を行い、来場者は2,488人でした。

第11回「絵で伝えよう!わたしの町のたからもの」絵画展には、181点の作品が出品され、長浜・浅井・びわで巡回展示を行いました。

第3節 まちなみ景観

(1) 地域美化の推進

琵琶湖の日(7月1日)に長浜市湖岸一帯(旧びわ町境界から米原市境界5.2km)において琵琶湖一斉清掃を行いました(参加者1,300人・54団体、ごみ収集量 可燃1.42トン、不燃1.63トン)。

長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンスなどで啓発しました。

道路を守る月間中の8月11日(月)に市職員27人が市道下坂中下之郷線法務局前からクリスタルプラザまでのほか2路線の清掃活動を実施しました。

11月27日から12月7日までの間に実施された「県下一斉清掃運動」には、89団体が参加し、可燃ごみ14.68トン・不燃ごみ15.27トンのごみを回収しました。

自治会等が実施する河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました(147自治会、土のう袋の配布43,750枚)。

また、不法投棄の監視を図るため、不法投棄防止強調月間には、10月28日に行なわ

れた湖北地域ごみ対策会議不法投棄対策部会主催の不法投棄監視パトロールに参加し、湖北地域管内一円のパトロールを行いました。

また、12月4日にも、長浜市と湖北地域振興局による不法投棄パトロールを実施し、北陸自動車道周辺および石田山公園周辺のごみを回収しました。

第4節 生活空間

(1) 交通環境のバリアフリー化の推進

道路や歩道への放置自転車については、道路パトロール及び市民からの通報により、撤去・保管・処分を行いました。

また、屋外広告物、商品など障害物対策として、定期的な道路パトロールによる状況把握、撤去指導を行いました。

長浜駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うとともに、年間413台の撤去を行いました。

放置自転車等移動保管台数

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
放置自動車等移動保管台数	185台	180台	281台	389台	413台

市民協働課調べ

(2) 公共施設などのバリアフリー化の推進

公共施設改修時等においてはバリアフリー化を推進しました。また、省エネ機器を導入し、二酸化炭素排出量の削減に努めました。

第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進

第1節 環境教育・学習

(1) 学校での環境教育の充実

① 地域資源を生かした環境学習の推進

● 宿泊体験学習

小学校4年生を対象に、宿泊体験学習を荒神山少年自然の家で実施し、周辺で自然等を活用した学習を実施しました。また、中学校1年生を対象に、宿泊体験学習を福井県立奥越高原青少年自然の家や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験学習を実施しました。

● きらきら体験学習事業

小学校4年生を対象に、クリスタルプラザ「ガラス工房館」において、湖北広域行政事務センターが回収したビンを加工した一輪挿しなどに再利用するサンドプラストや、バーナーワークでのトンボ玉作り等を通して、児童の環境への意識の醸成を図るよう努めました。

② 環境教育体制の整備

● 長浜市水生生物少年少女調査隊事業

平成20年度調査隊は、隊員271人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

- ・ 各小学校にそれぞれの校区内の河川の調査ポイントを月1回程度調査し、川の中の生き物の種類や数を調べて川の汚れ具合を調査。
- ・ 身のまわりの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録。
- ・ 夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施。
- ・ 環境学習施設を訪問し、水環境問題について広く学ぶ「体験学習会」を実施。
- ・ 以上の調査結果を「調査報告書」として冊子にまとめ発行。

【長浜市水生生物少年少女調査隊】

■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで昭和62年に始まり、平成20年で22期目。市内13小学校の4～6年生の有志（毎年公募）と、各小学校の同調査隊の指導教諭（水生生物少年少女調査隊指導者連絡会）で構成。

通算2,701人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施。

■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成。

■活動の概要

各小学校区内の川に入り、そこにすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録。一連の活動は調査報告書にとりまとめ発行。

環境首都コンテスト全国ネットワークが主催する「第8回 持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト」において、これまでの活動が評価され、先進事例特別表彰を受賞しました。

(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

① 環境学習の機会・場の提供

● 長浜環境塾の開催

地球温暖化などの地球規模でおこる気候変動について理解を深め、家庭でできる温室効果ガスの排出抑制方法やエコライフへの転換する方法を10月6日に開催した消費学習フェアにおいて「やさしいエコライフ入門」の演題で講演を行いました（参加者80人）。

● 土曜学び座事業での環境学習講座の開催

「わくわくみどりのたんけん隊」「自然観察会」「食エコ体験」など様々な環境学習を実施しました。

● 長浜市「環境にやさしい日」の開催

平成20年度は、水環境保全・エコライフの推進をテーマに、以下のとおり実施しました（参加者約120人）。

節約アドバイザーの和田由貴さんを講師に招き、「食費も手間もカット～地球とおさいふにやさしいエコクッキング講座」の演題で講演会を開催しました。

その後、身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の侵食防止をはじめ、魚や水鳥たちの棲みかとして大切な役割を果たしている「ヨシ」を長浜港南（平方町地先）に植えました。ヨシ植えに際しては、長浜農業高校より、ヨシ苗の提供とヨシ植え時の指導をいただきました

【環境にやさしい日】

市民、事業者等の中に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例にて、春分の日を「環境にやさしい日」として制定。



また、滋賀県教育委員会、長浜市が主催する「淡海生涯カレッジ長浜校」では、環境やバイオについての講義、フィールドワーク、実験、実習等を実施しました（受講者22人）。

② 環境学習体制の整備

環境活動リーダーを育成するために、市民を対象に環境推進員研修等を開催しました。また、環境教育担当教諭等を対象に、滋賀県総合教育センター及び夏休み中の出前講座などでの受講をすすめ、指導内容の充実を図りました。

第2節 環境まちづくり

(1) 市民の取り組みの促進

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会(参加者60人)および環境推進委員説明会(参加者292人)を開催しました。

長浜市消費学習講演会主催の「消費生活フェア」の開催支援や、「環境にやさしい日」など、市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。

また、環境保全・リサイクル意識の醸成を図るため、不要品を使った「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施し、入賞者24人を表彰しました。

(2) 事業者の取り組みの促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、11月5日から11月7日までの間、滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会主催びわ湖環境ビジネスメッセ2008を開催しました(参加企業数276社)。

琵琶湖の日(7月1日)に開催した琵琶湖一斉清掃では、35の事業所が活動に参加しました。

(3) 市の取り組みの推進

市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画、および総合計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、エコオフィス活動に基づき天然資源・エネルギー使用の削減、環境事業の推進を行いました。



長浜市消費生活フェア (啓発寸劇)

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組み一覧

環境目的	No.	事業活動
コピー用紙の削減 (アメニティの削減)	1	決裁添付文書および会議文書の両面使用
	2	ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる
	3	裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する
	4	全職員配布を止め、回覧にする
	5	掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用(互助会事業の通知、週報等)
	6	各種通知等については、行政情報ネットワークを使用する
	7	各課別、種類(コピー、輪転機、それ以外)別に使用枚数を監視測定する
上水使用量の削減	8	こまめに蛇口を閉める
	9	内部会議でお茶を出さない
	10	節水コマの導入
	11	トイレの2度流し禁止
	12	漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する
パンフレット・カタログ・委託印刷物の削減	13	ホームページを活用する
	14	イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報ながはまを利用する
	15	広報ながはまの各課配布数を減らす
ガソリン使用量の削減(軽油使用量の削減)	16	片道1km未満の場所へは、自転車、徒歩で行く
	17	遠距離は原則公共交通機関利用(近距離公用車利用禁止)
	18	アイドリングストップの徹底
	19	ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値として設定する。
	20	公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えていく
都市ガス使用量の増加抑制 (灯油使用量の増加抑制)	21	冷暖房期間中のフィルターの掃除(6月および11月に各1回以上)
電気使用量の削減	22	朝、昼休み等機器の電源を切る(窓口部分のみ点灯)
	23	OA機器の不要電源消灯(使っていないときはこまめに消す)
	24	夜間残業時、点灯部分を最小限にする
	25	晴天時の窓際消灯
	26	リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する
	27	東別館エレベーターの職員利用の自粛
	28	各課に重点行動を定める
	29	本館空調機の運転時間の削減
	一般ゴミ排出量の削減	30
31		再利用できるものは再利用する(封筒、ひも等)
32		私的ゴミは持ち帰る
33		事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する
34		執務室および給湯室等の整理・整頓をする
新聞紙排出量の増加抑制	35	新聞紙の排出量を管理する
雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボール、帳票類の増加抑制	36	私用雑誌、パンフレットの持ち帰り
	37	カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない(必要なものだけ購入する)
	38	業者の持ち帰り
不燃ゴミ等排出量の増加抑制	39	業者への引き取り
	40	私的ゴミの持ち帰り
	41	備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるものは再利用する。
	42	消耗品類は詰め替え可能製品を使用する
公共事業による環境影響の増加抑制	43	公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理

(4) パートナーシップの構築

① 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

● 米川支流環境づくり協議会

市街地の中心を流れる川幅2メートル前後、長さ800メートルの小さな河川である米川支流で、約2ヶ月に1回の河川パトロール（河川清掃）、夏休みには子どもたちを集めてのイベント「川とあそぼう」、景観づくりのため菖蒲の植栽・管理を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。

● ながはまアメニティ会議

市民、各種団体および事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまをつくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、長浜市「環境にやさしい日」に行うヨシ植え、星空観望会、身近な環境づくりに取り組む市民の表彰など、環境まちづくり行動を育てる取り組みを展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を行っています。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』の発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケット（平成20年度は雨のため中止）やリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上をめざした事業として視察研修（味の素東海事業所）や各種学習会の開催・調査等を行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● びわ水環境を守る生活推進協議会

琵琶湖をはじめ身近な河川の水質保全のため、これからの生活排水対策の検討や身近な環境づくりを通じて「うるおい」と「やすらぎ」の感じられる快適な環境づくりを目指し、人材の育成としての研修会参加、住民啓発としての学習会の実施、市民の総合的な環境学習の機会として「湖のまちフォーラム」の開催、広報および市民への環境についての啓発などを行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

② パートナーシップ型の事業の推進

長浜市省資源実践館「エコハウス」（土、日、祝日受付）と環境保全課（平日受付）では、長浜市不要品交換情報などを実施し、交流の促進を図りました（利用者283人）。

第3節 環境情報の提供・整備

（1）環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を行いました。また、市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行政出前講座を行いました（42団体、1,686人）。

（2）環境情報の提供

広報ながはまや市ホームページ、長浜市省資源実践館「エコハウス」において環境情報を提供しました。

市立図書館では、リサイクル資源を生かして恒例となった「夏休み工作教室」を行いました。長浜図書館では、空き容器を使って、海の生き物をつくり、魚釣り遊びをして楽しみました。浅井図書館では、牛乳パックを使ってケン玉と作りました。びわ図書館では、牛乳パックを使っておもちゃを作りました。作だけではなく、出来上がったもので遊ぶことができ、楽しみながらリサイクルに興味を持つ機会を提供する事ができました。

図書資料においては、3館が専門書や一般分野・児童分野と多岐にわたる環境関係の資料を積極的に収集し、コーナー設置するなどして啓発に努めました。



資 料 編

第1章 環境調査結果

第1節 水質調査結果

(1) 水質調査結果

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、昭和48年度から調査を実施しており、今年度についても、31地点において健康項目、生活環境項目について調査を実施しました。

2 調査地点



平成20年度 河川採水内容

項目	生活項目			その他					健康項目																										
	気温	水温	透視度	pH	大腸菌群数	SS	DO	BOD	COD	全りん	全窒素 (ケルダール窒素)	(亜硝酸性窒素)	(硝酸性窒素)	陰イオン界面活性剤(MBAS)	カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	PCB	総水銀	ひ素	ジクロロメタン	四塩化炭素	1-1-ジクロロエタン	1-1-ジクロロエチレン	1-2-ジクロロエタン	1-1-トリクロロエタン	1-2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1-3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
地域/河川No./ 河川名/採取地																																			
旧長浜地域	1	米川河口	朝日町																																
	2	米川中流	宮前町																																
	3	十一川河口	朝日町						年1回																										
	4	十一川中流	南高田町	毎月						年4回																									
	5	姉川口	東上坂町																																
	6	三六堀川河口	公園町						1回																										
	7	姉川国友	国友町																																
	8	薬師堂川中流	勝町	年4回																															
	9	平田川	山階町																																
	10	大井川河口	祇園町						年1回																										
	11	旧大井川河口	末広町	年2回																															
	12	五井戸川河口	高橋町						年1回																										
	13	打越川河口	平方町	年4回																															
	14	南川河口	田村町						年2回																										
	15	土川	布勢町	年2回																															
	16	的場井川	祇園町																																
	17	米川支流とんどん橋	宮前町						年1回																										
	18	米川支流神明神社	朝日町	年4回																															
	19	八幡川	八幡東町						年1回																										
	20	長浜新川	大成亥町	年2回																															
旧浅井地域	21	草野川上流	高山町																																
	22	草野川中流	岡谷町																																
	23	田川上流	谷口町																																
	24	田川中流	山ノ前町																																
	25	田根川	小室町																																
	26	姉川今荘	今荘町	年4回																															
旧びわ地域	27	丁野木川河口	安養寺町																																
	28	田川河口	下八木町						年1回																										
	29	高時川	落合町																																
	30	姉川河口	南浜町																																
	31	川道川	川道町																																

3 調査結果

①昨年との比較

有機汚濁項目であるBODは、概ね低い値で推移しています。

また、全窒素、全りんについてはともに大きな変動はありません。

SSは低い値で推移しており、大腸菌については市街地や河口部での値が高くなっています。

地域／No.／河川名	BOD (mg/l)		COD (mg/l)		SS (mg/l)		全リン (T-P) (mg/l)		全窒素 (T-N) (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)		DO (mg/l)		
	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	
旧長浜地域	1 米川河口	1.8	1.6	2.7	1.8	1	1	0.130	0.091	0.68	0.69	25767	12642	10.0	9.8
	2 米川中流	1.5	0.9	1.4	1.0	2	1	0.150	0.053	0.72	0.87	18017	20908	10.2	9.7
	3 十一川河口	1.7	1.3	1.6	1.6	5	2	0.180	0.102	0.75	0.76	72533	23583	11.2	10.3
	4 十一川中流	1.8	1.5	2.2	1.2	3	1	0.189	0.091	0.76	0.92	20800	24917	12.3	10.9
	5 姉川河口	1.2	1.2	1.1	0.9	3	2	0.018	0.023	0.74	0.67	9977	3354	10.8	10.4
	6 三六堀川河口	2.3	1.8	2.8	2.0	2	2	0.237	0.106	0.81	0.77	25324	28208	12.2	10.9
	7 姉川国友	1.0	0.8	0.8	1.0	3	1	0.019	0.030	0.74	0.82	7615	7023	10.8	10.5
	8 薬師堂川中流	1.0	1.3	1.9	1.8	1	3	0.339	0.101	0.61	0.67	26300	11470	12.0	10.2
	9 平田川	0.9	1.3	1.5	2.0	3	<1	0.231	0.044	0.92	0.94	15650	5775	10.4	10.5
	10 大井川河口	1.5	1.2	0.6	1.9	4	4	0.290	0.075	0.77	0.62	4600	1850	13.0	11.1
	11 旧大井川河口	2.0	1.4	1.7	2.2	2	4	0.280	0.102	0.87	0.78	13950	6400	12.0	10.8
	12 五井戸川河口	2.0	1.4	3.0	2.8	10	8	0.240	0.160	0.90	0.78	23000	49950	10.5	10.4
	13 打越川河口	1.0	2.2	2.2	2.2	1	3	0.166	0.126	0.68	0.73	52825	31125	12.2	10.9
	14 南川河口	1.6	1.0	4.4	3.3	7	6	0.106	0.088	1.29	1.14	4100	2300	11.0	9.8
	15 土川	2.1	1.2	3.7	3.2	16	9	0.135	0.126	1.10	1.40	36500	5150	10.4	8.8
	16 的場井川	3.9	3.0	2.3	5.8	2	1	0.153	0.093	0.71	0.97	13650	15950	11.4	8.6
	17 米川支流どんどん橋	1.2	2.4	1.3	1.6	1	2	0.210	0.119	0.86	0.96	16700	68200	9.8	9.4
	18 米川支流神明神社	1.7	1.6	2.2	1.4	2	1	0.210	0.123	0.94	0.75	96975	26825	9.7	9.9
	19 八幡川	1.8	2.9	3.2	2.8	2	2	0.218	0.115	0.90	1.21	172475	62250	10.5	10.3
	20 長浜新川	1.6	0.8	1.0	1.8	4	7	0.180	0.074	0.94	0.77	5600	4050	9.3	9.2
旧浅井地域	21 草野川上流	0.2	<0.5	1.4	1.2	3	1	0.022	0.020	0.55	0.43	60590	2178	10.7	10.5
	22 草野川中流	0.5	0.6	1.2	1.5	1	2	0.031	0.035	0.60	0.50	15923	8585	10.6	10.3
	23 田川上流	<0.5	<0.5	1.3	1.7	1	2	0.040	0.048	0.50	0.55	12177	4887	10.2	10.0
	24 田川中流	1.1	1.2	4.0	4.0	7	8	0.093	0.099	0.78	0.80	22767	23408	10.6	10.2
	25 田根川	1.3	1.3	5.3	5.2	3	3	0.096	0.108	0.72	0.67	7250	3458	10.6	9.7
	26 姉川今荘	0.6	0.8	1.4	1.5	2	2	0.023	0.027	0.61	0.59	14473	8440	10.0	9.8
旧びわ地域	27 丁野木川河口	0.7	1.1	2.6	3.0	5	4	0.055	0.062	0.77	0.84	25400	15675	10.4	10.7
	28 田川河口	0.6	1.2	2.4	3.2	4	6	0.068	0.083	0.76	0.80	7925	14398	10.6	10.5
	29 高時川	0.3	1.0	1.2	1.6	1	2	0.018	0.015	0.56	0.61	965	490	12.0	13.0
	30 姉川河口	0.4	0.8	1.4	1.6	1	2	0.019	0.032	0.60	0.60	1188	3158	11.5	11.1
	31 川道川	1.0	1.1	2.6	3.2	4	5	0.097	0.104	0.84	0.89	22348	14333	10.3	10.4

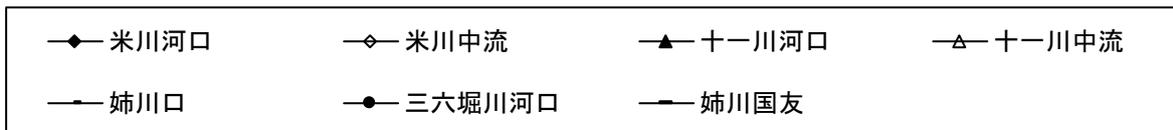
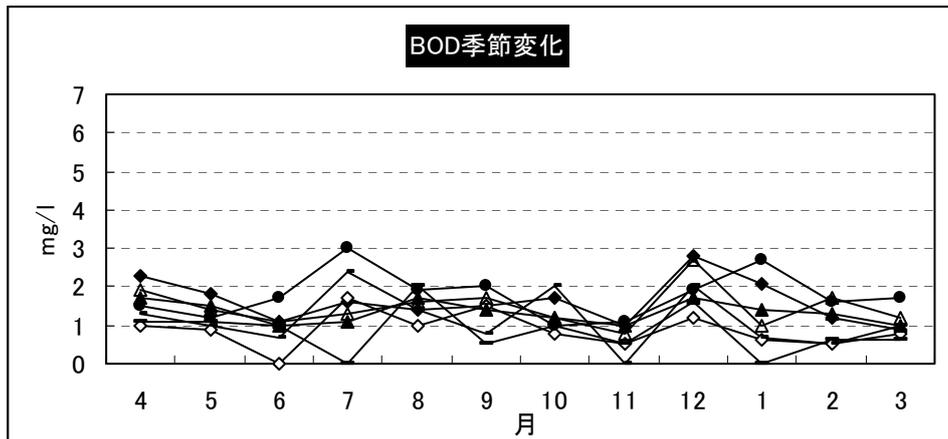
※平成20年度に調査した値の平均値

②季節変化

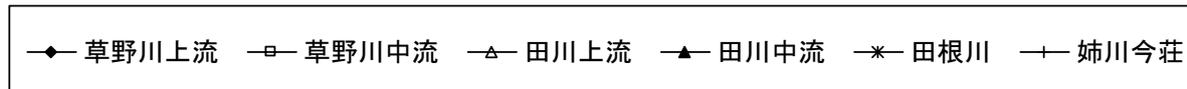
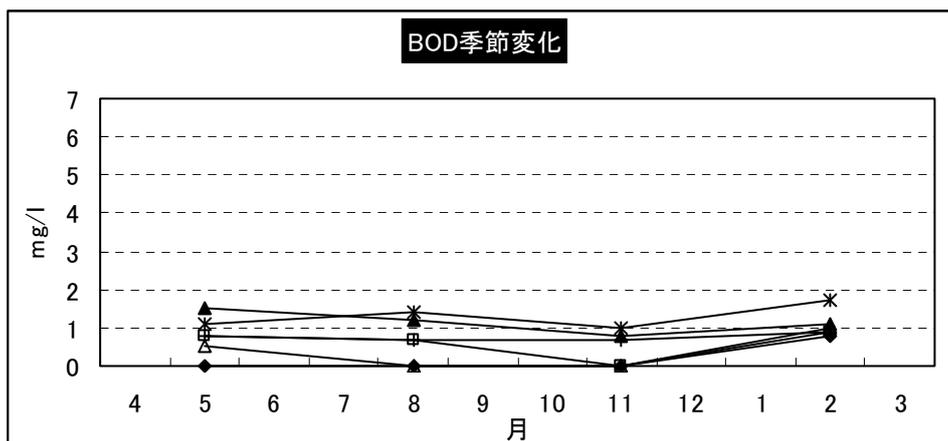
毎月調査地点におけるBODの季節変化を次に示します。

概ね1～3mg/lの値で推移しており人口密集地ではやや高い傾向が見られました。大きな季節変化はありませんでした。

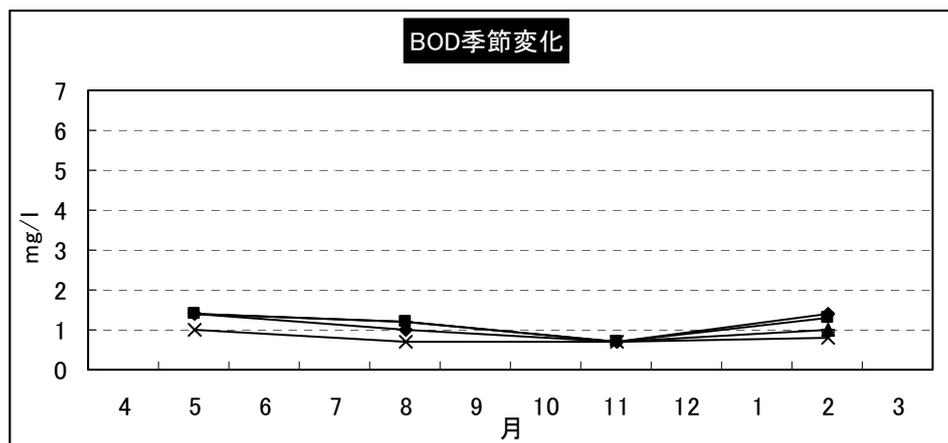
<旧長浜地域>



<旧浅井地域>



<旧びわ地域>



◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 × 姉川河口 + 川道川



<河川 No. 30 姉川河口>



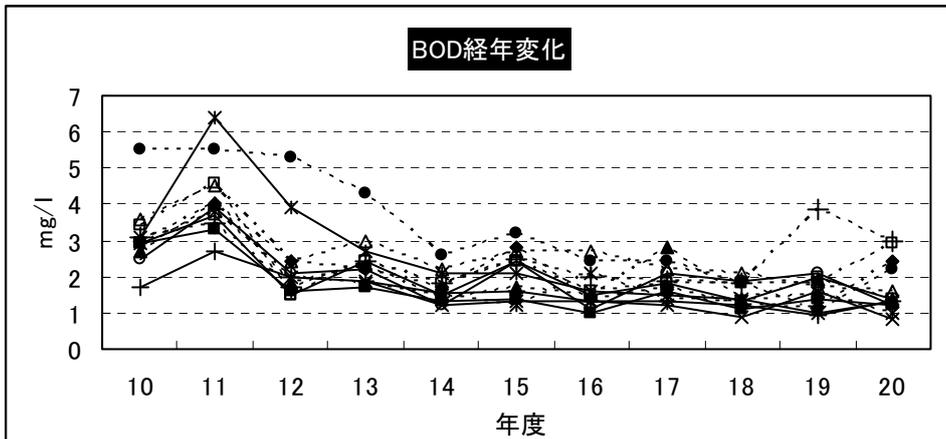
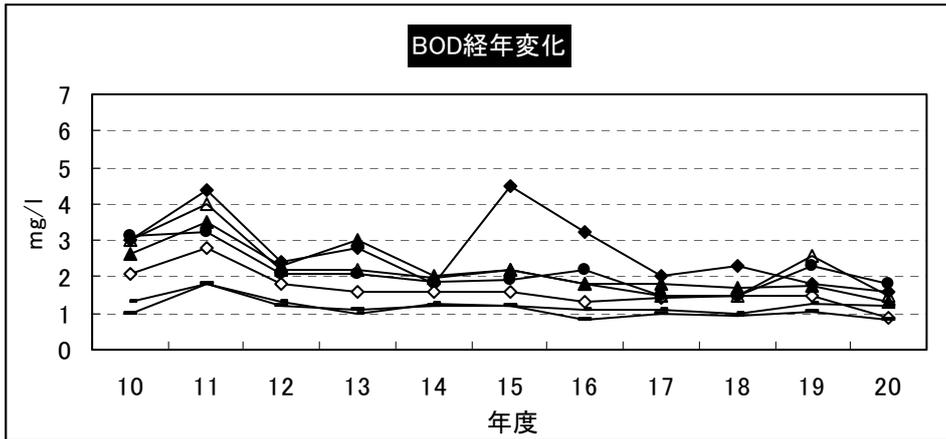
<河川 NO. 24 田川中流>

③経年変化

【BOD】

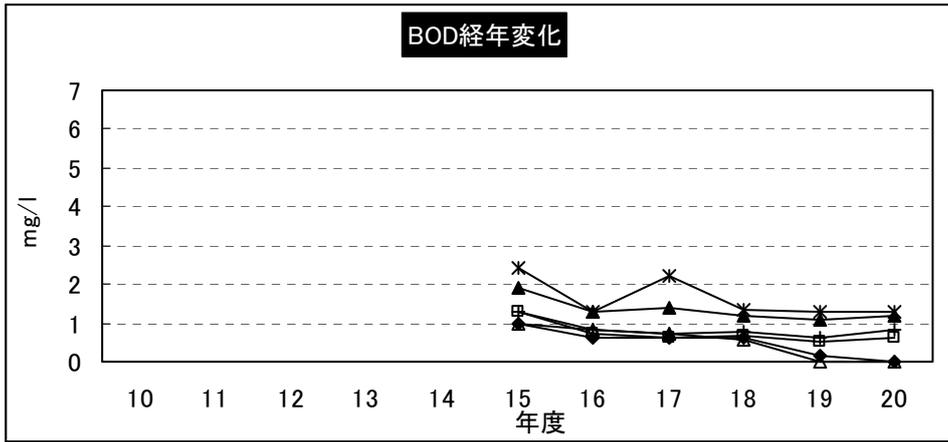
都市部および河口付近は相対的にやや高めの数値となっています。ただし、全体的には、横ばいの状態にあり、特に近年は概ね低い値を維持できています。

<旧長浜地域>



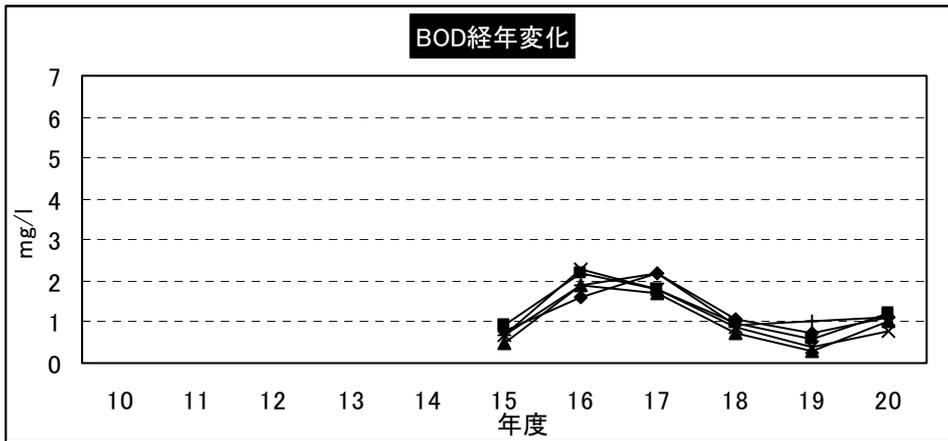
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—●— 姉川河口	—●— 三六堀川河口	—■— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	...▲... 五井戸川河口
...●... 打越川河口	...*... 南川河口	—○— 土川	...+... 的場井川
...◆... 米川支流どんどん橋	...△... 米川支流神明神社	...□... 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▼ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

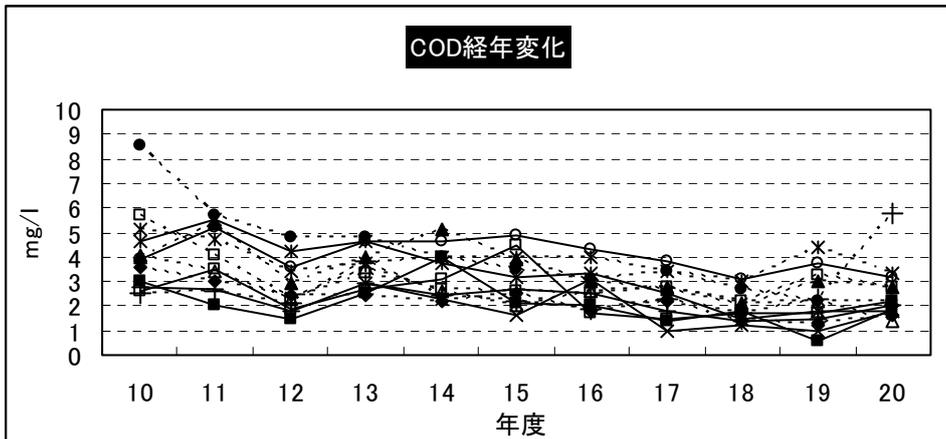
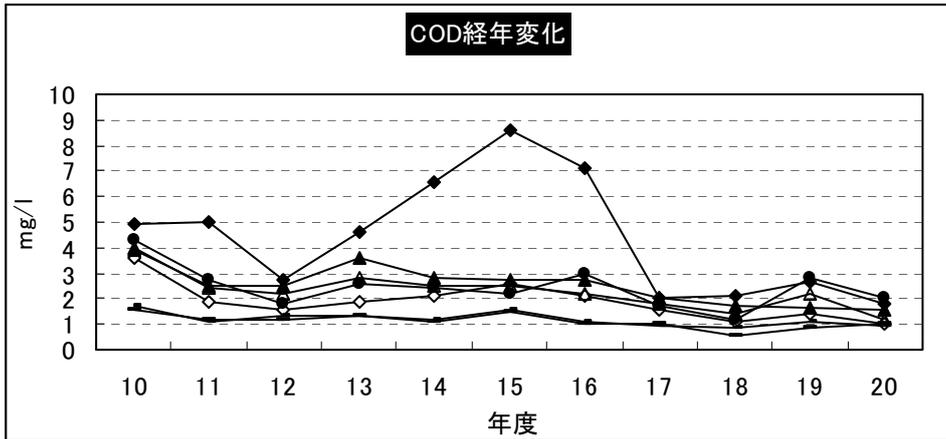


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【COD】

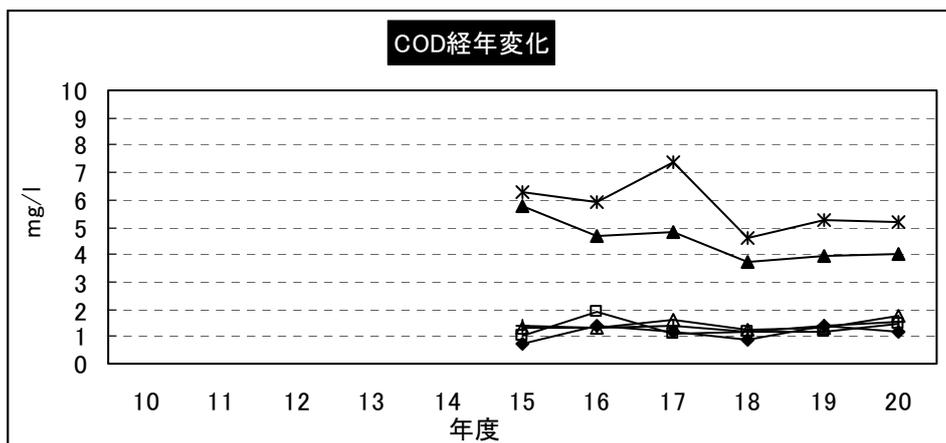
米川河口で高い値を示していましたが、近年は低い値となっています。田根川と田川中流では、大きな変化はあまりありませんが高い値となっており注意が必要です。

<旧長浜地域>



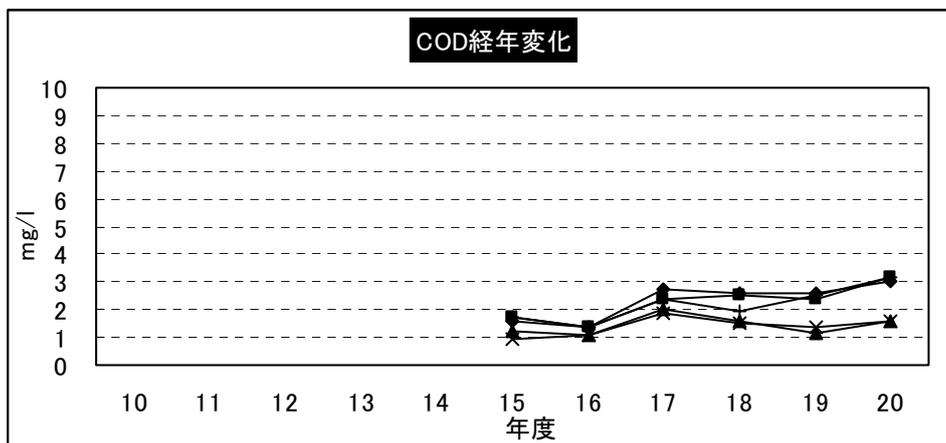
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—■— 姉川河口	—●— 三六堀川河口	—□— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	···▲··· 五井戸川河口
···●··· 打越川河口	···*··· 南川河口	—○— 土川	···+··· 的場井川
···◆··· 米川支流どんどん橋	···△··· 米川支流神明神社	···□··· 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▲ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

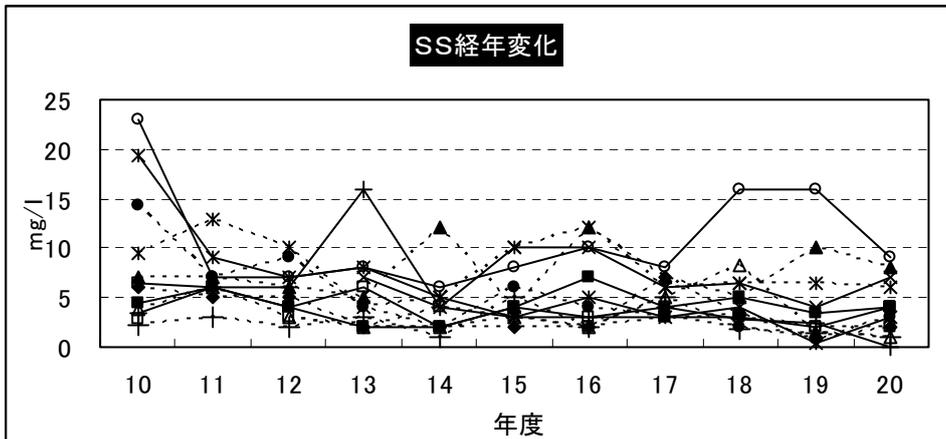
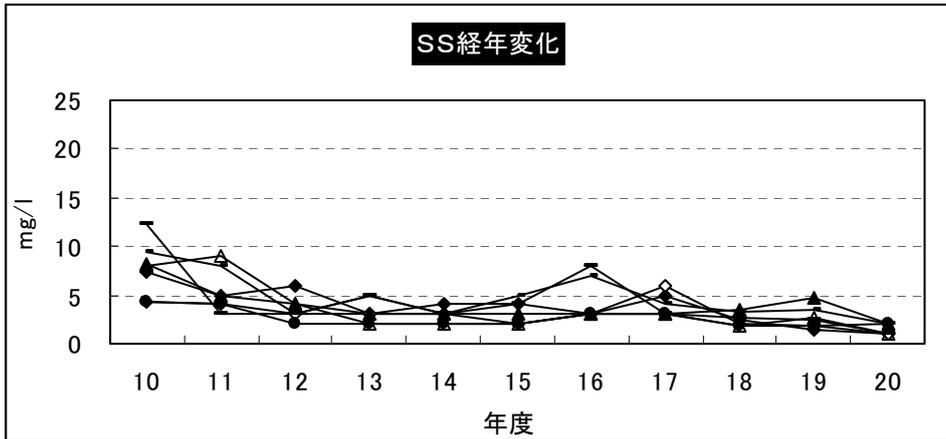


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【SS】

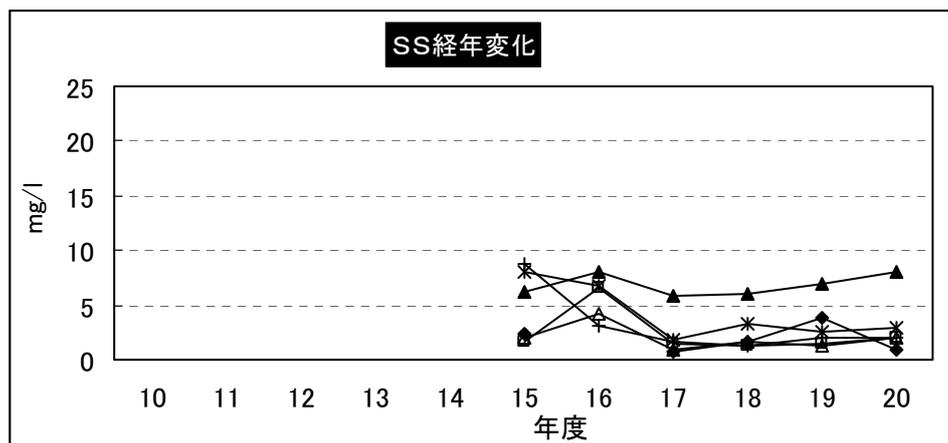
土川は一時期高い値となっておりますが、昨年は低い値となり改善が見られました。一方で、田川中流は増加傾向にあり注意が必要です。その他の河川については、全体的に概ね横ばいの状態でした。

<旧長浜地域>



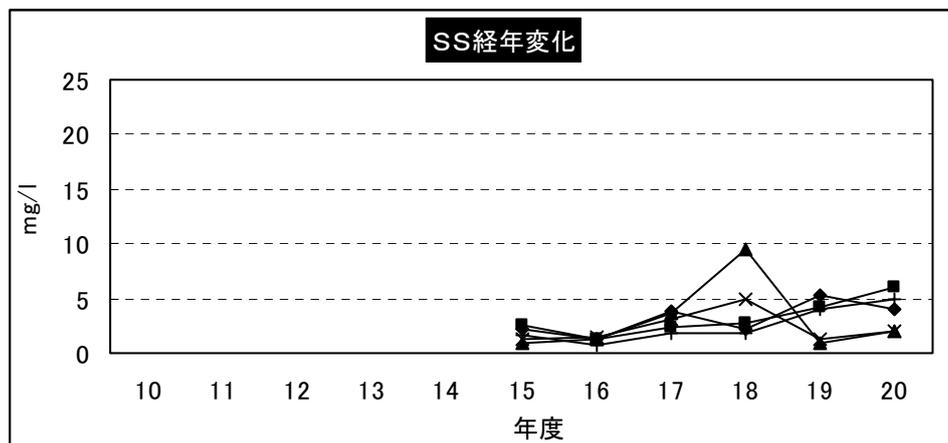
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—●— 姉川	—●— 三六堀川河口	—■— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	...▲... 五井戸川河口
...●... 打越川河口	...*... 南川河口	—○— 土川	...+... 的場井川
...◆... 米川支流どんどん橋	...△... 米川支流神明神社	...□... 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



- ◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▼ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

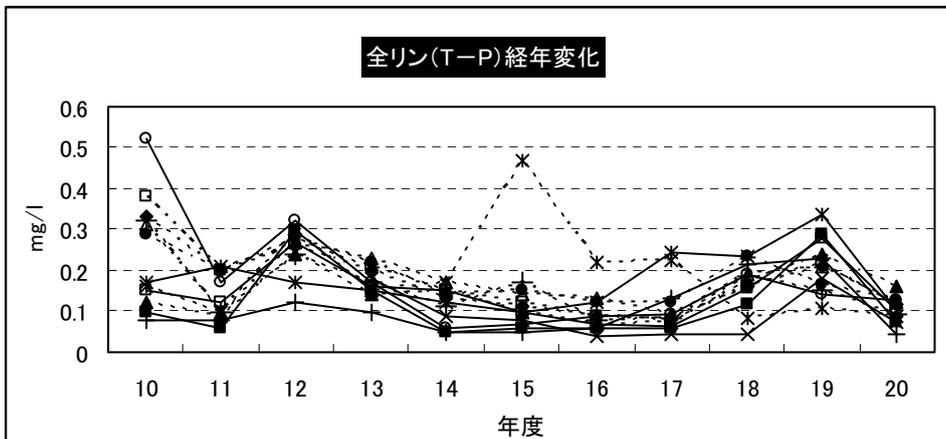
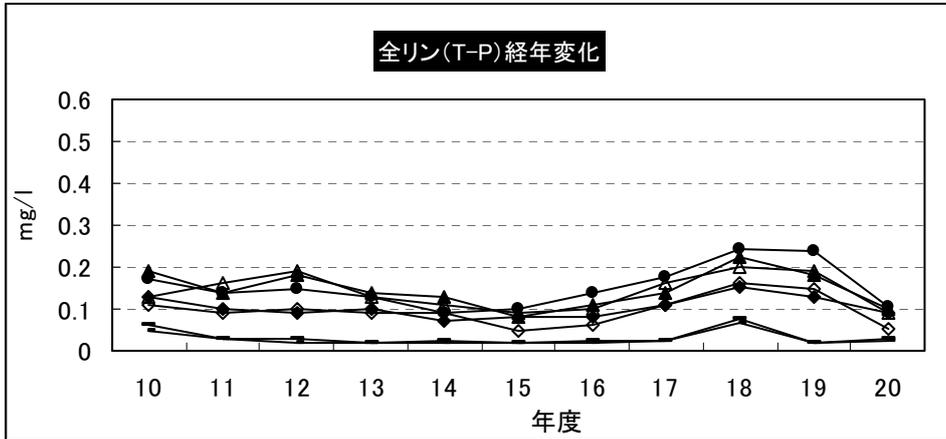


- ◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【全りん】

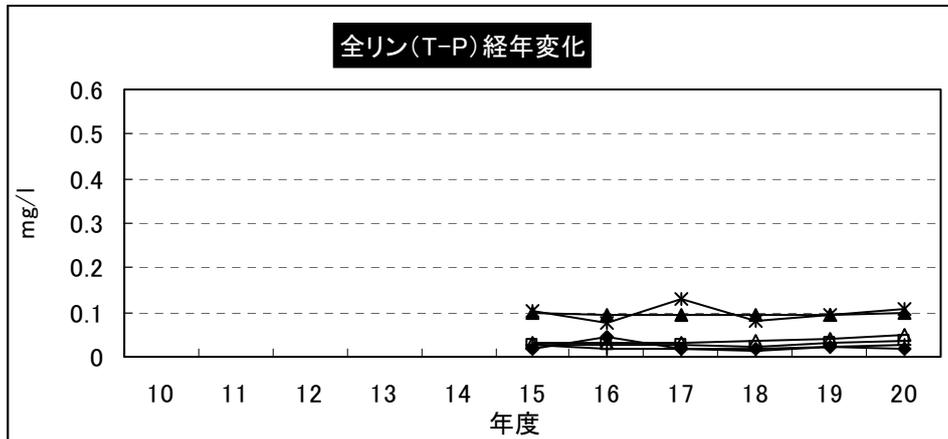
近年、旧長浜地域で増加傾向が見られましたが、改善傾向が見られました。

<旧長浜地域>



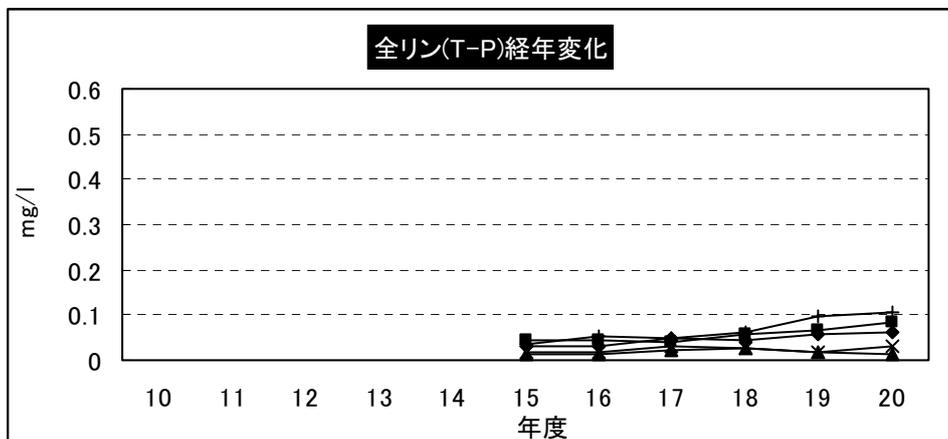
- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —■— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —□— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ...▲... 五井戸川河口 |
| ...●... 打越川河口 | ...*... 南川河口 | —○— 土川 | ...+... 的場井川 |
| ...◆... 米川支流どんどん橋 | ...△... 米川支流神明神社 | ...□... 八幡川 | —×— 長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▲ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

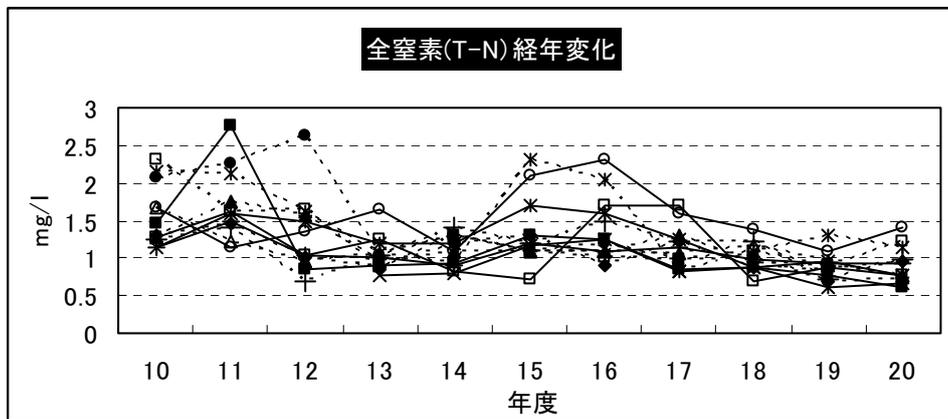
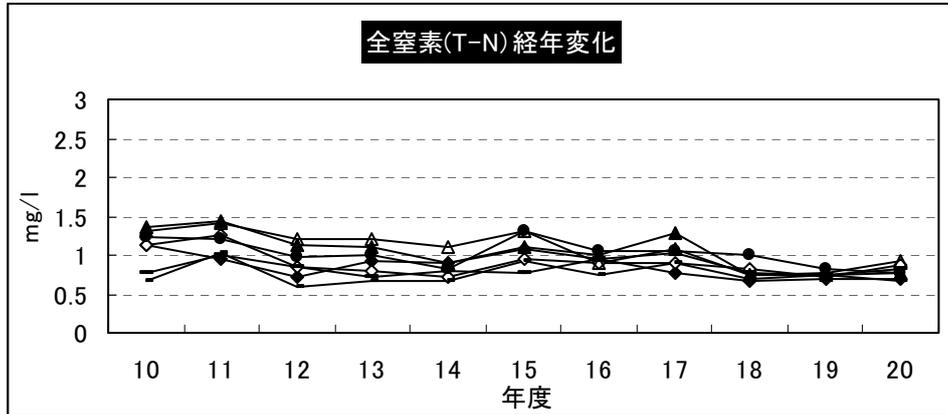


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【全窒素】

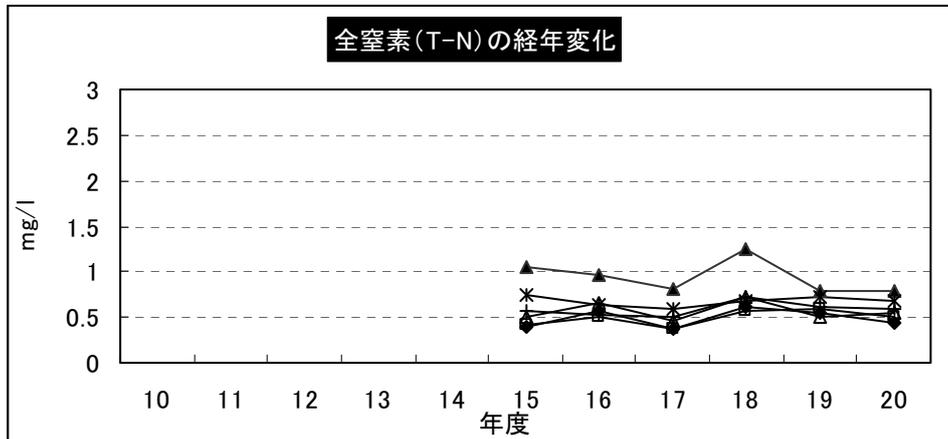
特に大きな変動はなく、低い値でした。

<旧長浜地域>



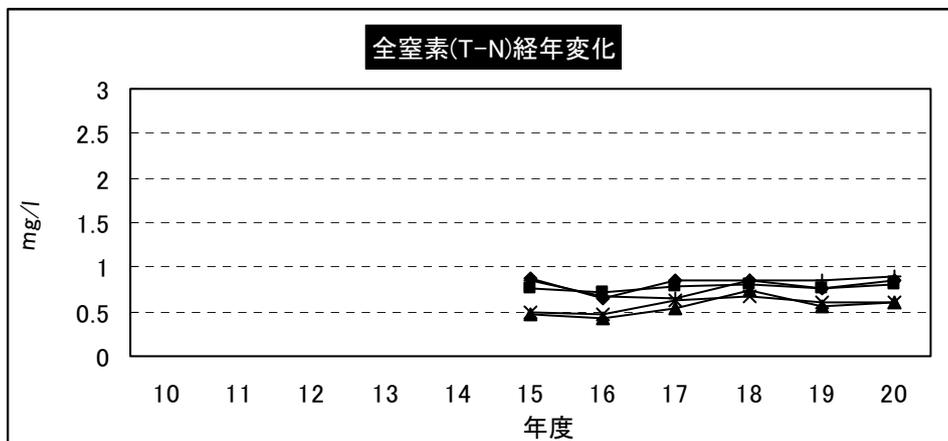
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—■— 姉川河口	—●— 三六堀川河口	—□— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	···▲··· 五井戸川河口
···●··· 打越川河口	···*··· 南川河口	—○— 土川	···+··· 的場井川
···◆··· 米川支流どんどん橋	···△··· 米川支流神明神社	···□··· 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▼ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

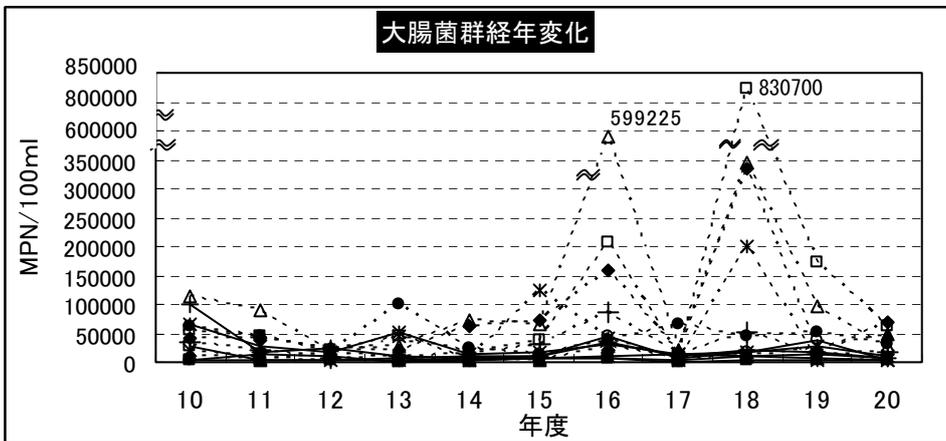
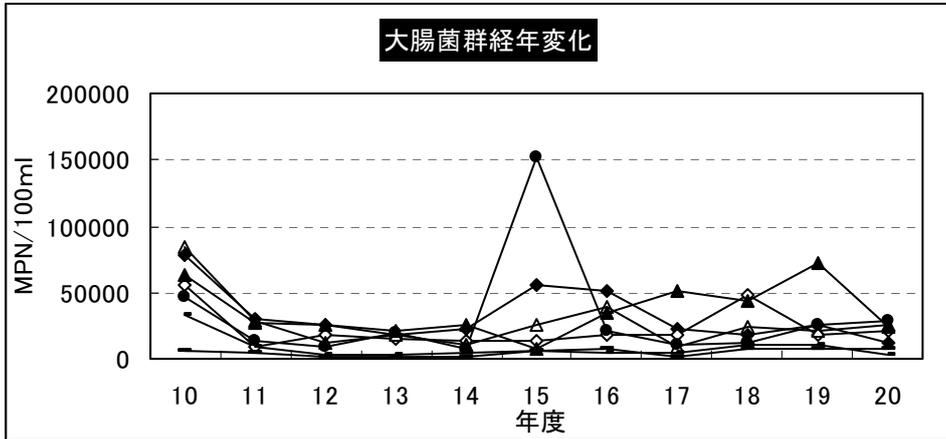


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【大腸菌群】

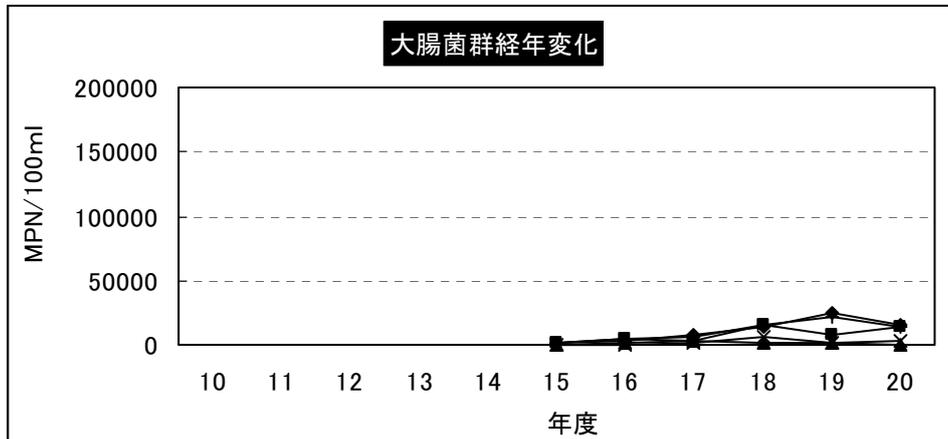
一時的に高い値であった十一川中流、八幡川なども低い値でした。

<旧長浜地域>



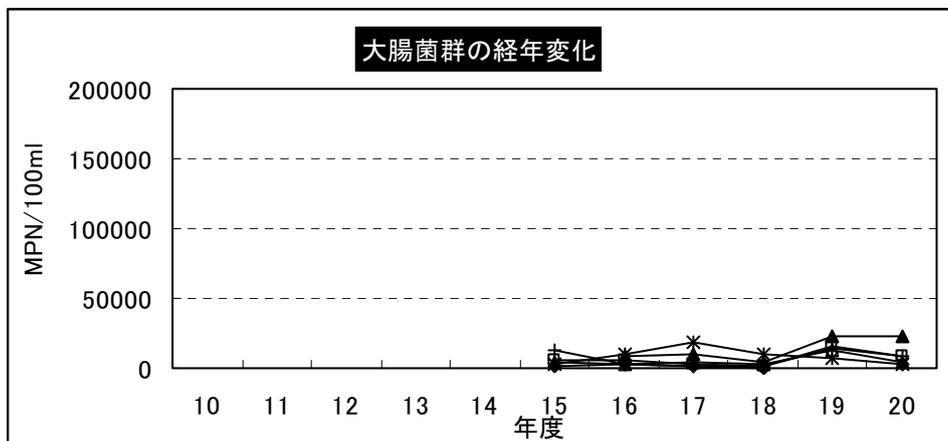
- | | | | |
|-------------|------------|----------|----------|
| ◆—米川河口 | ◇—米川中流 | ▲—十一川河口 | △—十一川中流 |
| —姉川河口 | ●—三六堀川河口 | —姉川国友 | ＊—薬師堂川中流 |
| —平田川 | ■—大井川河口 | □—旧大井川河口 | ▲—五井戸川河口 |
| ●—打越川河口 | ＊—南川河口 | ○—土川 | +—的場井川 |
| ◆—米川支流どんだん橋 | △—米川支流神明神社 | □—八幡川 | ×—長浜新川 |

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 ▲ 田川上流 ▲ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

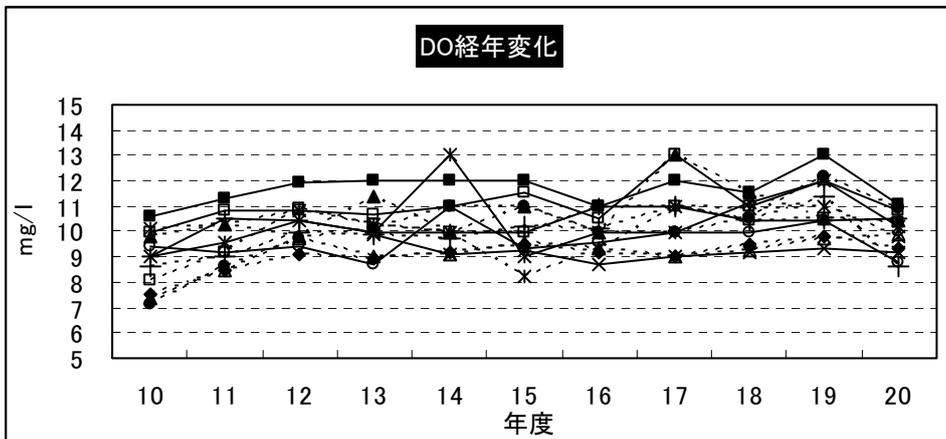
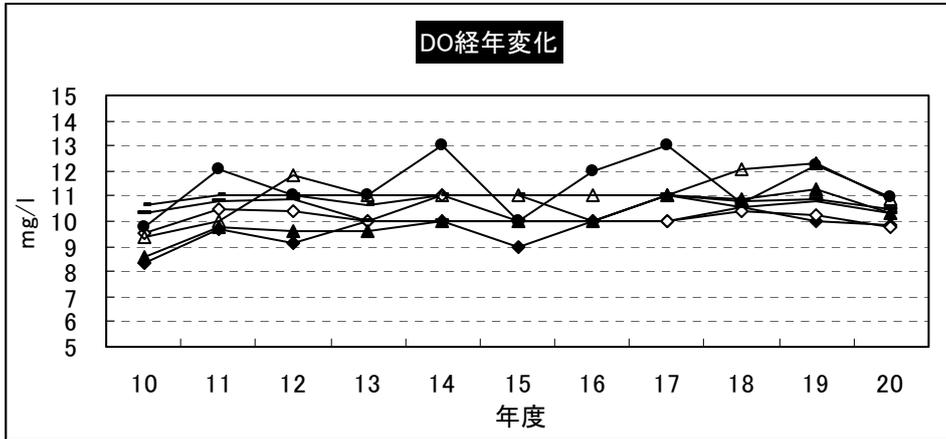


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【DO】

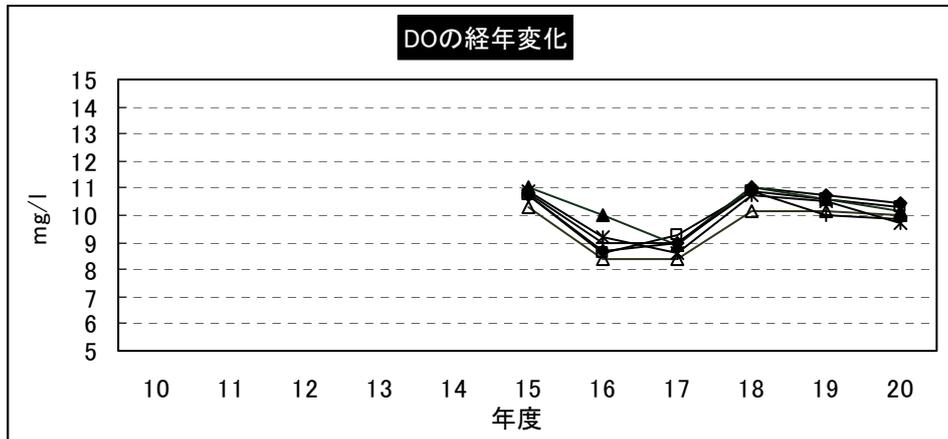
概ね横ばいであり、十分な酸素量であることが確認されました。

<旧長浜地域>



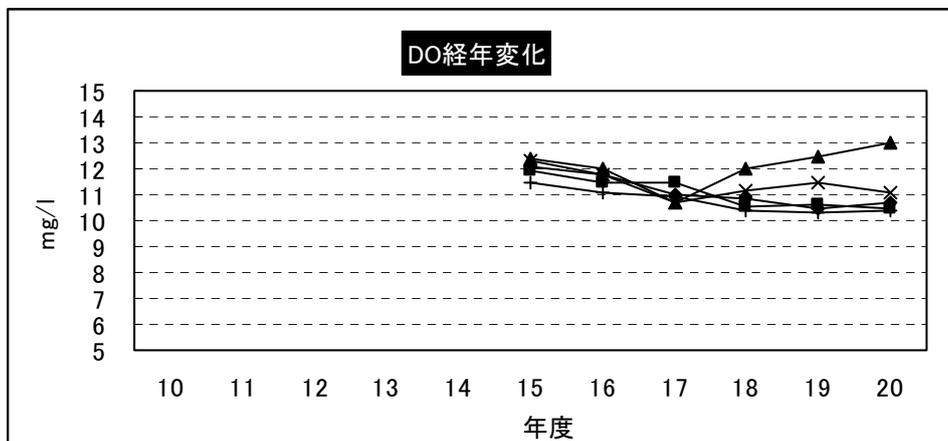
—◆— 米川河口	—◇— 米川中流	—▲— 十一川河口	—△— 十一川中流
—●— 姉川河口	—●— 三六堀川河口	—■— 姉川国友	—*— 薬師堂川中流
—+— 平田川	—■— 大井川河口	—□— 旧大井川河口	...▲... 五井戸川河口
...●... 打越川河口	...*... 南川河口	—○— 土川	...+... 的場井川
...◆... 米川支流どんどん橋	...△... 米川支流神明神社	...□... 八幡川	—×— 長浜新川

<旧浅井地域>



◆ 草野川上流 □ 草野川中流 △ 田川上流 ▲ 田川中流 * 田根川 + 姉川今荘

<旧びわ地域>

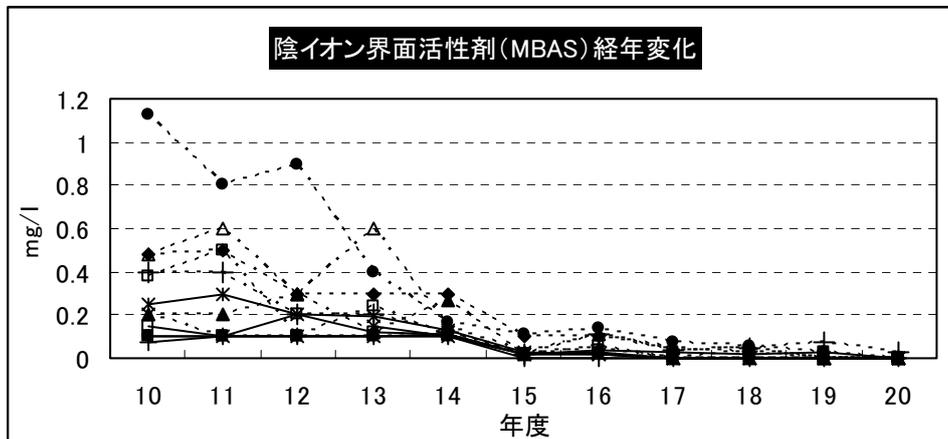
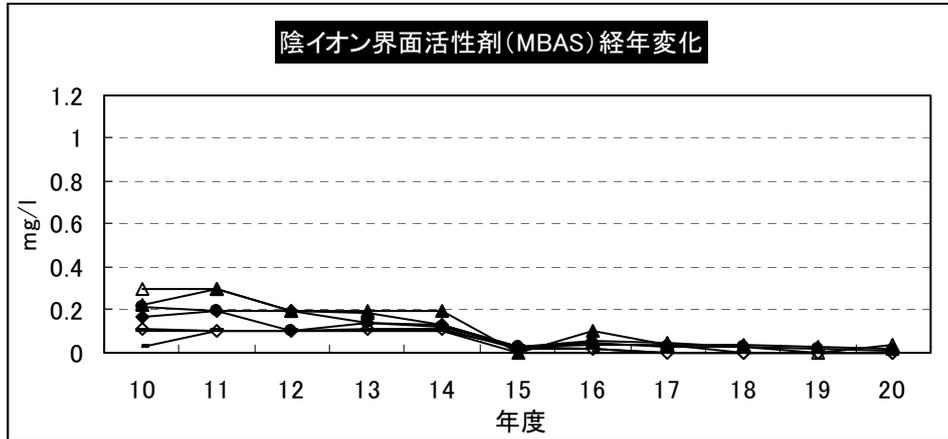


◆ 丁野木川河口 ■ 田川河口 ▲ 高時川 * 姉川河口 + 川道川

【陰イオン界面活性剤】

10年ほど前は人口密集地で高い値となっていたましたが、近年は低い値で安定しています。

<旧長浜地域>



- | | | | |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| —◆— 米川河口 | —◇— 米川中流 | —▲— 十一川河口 | —△— 十一川中流 |
| —■— 姉川河口 | —●— 三六堀川河口 | —□— 姉川国友 | —*— 薬師堂川中流 |
| —+— 平田川 | —■— 大井川河口 | —□— 旧大井川河口 | ···▲··· 五井戸川河口 |
| ···●··· 打越川河口 | ···*··· 南川河口 | —○— 土川 | ···+··· 的場井川 |
| ···◆··· 米川支流どんどん橋 | ···△··· 米川支流神明神社 | ···□··· 八幡川 | —×— 長浜新川 |

6 評価

代表的な水質指標であるBODについてみると、近年はいずれの河川も概ね1 mg/1～3 mg/1の範囲で安定して推移しており、低い値を維持しています。

大腸菌群に関しては、増加傾向を示す河川もありましたが、回復の兆しが見えてきました。その他の項目についても、現時点では問題ないレベルを維持しています。

また、環境基準において人の健康に直接被害を及ぼすものとして分類されている項目（健康項目）については、各地点とも不検出であり、問題ないものと考えられます。



<河川 No. 7 三六堀川河口>



<河川 No. 3 1 川道川>

〈旧長浜地域〉

公共用水域測定結果表 (1:米川河口)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			10:50	9:50	10:00	9:40	9:50	10:00	9:35	9:30	9:45	9:55	10:08	9:46
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			16.0	22.5	26.5	31.0	35.0	31.0	24.5	15.0	17.0	7.0	4.0	7.5
水温(度)			15.0	15.0	19.0	21.5	21.5	20.0	16.0	13.0	13.0	10.0	9.0	10.0
採取位置			中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.4	8.3	8.3	8.2	8.5	8.2	8.5	8.5	8.1	8.1	7.6	7.8
DO (mg/l)			9.6	9.2	9.6	8.3	9.1	11.6	10.3	10.5	9.2	9.7	10	11
BOD (mg/l)			2.3	1.8	1.1	1.6	1.4	1.5	1.7	1.0	2.8	2.1	1.2	0.9
COD (mg/l)			0.2	0.1	1.0	1.2	5.9	2.2	1.2	1.4	2.0	2.8	1.9	1.9
SS (mg/l)			< 1	1	3	3	2	< 1	< 1	< 1	1	1	3	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			13000	2300	13000	35000	49000	23000	4900	4900	500	1300	3500	1300
カドミウム (mg/l)			< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)			ND	ND			ND			ND		ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ひ素 (mg/l)														
PCB (mg/l)			ND	ND									ND	ND
六価クロム (mg/l)			< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02
全りん (mg/l)			-	0.089	0.122	0.123	0.089	0.078	0.076	0.073	0.077	0.081	0.128	0.062
全窒素 (mg/l)			0.76	0.32	0.40	0.43	0.43	-	-	0.61	1.21	0.96	0.96	0.82
KJ-N (mg/l)			0.24	0	0	0	0	-	-	0	0.53	0.25	0.31	0.22
NO ₂ -N (mg/l)			0.007	0.009	0.006	0.007	0.007	0.013	0.005	0.006	0.010	0.011	0.010	0.008
NO ₃ -N (mg/l)			0.51	0.31	0.39	0.42	0.42	0.46	0.59	0.60	0.67	0.70	0.64	0.59
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表 (2:米川中流)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			10:40	9:35	9:30	9:30	9:35	9:35	9:25	9:20	9:23	9:45	9:58	9:28
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			18.5	22.0	28.0	32.0	32.0	32.0	22.0	14.0	15.0	4.5	6.0	8.0
水温(度)			15.0	15.5	18.5	21.0	21.0	19.0	16.0	13.0	13.0	10.0	9.0	10.0
採取位置			右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			8.3	8.2	8.3	8.1	8.3	8.1	8.4	8.4	8.0	7.9	7.7	7.7
DO (mg/l)			9.7	9.2	10.2	8.7	8.5	10.8	10.2	9.8	9.2	9.6	10	11
BOD (mg/l)			1.0	0.9	< 0.5	1.7	1.0	1.5	0.8	0.5	1.2	0.6	0.5	0.8
COD (mg/l)			0.4	1.7	0.4	1.2	0.4	0.8	0.8	0.6	1.2	1.8	1.4	1.7
SS (mg/l)			< 1	2	2	3	1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			54000	900	3300	54000	70000	23000	13000	3300	1400	24000	2300	1700
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ヒ素 (mg/l)														
PCB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			-	0.068	0.085	0.079	0.060	0.047	0.043	0.038	0.042	0.050	0.039	0.037
全窒素 (mg/l)			0.83	0.58	0.7	0.80	0.52	-	-	1.40	1.26	1.17	0.78	0.7
KJ-N (mg/l)			0.24	0.24	0.24	0.24	0	-	-	0.77	0.53	0.41	0.09	0.11
NO ₂ -N (mg/l)			0.006	0.009	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.006	0.009	0.017	0.007	0.008
NO ₃ -N (mg/l)			0.58	0.33	0.43	0.55	0.52	0.55	0.64	0.62	0.72	0.74	0.68	0.60
MB活性物質 (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均			-											
最大			> 50											
最小			> 50											

公共用水域測定結果表 (3:十一川河口)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			11:10	10:15	10:20	9:55	10:35	10:20	9:50	9:40	10:00	10:15	10:26	10:08
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			14.5	18.0	24.5	30.0	33.5	31.5	22.0	18.0	22.0	10.0	6.0	8.5
水温(度)			13.5	17.0	21.0	23.0	26.5	21.0	17.0	13.5	13.0	9.0	9.0	10.5
採取位置			右岸	右岸	右岸	右岸	右岸	右岸						
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層						
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			8.2	8.3	8.4	8.6	8.5	8.2	8.3	8.3	7.9	8.0	7.8	8.2
DO (mg/l)			9.5	10.5	11.1	8.1	8.3	12.1	12.2	10.2	9.8	11	10	10.3
BOD (mg/l)			1.7	1.5	1.0	1.1	1.7	1.4	1.2	1.0	1.7	1.4	1.3	1.3
COD (mg/l)			0.2	2.7	0.8	2.4	1.2	1.8	0.4	0.6	1.6	4.1	2.2	1.6
SS (mg/l)			2	< 1	2	5	2	2	< 1	1	1	1	4	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			11000	4900	23000	35000	110000	33000	11000	7900	4900	2400	4900	23583
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)							< 0.0005						< 0.0005	< 0.0005
ひ素 (mg/l)							< 0.005						< 0.005	< 0.005
PCB (mg/l)				ND									ND	ND
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			-	0.129	0.144	0.079	0.109	0.107	0.096	0.088	0.086	0.092	0.107	0.102
全窒素 (mg/l)			1.3	0.60	0.38	0.09	0.54	-	-	0.60	1.15	1.22	0.90	0.76
KJ-N (mg/l)			0.72	0.24	0	0	0.24	-	-	0	0.53	0.51	0.30	0.28
NO ₂ -N (mg/l)			0.023	0.020	0.013	0.003	0.009	0.010	0.013	0.016	0.019	0.022	0.023	0.016
NO ₃ -N (mg/l)			0.52	0.34	0.37	0.088	0.29	0.45	0.53	0.58	0.60	0.69	0.58	0.47
MB活性物質 (mg/l)				0.03			< 0.02			0.03			< 0.02	0.02
														平均
														最大
														最小

公共用水域測定結果表 (4:十一川中流)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			11:15	11:05	9:40	10:10	10:45	10:20	10:20	10:10	10:25	10:25	10:41	10:20
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			17.0	19.0	26.0	30.0	33.0	30.0	20.0	18.0	14.0	9.0	3.0	7.0
水温(度)			16.5	19.5	17.5	23.0	23.0	21.5	17.0	14.0	13.0	10.0	10.0	11.0
採取位置			中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			8.3	8.5	8.6	8.5	8.5	8.3	8.3	8.1	7.8	8.0	7.9	8.0
DO (mg/l)			9.2	11.6	11.8	11.5	10.3	12.4	11.5	10.3	10	11	10	11
BOD (mg/l)			1.9	1.4	1.1	1.3	1.6	1.7	1.2	0.8	2.7	1.0	1.7	1.2
COD (mg/l)			0.2	2.3	1.2	2.0	0.8	1.8	0.4	0.2	1.5	0.8	2.0	1.7
SS (mg/l)			3	2	1	3	2	1	< 1	< 1	2	1	1	< 1
大腸菌数(MPN/100ML)			3300	2200	54000	54000	79000	79000	4900	2300	500	3500	3300	13000
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ヒ素 (mg/l)														
PCB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全少 (mg/l)			-	0.116	0.120	0.090	0.109	0.095	0.092	0.069	0.073	0.083	0.084	0.073
全窒素 (mg/l)			0.901	0.59	0.39	0.68	0.88	-	-	1.19	0.95	1.27	1.04	1.27
KJ-N (mg/l)			0.24	0	0	0.24	0.49	-	-	0.51	0.26	0.51	0.31	0.55
NO ₂ -N (mg/l)			0.031	0.027	0.014	0.014	0.010	0.012	0.013	0.018	0.016	0.028	0.023	0.018
NO ₃ -N (mg/l)			0.63	0.56	0.38	0.43	0.38	0.52	0.56	0.66	0.67	0.73	0.71	0.70
MB活性物質 (mg/l)				0.05			< 0.02			0.04			0.05	0.04
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表 (5:姉川口)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			10:20	9:40	10:30	9:40	9:40	9:40	9:30	9:20	9:40	9:45	9:28	9:40
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			17.0	16.2	23.0	29.0	30.0	29.5	18.0	14.0	11.0	4.0	1.0	5.0
水温(度)			11.5	13.5	21.0	19.0	20.5	18.5	14.0	10.5	9.0	3.0	5.0	6.0
採取位置			中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
PH			8.3	8.4	8.5	8.4	8.5	8.4	8.5	8.2	8.0	7.9	7.8	7.9
DO (mg/l)			9.4	9.2	8.5	7.8	7.6	9.2	10.4	11.1	12	13	13	13
BOD (mg/l)			1.3	1.0	0.7	2.4	1.4	0.8	2.0	< 0.5	2.0	0.7	0.5	1.0
COD (mg/l)			0.4	1.6	0.6	1.0	0.8	0.4	0.2	0.5	1.7	0.6	1.5	1.3
SS (mg/l)			3	4	3	3	3	3	2	2	2	< 1	1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			3300	1400	11000	11000	4900	5000	500	800	1300	330	230	490
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND						ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ひ素 (mg/l)														
PCB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全少 (mg/l)			-	0.033	0.024	0.025	0.022	0.031	0.022	0.011	0.024	0.022	0.020	0.015
全窒素 (mg/l)			0.46	0.31	0.52	0.52	0.54	-	-	0.51	1.27	1.34	0.69	0.57
KJ-N (mg/l)			0	0	0.24	0.24	0.24	-	-	0.20	0.79	0.76	0.19	0.13
NO ₂ -N (mg/l)			0.004	0.005	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.010	0.008	0.005	0.005
NO ₃ -N (mg/l)			0.46	0.30	0.28	0.28	0.30	0.46	0.39	0.31	0.47	0.57	0.49	0.43
MB活性物質 (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表

(6:三六堀川河口)

年	月	日	H20.4.16	H20.5.15	H20.6.18	H20.7.16	H20.8.6	H20.9.10	H20.10.16	H20.11.12	H20.12.10.	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			11:00	10:00	10:05	9:45	10:00	10:10	9:40	9:35	9:55	10:06	10:19	9:53
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			17.5	19.0	26.0	30.5	32.0	31.5	20.0	14.0	16.0	6.0	3.0	7.0
水温(度)			18.5	20.0	24.0	26.0	27.5	23.0	20.0	17.0	16.0	12.0	11.0	13.5
採取位置			左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸
採水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.2	8.4	8.4	8.4	8.8	8.3	8.4	8.4	8.2	7.8	7.9	8.1
DO (mg/l)			11.0	11.5	10.2	10.7	7.3	12.7	12.1	11.5	12	11	10	11
BOD (mg/l)			1.5	1.2	1.7	3.0	1.9	2.0	1.0	1.1	1.9	2.7	1.6	1.7
COD (mg/l)			1.6	1.6	1.2	6.7	0.8	2.6	0.4	1.4	2.1	0.4	2.7	2.4
SS (mg/l)			6	3	2	3	5	4	< 1	2	1	1	1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			7900	5400	17000	11000	160000	110000	1300	17000	2200	790	5400	160000
カドミウム (mg/l)			< 0.001	< 0.001			< 0.001			< 0.001		< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005	< 0.005			< 0.005			< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)			ND	ND			ND			ND		ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ヒ素 (mg/l)														
PCB (mg/l)				ND									ND	ND
六価クロム (mg/l)			< 0.02	< 0.02			< 0.02			< 0.02		< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			-	0.100	0.115	0.126	0.098	0.222	0.088	0.082	0.097	0.090	0.075	0.073
全窒素 (mg/l)			0.455	0.387	0.516	0.695	0.436	-	-	1.13	1.17	1.18	0.77	0.97
KJ-N (mg/l)			0	0	0	0.49	0	-	-	0.51	0.53	0.51	0.24	0.28
NO ₂ -N (mg/l)			0.005	0.007	0.006	0.005	0.006	0.011	0.004	0.005	0.006	0.006	0.007	0.005
NO ₃ -N (mg/l)			0.45	0.38	0.51	0.20	0.43	0.48	0.62	0.61	0.63	0.66	0.52	0.68
MB活性物質 (mg/l)				< 0.02			< 0.02			0.03			< 0.02	
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表 (7:姉川国友)

年	月	日	H204.16	H205.15	H206.18	H207.16	H208.6	H209.10	H2010.16	H2011.12	H2012.10	H21.1.14	H21.2.18	H21.3.11
採取時刻			9:25	10:05	9:50	10:00	10:00	10:00	10:25	9:40	10:00	10:05	9:44	9:55
天候(当日)			晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雪	曇
気温(度)			15.0	17.2	25.0	28.0	34.0	27.0	21.0	15.0	13.0	5.0	4.0	7.0
水温(度)			12.5	15.5	18.0	19.5	23.0	20.5	17.0	14.0	11.0	6.0	5.0	7.0
採取位置			左岸	左岸	左岸	左岸	左岸	左岸						
採水水深(m)			表層	表層	表層	表層	表層	表層						
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.3	8.4	8.2	8.1	8.6	8.2	8.2	8.4	7.8	8.0	7.5	7.6
DO (mg/l)			9.3	9.3	11.8	8.1	8.5	8.7	10.7	10.3	11	13	13	12
BOD (mg/l)			1.1	1.1	1.0	< 0.5	2.0	0.5	1.0	0.5	1.6	< 0.5	0.6	0.6
COD (mg/l)			0.1	1.6	1.2	1.0	0.4	0.6	0.8	1.6	1.2	0.2	1.4	1.4
SS (mg/l)			2	3	2	2	1	2	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			1300	1100	24000	7900	35000	8000	2300	2700	1300	230	330	110
カドミウム (mg/l)				< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)				< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)				ND			ND			ND			ND	ND
総水銀 (mg/l)														
ひ素 (mg/l)														
POB (mg/l)														
六価クロム (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			-	0.041	0.053	0.049	0.038	0.029	0.025	0.020	0.016	0.018	0.020	0.016
全窒素 (mg/l)			0.97	0.85	0.74	0.72	0.61	-	-	0.71	1.12	0.94	0.79	0.73
Kj-N (mg/l)			0.48	0.49	0.24	0.24	0	-	-	0	0.53	0.25	0.18	0.18
NO ₂ -N (mg/l)			0.003	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
NO ₃ -N (mg/l)			0.49	0.35	0.49	0.48	0.61	0.55	0.60	0.71	0.59	0.69	0.61	0.55
MB活性物質 (mg/l)				< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02	< 0.02
平均														
最大														
最小														

公共用水域測定結果表

(10:大井川河口)

年	月	日	H20.5.15	H20.11.12
採取時刻	10:35	10:35	10:35	10:35
天候(当日)	晴	晴	晴	晴
気温(度)	16.2	16.5	15.0	14.0
水温(度)	16.5	16.5	14.0	14.0
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
P H	8.1	8.1	8.1	8.1
DO (mg/l)	10.7	11.5	11.1	10.7
BOD (mg/l)	1.3	1.0	1.2	1.0
COD (mg/l)	3.1	0.6	1.9	0.6
SS (mg/l)	8	< 1	4	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)	2300	1400	1850	1400
カドミウム (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)				
ひ素 (mg/l)				
PCB (mg/l)	ND	ND	ND	ND
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)	0.109	0.040	0.075	0.040
全窒素 (mg/l)	0.44	0.81	0.62	0.44
KJ-N (mg/l)	0	0.20	0.10	0
NO ₂ -N (mg/l)	0.016	0.006	0.011	0.006
NO ₃ -N (mg/l)	0.42	0.60	0.51	0.42
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均	-	8.1	11.1	10.7
最大	> 50	8.1	11.5	10.7
最小	> 50	8.1	11.1	10.7

公共用水域測定結果表

(11:旧大井川河口)

年	月	日	H20.5.15	H20.11.12
採取時刻	10:50	10:50	10:50	10:25
天候(当日)	晴	晴	晴	晴
気温(度)	16.0	16.0	16.0	16.0
水温(度)	18.0	18.0	13.0	13.0
採取位置	右岸	右岸	右岸	右岸
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50
P H	8.2	8.4	8.3	8.2
DO (mg/l)	10.3	11.3	10.8	10.3
BOD (mg/l)	2.0	0.8	1.4	0.8
COD (mg/l)	3.5	0.8	2.2	0.8
SS (mg/l)	6	2	4	2
大腸菌群数(MPN/100ML)	4900	7900	6400	4900
カドミウム (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)				
ひ素 (mg/l)				
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)	0.129	0.075	0.102	0.075
全窒素 (mg/l)	0.48	1.07	0.78	0.48
KJ-N (mg/l)	0	0.51	0.26	0
NO ₂ -N (mg/l)	0.023	0.013	0.018	0.013
NO ₃ -N (mg/l)	0.46	0.55	0.50	0.46
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
平均	-	8.4	10.8	10.3
最大	> 50	8.4	11.3	10.3
最小	> 50	8.4	11.3	10.3

公共用水域測定結果表

(12:五井戸川河口)

年	月	日	H20.5.15	H20.11.12
採取時刻	10:25	晴	9:50	晴
天候(当日)				
気温(度)	23.0	14.0		
水温(度)	18.0	13.0		
採取位置	右岸	右岸		
採水深(m)	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	44	> 50	> 50	> 50
P H	7.9	8.3	8.1	8.3
DO (mg/l)	8.9	11.9	10.4	11.9
BOD (mg/l)	1.7	1.2	1.4	1.2
COD (mg/l)	4.7	1.0	2.8	1.0
SS (mg/l)	14	1	8	1
大腸菌群数(MPN/100ML)	7900	92000	49950	92000
カドミウム (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/l)				
ひ素 (mg/l)				
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)	0.246	0.073	0.160	0.246
全窒素 (mg/l)	0.47	1.09	0.78	1.09
Kj-N (mg/l)	0	0.51	0.26	0.51
NO ₂ -N (mg/l)	0.034	0.026	0.030	0.034
NO ₃ -N (mg/l)	0.44	0.55	0.50	0.55
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02

公共用水域測定結果表

(13:打越川河口)

年	月	日	H20.6.18	H20.9.10	H20.12.10	H21.3.11
採取時刻	10:25	曇	10:25	晴	10:10	10:16
天候(当日)						
気温(度)	27.5	32.0	32.0	18.0	18.0	9.5
水温(度)	21.0	22.0	22.0	11.0	11.0	9.0
採取位置	中央	中央	中央	中央	中央	中央
採水深(m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
透視度(cm)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50
P H	8.2	8.1	8.1	7.9	7.9	7.9
DO (mg/l)	9.0	12.6	12.6	11	11	11
BOD (mg/l)	3.0	1.6	1.6	2.5	1.8	1.8
COD (mg/l)	3.2	1.6	1.6	1.8	2.4	2.4
SS (mg/l)	6	2	2	< 1	4	4
大腸菌群数(MPN/100ML)	7900	110000	110000	4900	1700	31125
カドミウム (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001			< 0.001
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005			< 0.005
シアン (mg/l)	ND	ND	ND			ND
総水銀 (mg/l)						
ひ素 (mg/l)						
PCB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)	0.158	0.149	0.149	0.084	0.113	0.126
全窒素 (mg/l)	0.57	-	-	1.0	0.60	0.73
Kj-N (mg/l)	0.24	-	-	0.53	0.32	0.36
NO ₂ -N (mg/l)	0.010	0.006	0.006	0.011	0.017	0.011
NO ₃ -N (mg/l)	0.32	0.08	0.08	0.48	0.26	0.28
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02					< 0.02

公共用水域測定結果表

(16: 的場井川)

年	月	日	H20.5.15	H20.11.12
採取時刻			10:25	10:45
天候(当日)			晴	晴
気温(度)			17.8	17.0
水温(度)			16.8	14.0
採取位置			中央	中央
採水深(m)			表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50
P H			7.8	8.3
DO (mg/l)			7.5	10.2
BOD (mg/l)			4.8	1.1
COD (mg/l)			11.1	0.4
SS (mg/l)			2	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			7900	24000
カドミウム (mg/l)			< 0.001	< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005	< 0.005
シアン (mg/l)			ND	ND
総水銀 (mg/l)				
ひ素 (mg/l)				
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)			< 0.02	< 0.02
全リン (mg/l)			0.120	0.066
全窒素 (mg/l)			0.67	1.28
Kj-N (mg/l)			0.24	0.77
NO ₂ -N (mg/l)			0.032	0.007
NO ₃ -N (mg/l)			0.40	0.50
MB活性物質 (mg/l)			0.03	0.03
平均			-	50
最大			> 50	7.8
最小				7.5

公共用水域測定結果表

(17: 米川支流どんどん橋)

年	月	日	H20.6.18	H20.9.10	H20.12.10	H21.3.11
採取時刻			9:40	9:45	9:30	9:33
天候(当日)			曇	晴	晴	曇
気温(度)			27.0	31.0	17.5	7.0
水温(度)			19.0	19.0	12.0	10.5
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水深(m)			表層	表層	表層	表層
透視度(cm)			> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.2	8.0	7.9	7.9
DO (mg/l)			9.7	8.9	8.8	10
BOD (mg/l)			5.5	1.1	1.7	1.4
COD (mg/l)			2.8	0.8	1.3	1.4
SS (mg/l)			5	2	< 1	< 1
大腸菌群数(MPN/100ML)			130000	130000	7900	4900
カドミウム (mg/l)			< 0.001			< 0.001
鉛 (mg/l)			< 0.005			< 0.005
シアン (mg/l)			ND			ND
総水銀 (mg/l)						
ひ素 (mg/l)						
PCB (mg/l)						
六価クロム (mg/l)			< 0.02			< 0.02
全リン (mg/l)			0.251	0.076	0.073	0.075
全窒素 (mg/l)			0.47	-	1.44	0.98
Kj-N (mg/l)			0	-	0.79	0.32
NO ₂ -N (mg/l)			0.009	0.004	0.010	0.021
NO ₃ -N (mg/l)			0.46	0.54	0.64	0.64
MB活性物質 (mg/l)			< 0.02			< 0.02
平均			-			
最大			> 50			
最小						

〈旧浅井地域〉

公共用水域測定結果表 (20:長浜新川)

年	月	日	H20.5.15	H20.11.12
探	取	時 刻	11:40	10:50
天	候	(当 日)	晴	晴
気	温	(度)	18.0	19.0
水	温	(度)	18.0	14.0
探	取	位 置	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層
透	視	度 (c m)	> 50	> 50
P	H		7.7	8.0
DO	(mg/l)		8.4	9.9
BOD	(mg/l)		1.1	0.6
COD	(mg/l)		3.3	0.2
SS	(mg/l)		12	2
大腸菌群数(MPN/100ML)			7000	1100
カドミウム	(mg/l)		< 0.001	< 0.001
鉛	(mg/l)		< 0.005	< 0.005
シアン	(mg/l)		ND	ND
総水銀	(mg/l)			
ひ素	(mg/l)			
PCB	(mg/l)			
六価クロム	(mg/l)		< 0.02	< 0.02
全リン	(mg/l)		0.096	0.051
全窒素	(mg/l)		0.59	0.94
KJ-N	(mg/l)		0.24	0.51
NO ₂ -N	(mg/l)		0.012	0.005
NO ₃ -N	(mg/l)		0.34	0.43
MB活性物質	(mg/l)		< 0.02	< 0.02
			平均	最小
			-	> 50
			7.8	7.7
			9.2	8.4
			0.8	0.6
			1.8	0.2
			7	2
			4050	1100
			< 0.001	< 0.001
			< 0.005	< 0.005
			ND	ND
			< 0.02	< 0.02
			0.074	0.051
			0.77	0.59
			0.38	0.24
			0.008	0.005
			0.38	0.34
			< 0.02	< 0.02
			平均	最大
			-	> 50
			7.8	7.7
			10.3	12
			0.6	0.9
			1.5	1.6
			2	3
			8585	33000
			0.035	0.045
			0.50	0.59
			平均	最大
			-	> 50
			7.7	7.7
			10.3	12
			0.6	0.9
			1.5	1.6
			2	3
			8585	33000
			0.035	0.045
			0.50	0.59

公共用水域測定結果表 21:草野川上流

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
探	取	時 刻	13:53	14:10	14:05	14:00
気	温	(度)	22.8	30.4	11.2	9.3
水	温	(度)	14.0	20.7	10.3	7.3
探	取	位 置	中央	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層	表層
透	視	度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50
P	H		7.5	7.6	7.7	7.3
DO	(mg/l)		10	8.9	11	12
BOD	(mg/l)		< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.8
COD	(mg/l)		1.2	1.3	1.0	1.2
SS	(mg/l)		1	2	< 1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			490	8000	200	23
全リン	(mg/l)		0.020	0.025	0.016	0.017
全窒素	(mg/l)		0.38	0.51	0.34	0.50
			平均	最大	最小	
			-	> 50	> 50	
			7.5	7.7	7.3	
			10.5	12	8.9	
			< 0.5	0.8	< 0.5	
			1.2	1.3	1.0	
			1	2	< 1	
			2178	8000	23	
			0.020	0.020	0.025	
			0.43	0.51	0.34	

公共用水域測定結果表 22:草野川中流

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
探	取	時 刻	14:10	14:40	14:20	14:10
気	温	(度)	22.6	29.7	11.0	9.8
水	温	(度)	16.4	21.7	11.3	8.5
探	取	位 置	中央	中央	中央	中央
探	水	水 深 (m)	表層	表層	表層	表層
透	視	度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50
P	H		7.6	7.7	7.7	7.6
DO	(mg/l)		9.7	8.4	11	12
BOD	(mg/l)		0.8	0.7	< 0.5	0.9
COD	(mg/l)		1.5	1.6	1.4	1.4
SS	(mg/l)		3	3	< 1	1
大腸菌群数(MPN/100ML)			790	33000	500	49
全リン	(mg/l)		0.040	0.045	0.032	0.023
全窒素	(mg/l)		0.45	0.55	0.39	0.59
			平均	最大	最小	
			-	> 50	> 50	
			7.7	7.7	7.6	
			10.3	12	8.4	
			0.6	0.9	< 0.5	
			1.5	1.6	1.4	
			2	3	< 1	
			8585	33000	49	
			0.035	0.045	0.023	
			0.50	0.59	0.39	

公共用水域測定結果表

23: 田川上流

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
採取時刻			13:25	13:41	13:40	13:30
気温 (度)			23.0	29.8	14.6	10.5
水温 (度)			16.2	20.8	12.0	8.1
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水水深 (m)			> 50	> 50	> 50	> 50
透視度 (cm)			> 50	7.6	7.7	7.6
P H			7.7	7.6	7.7	7.6
DO (mg/l)			9.6	8.4	9.9	12
BOD (mg/l)			0.5	< 0.5	< 0.5	1.0
COD (mg/l)			1.8	2.4	1.3	1.4
SS (mg/l)			3	4	< 1	1
大腸菌数(MPN/100ML)			1700	17000	800	49
全少 (mg/l)			0.084	0.045	0.038	0.023
全窒素 (mg/l)			0.42	0.71	0.50	0.57
平均			-	7.7	7.7	7.6
最大			> 50	7.7	7.7	7.6
最小			> 50	7.6	7.7	7.6

公共用水域測定結果表

25: 田根川

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
採取時刻			13:40	13:50	13:50	13:45
気温 (度)			23.8	29.9	12.2	11.0
水温 (度)			16.8	27.4	11.0	9.7
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水水深 (m)			> 50	> 50	> 50	> 50
透視度 (cm)			> 50	7.7	7.7	7.6
P H			7.7	7.6	7.7	7.7
DO (mg/l)			9.6	7.1	10	12
BOD (mg/l)			1.1	1.4	1.0	1.7
COD (mg/l)			3.7	7.0	5.3	4.8
SS (mg/l)			4	3	2	4
大腸菌数(MPN/100ML)			3300	8000	2200	330
全少 (mg/l)			0.075	0.151	0.083	0.079
全窒素 (mg/l)			0.53	0.71	0.76	0.66
平均			-	7.7	7.7	7.6
最大			> 50	7.6	7.7	7.7
最小			> 50	7.6	7.7	7.6

公共用水域測定結果表

24: 田川中流

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
採取時刻			13:10	13:20	13:20	13:20
気温 (度)			23.8	30.7	13.4	11.7
水温 (度)			19.5	26.7	13.0	9.5
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水水深 (m)			> 50	40	> 50	> 50
透視度 (cm)			50	40	> 50	> 50
P H			7.8	7.7	7.8	7.6
DO (mg/l)			9.6	8.1	11	12
BOD (mg/l)			1.5	1.2	0.8	1.1
COD (mg/l)			4.6	4.8	3.8	2.9
SS (mg/l)			11	14	2	4
大腸菌数(MPN/100ML)			13000	79000	1400	230
全少 (mg/l)			0.106	0.149	0.088	0.053
全窒素 (mg/l)			0.72	0.77	0.93	0.76
平均			-	7.7	7.7	7.6
最大			> 50	7.7	7.8	7.6
最小			40	7.6	7.8	7.6

公共用水域測定結果表

26: 姉川今荘

年	月	日	H20.5.21	H20.8.20	H20.11.18	H21.2.12
採取時刻			14:28	15:00	14:40	14:30
気温 (度)			20.0	26.8	9.0	9.7
水温 (度)			17.8	26.8	12.0	8.7
採取位置			中央	中央	中央	中央
採水水深 (m)			> 50	> 50	> 50	> 50
透視度 (cm)			> 50	> 50	> 50	> 50
P H			8.1	8.2	8.0	7.8
DO (mg/l)			9.3	8.0	10	12
BOD (mg/l)			0.8	0.7	0.7	0.9
COD (mg/l)			1.8	1.6	1.4	1.2
SS (mg/l)			4	4	1	< 1
大腸菌数(MPN/100ML)			490	33000	200	70
全少 (mg/l)			0.027	0.047	0.018	0.017
全窒素 (mg/l)			0.56	0.69	0.49	0.62
平均			-	8.0	8.0	7.8
最大			> 50	8.2	8.0	8.2
最小			> 50	8.0	8.0	7.8

公共用水域測定結果表 (31:川道川)

年	月	日	H21.5.21	H21.8.20	H21.11.18	H21.2.12	
採取時刻			10:05	10:15	10:08	10:15	
気温 (度)			18.7	27.3	14.5	8.0	
水温 (度)			15.2	23.8	13.7	9.5	
採取位置			中央	中央	中央	中央	
採水深 (m)			表層	表層	表層	表層	
透視度 (cm)			35	> 50	> 50	> 50	
P H			7.8	7.5	7.7	7.4	
DO (mg/l)			10	9.4	11	11	
BOD (mg/l)			1.4	1.2	0.7	1.0	
COD (mg/l)			4.6	4.0	1.9	2.1	
SS (mg/l)			11	5	2	2	
大腸菌群数(MPN/100ML)			3300	49000	4900	130	
全リン (mg/l)			0.125	0.147	0.078	0.064	
全窒素 (mg/l)			0.85	0.85	0.79	1.05	
					平均	最大	最小
					-	35	> 50
					7.6	7.8	7.4
					10.4	11	9.4
					1.1	1.4	0.7
					3.2	4.6	1.9
					5	11	2
					14333	49000	130
					0.104	0.147	0.064
					0.89	1.05	0.79

第2節 底質調査結果

1 概要

昭和48年に市内河川の底質に問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、本年も同項目について調査を実施しました。

2 調査地点



①米川河口 ③十一川河口 ⑥三六堀川河口 ⑩大井川河口

3 調査頻度

■ 年1回調査

4 調査方法

■ 委託による調査

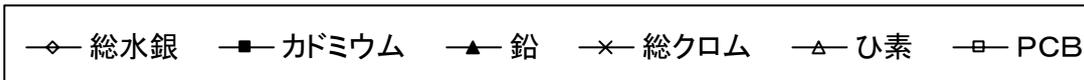
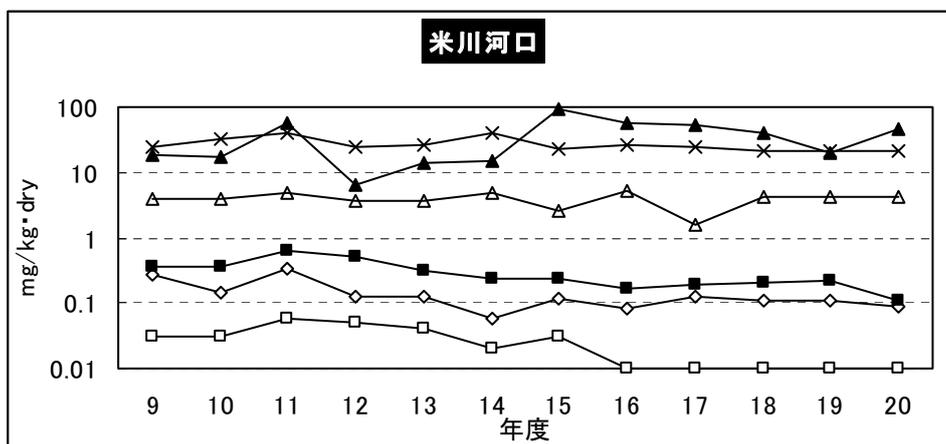
5 調査結果

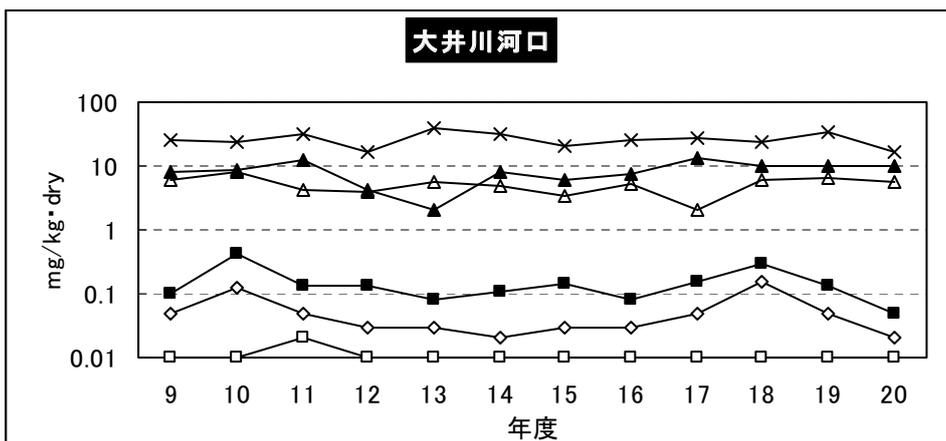
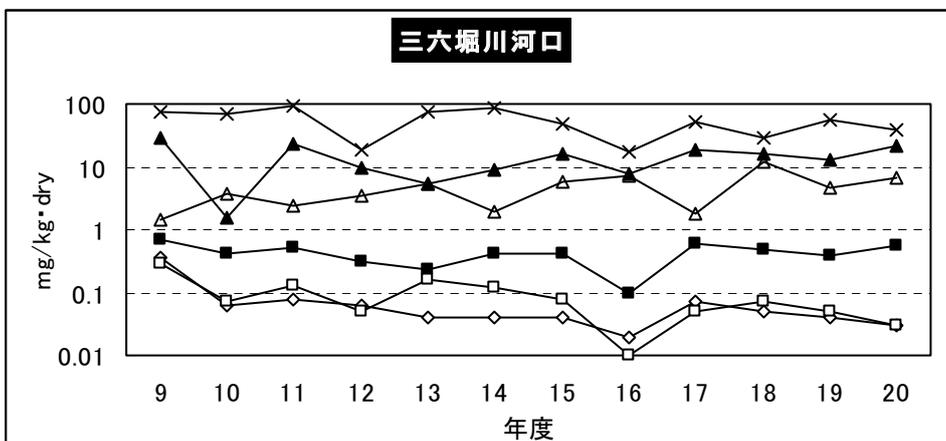
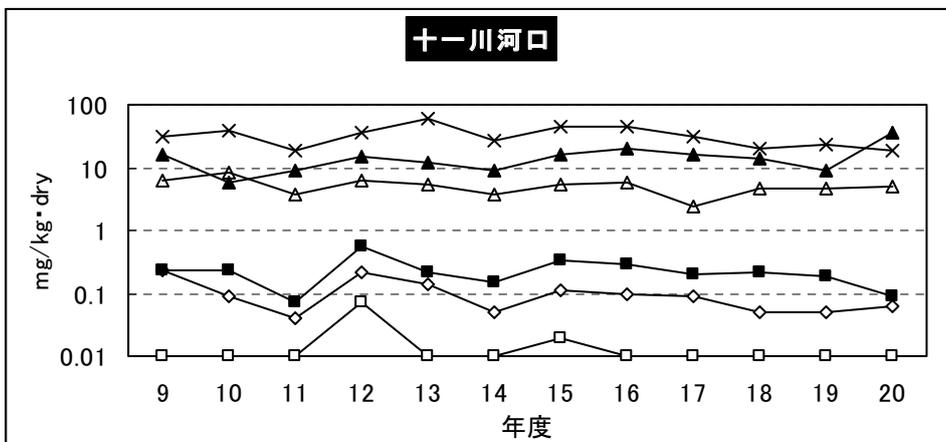
底質分析結果表

採取河川	米川河口	十一川河口	三六掘川河口	大井川河口
採取日	H20.9.25	H20.9.25	H20.9.25	H20.9.25
採取時刻	11:10	11:30	11:00	10:50
天候(当日)	晴	晴	晴	晴
気温(度)	27.0	24.0	23.0	26.0
泥温(度)	19.0	19.0	21.0	19.0
外観:色	灰こげ茶色	灰黒色	灰黒色	灰こげ茶色
外観:形状	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質	小石混じりの砂質
外観:臭気	下水臭	下水臭	微魚介臭	微魚介臭
水分率(%)	19.8	20.7	17.9	17.3
アルキル水銀化合物(mg/kg・dry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水銀(mg/kg・dry)	0.09	0.06	0.03	0.02
カドミウム(mg/kg・dry)	0.11	0.09	0.54	<0.05
鉛(mg/kg・dry)	46	37	21	10
有機リン化合物(mg/kg・dry)	<1	<1	<1	<1
ひ素(mg/kg・dry)	4.2	5.1	6.5	5.5
PCB(mg/kg・dry)	<0.01	<0.01	0.03	0.01
クロム含有量(mg/kg・dry)	21	19	40	17

①経年変化

いずれの調査地点も、概ね横ばいの状態にあります。

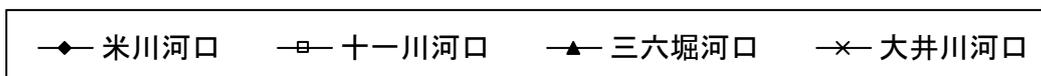
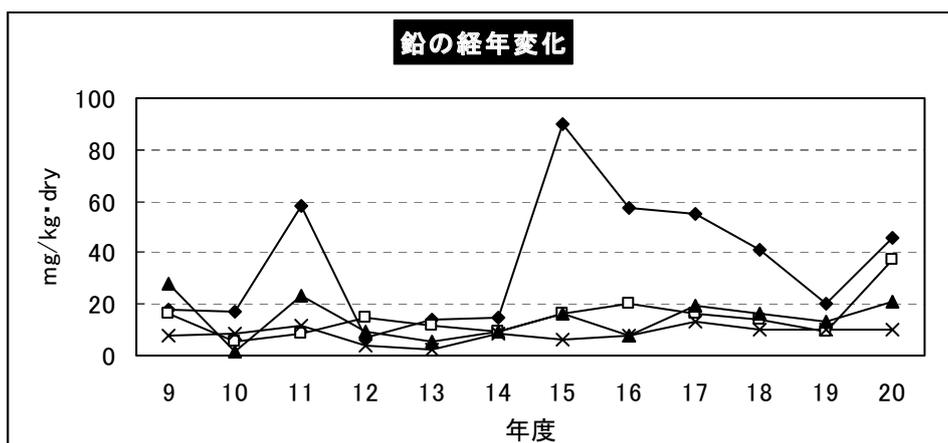
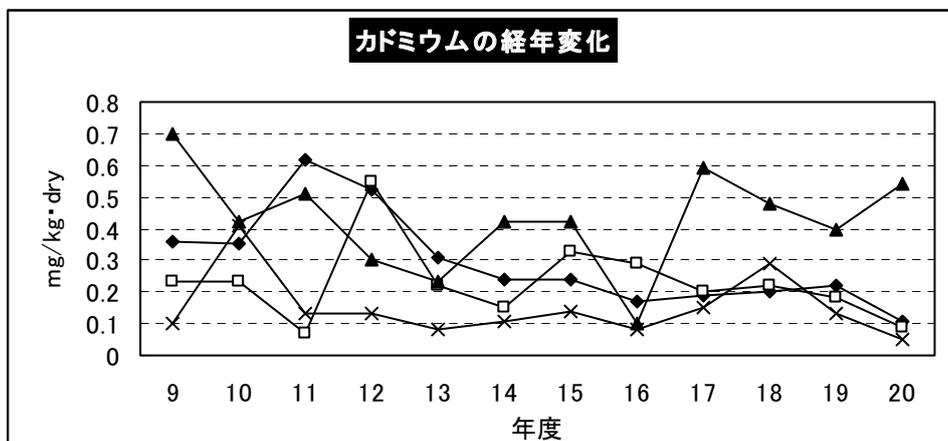
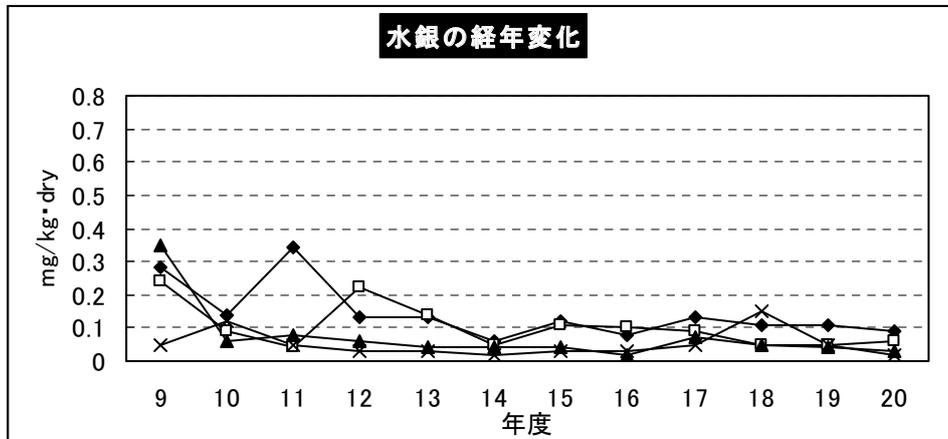


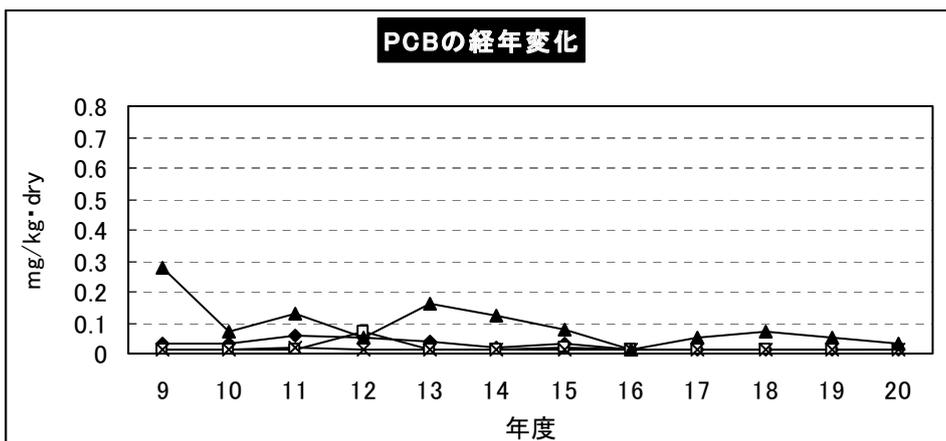
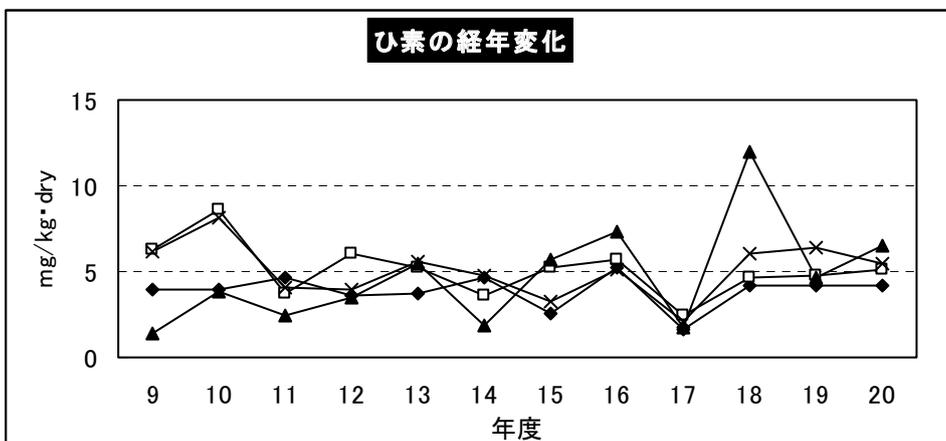
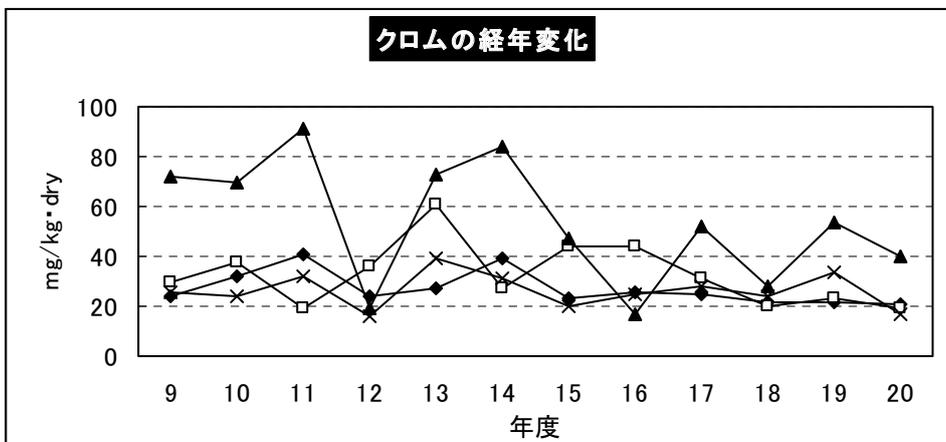


◇ 総水銀 ■ カドミウム ▲ 鉛 × 総クロム △ ひ素 □ PCB

②調査項目ごとの経年変化

若干の増減はあるものの、全体的に横ばいの状態にあります。





◆ 米川河口 □ 十一川河口 ▲ 三六堀河口 × 大井川河口

5 評価

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準（昭和50年10月28日，環水管，環境庁，水質保全局通知）が定められており、水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

米川河口においては、鉛濃度が再び上昇しています。注意が必要です。

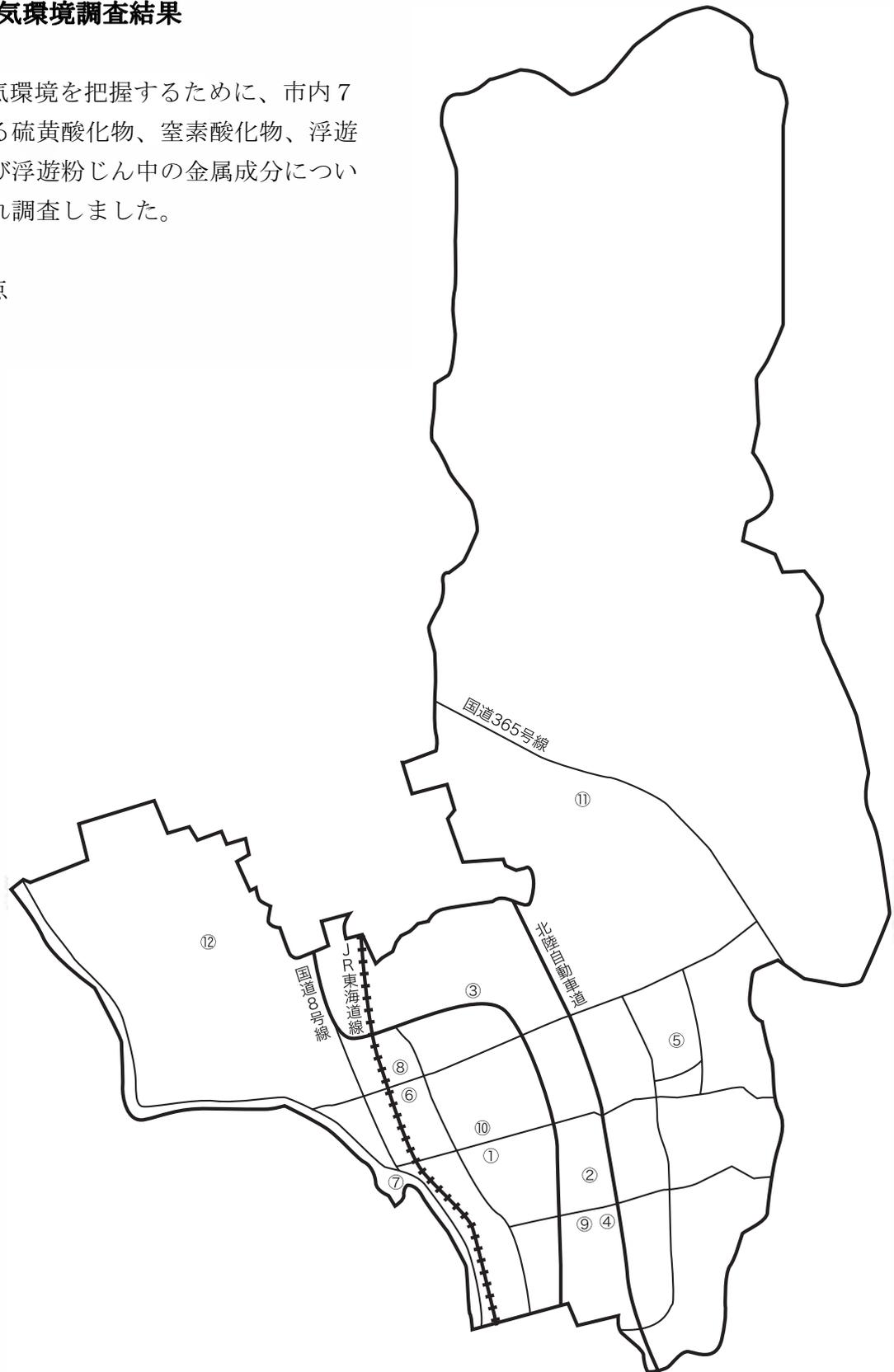
その他の項目については、概ね過年度と比較しても横ばいで推移しており、長期的には自然的なレベルの範囲であると考えられます。

第3節 大気環境調査結果

1 概要

市内の大気環境を把握するために、市内7地点における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんおよび浮遊粉じん中の金属成分について、それぞれ調査しました。

2 調査地点



- | | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| ①西中学校 | ②南中学校 | ③神照小学校 | ④長浜南小学校 |
| ⑤東中学校 | ⑥調理短大 | ⑦市民プール | ⑧サンパレス |
| ⑨旧教職員住宅 | ⑩長浜市役所 | ⑪浅井支所 | ⑫びわ支所 |

3 調査概要

(1) 簡易調査法による積算量調査

◇ 調査方法

アルカリろ紙法による1カ月間の積算量の定量

◇ 調査地点

①西中学校、②南中学校、③神照小学校、⑤東中学校、⑥調理短大、
⑦市民プール

平成20年7月から新規に測定・・・⑪浅井支所、⑫びわ支所

平成20年7月から再測定・・・④長浜南小学校

◇ 調査項目

硫黄酸化物、窒素酸化物

◇ 調査期間

平成20年4月～平成21年3月

(2) 自動計測器による調査

◇ 調査方法

自動計測器による24時間常時測定

◇ 調査地点

⑨旧教職員住宅

◇ 調査項目

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

◇ 調査期間

平成20年4月～平成21年3月

(3) ハイボリュームエアーサンプラーによる粉じん中の重金属調査

◇ 調査方法

ハイボリュームエアーサンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分を定量

◇ 調査地点

②南中学校、③神照小学校、④長浜南小学校、⑤東中学校、⑦市民プール、
⑧サンパレス、⑩長浜市役所、⑪浅井支所、⑫びわ支所

◇ 調査項目

鉛、カドミウム、マンガン、バナジウム、クロム、亜鉛、硫酸根、粉じん量

◇ 調査期間

平成20年9月および平成21年3月

4 調査結果

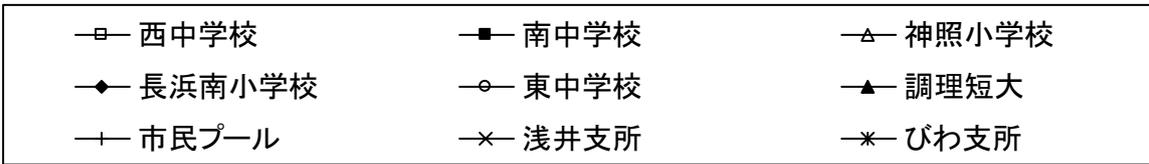
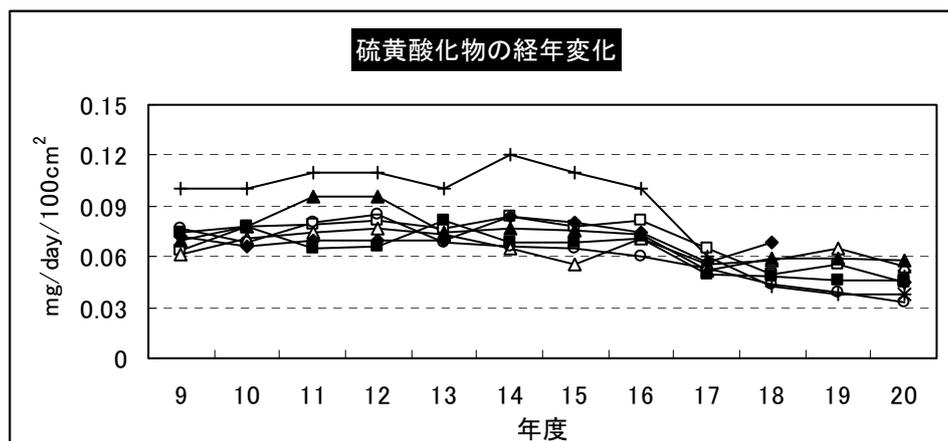
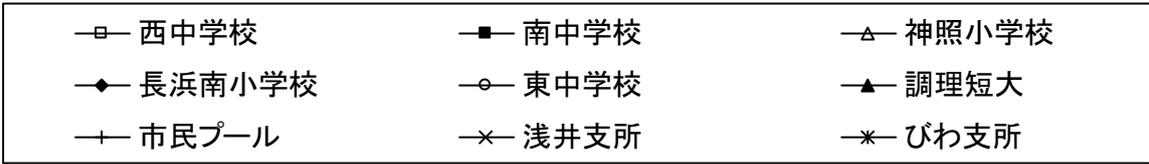
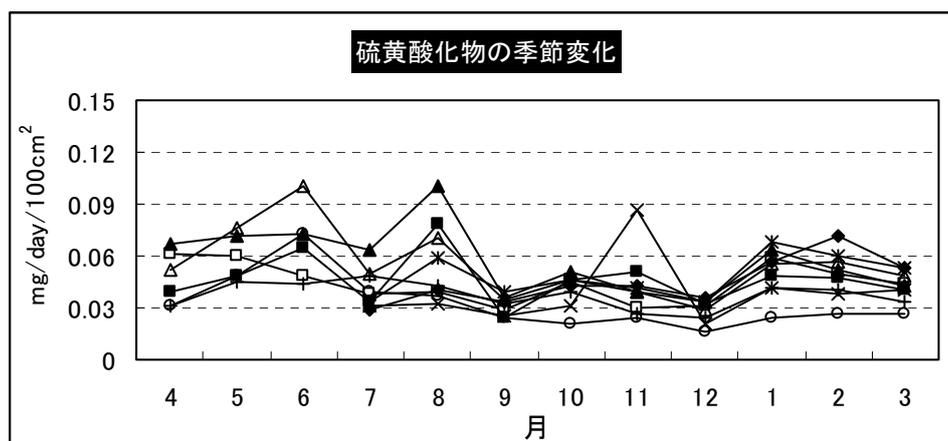
(1) 簡易調査法による積算量調査

<硫黄酸化物> (二酸化鉛法)

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません

年平均値での経年変化についても、概ね横ばいか小さくなっています。

汚染判定基準から見ると、汚染第1度 (0.5mg~1.0mg 未満) 以下であり、汚染は軽微であるといえます。

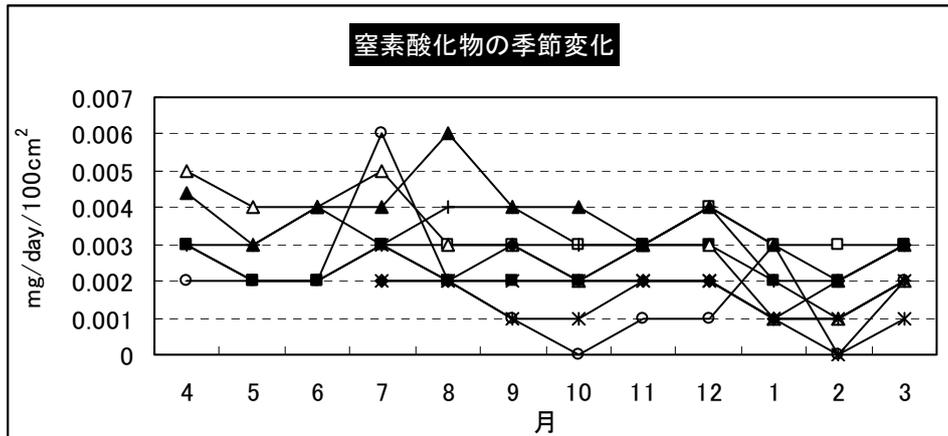


<窒素酸化物> (アルカリろ紙法)

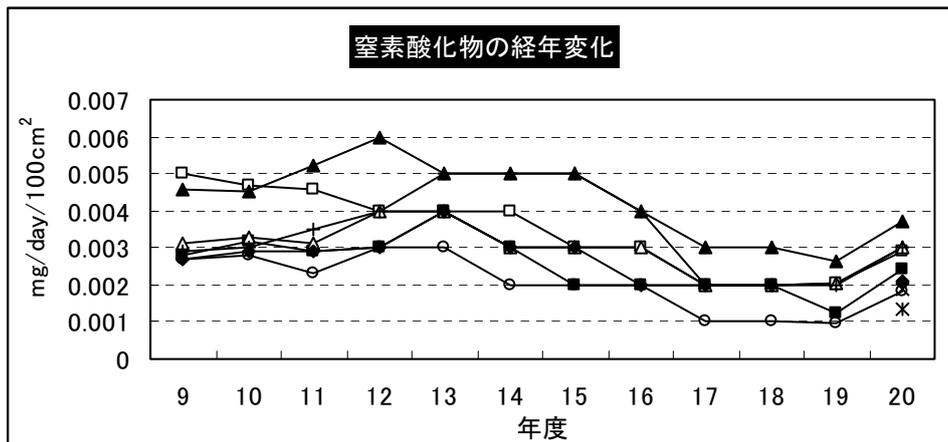
各地点の季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません。

地点間のレベルを比較しましても、大きなレベルの差異は見られません。

経年変化で長期的に見ると、概ね横ばい状態であるといえます。



- 西中学校
- 南中学校
- △ 神照小学校
- ◆ 長浜南小学校
- 東中学校
- ▲ 調理短大
- + 市民プール
- × 浅井支所
- * びわ支所



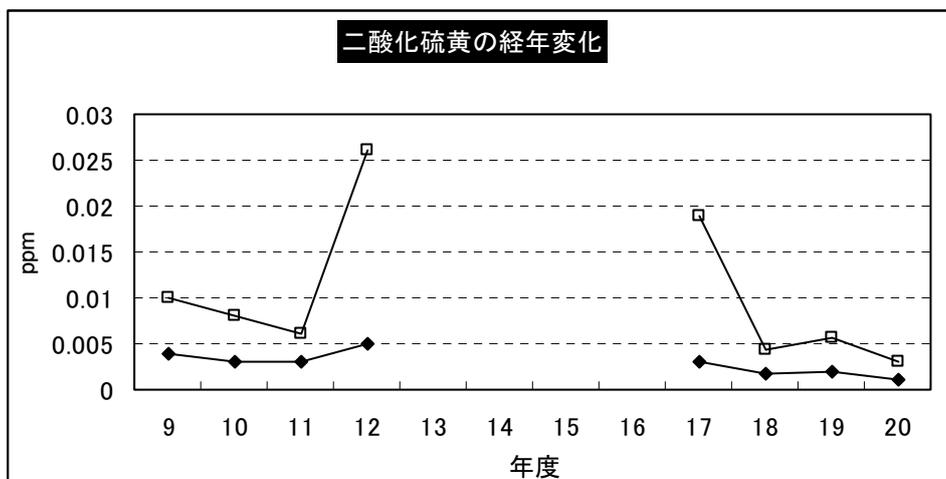
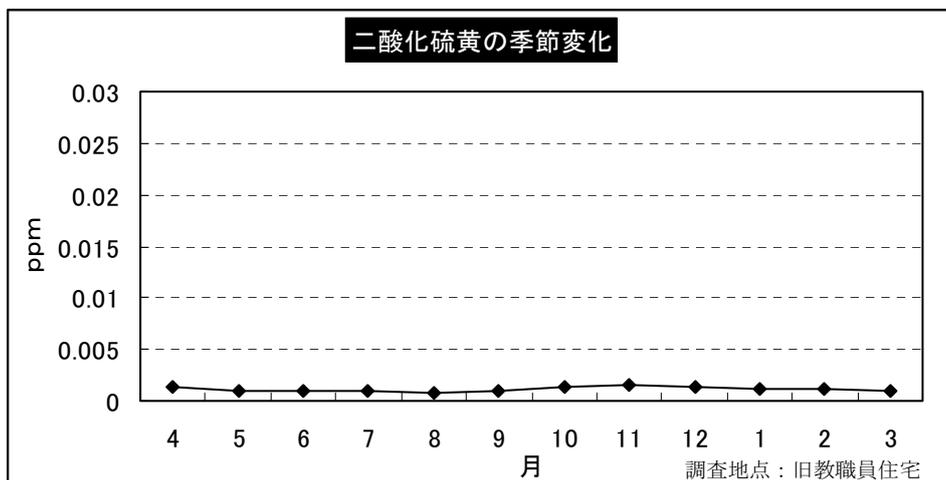
- 西中学校
- 南中学校
- △ 神照小学校
- ◆ 長浜南小学校
- 東中学校
- ▲ 調理短大
- + 市民プール
- × 浅井支所
- * びわ支所

(2) 自動計測器による調査

<二酸化硫黄> (溶液導電率法)

季節的变化は、あまり見られない結果となりました。

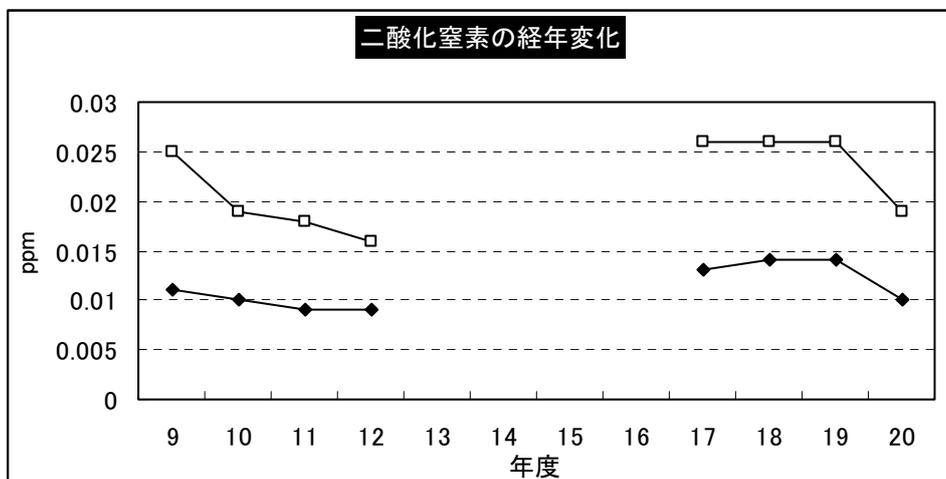
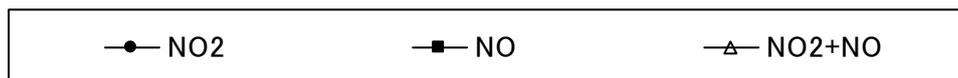
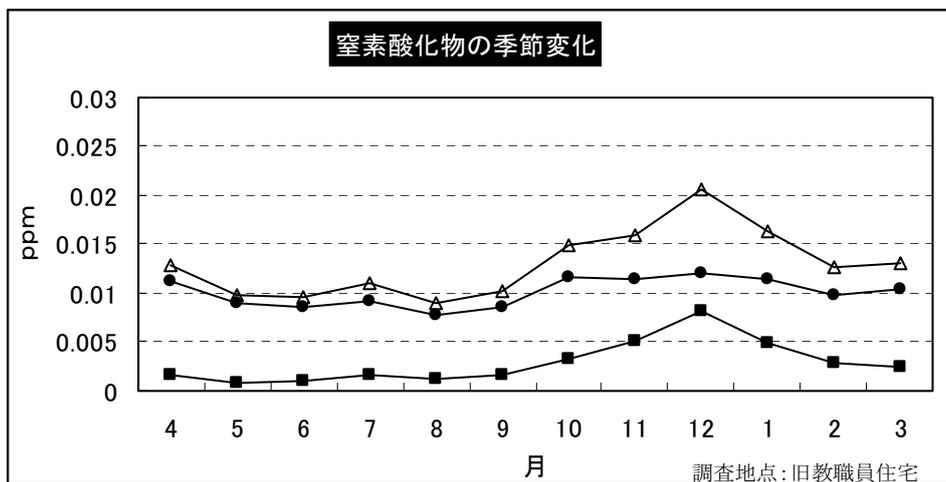
日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数、および1時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。



<窒素酸化物> (ザルツマン法)

季節変化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す季節変化となっています。

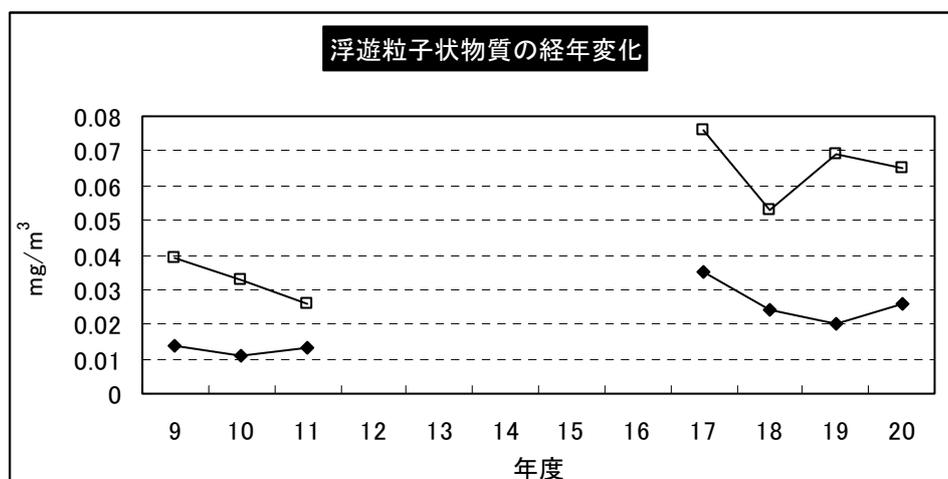
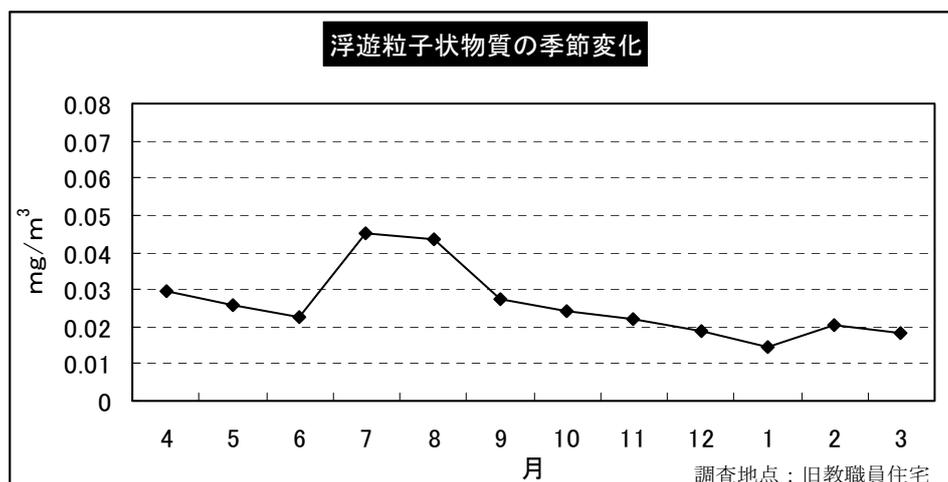
二酸化硫黄 (NO₂) については、環境基準で 0.040ppm から 0.060ppm のゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値及び日平均値の年間 98% 値ともに環境基準を満足しています。



<浮遊粒子状物質>

季節変化は6月度、8月度に一時的に増加したもののその他は一定レベルで推移しています。また年平均値経年変化は若干増加しています。

環境基準と比較すると、概ね日平均値、1時間値ともに環境基準(0.10mg/m³、0.20mg/m³)を満足しており、日平均値の2%除外値についても0.065mg/m³と環境基準を満足しています。



(3) ハイボリュームエアースンプラーによる粉じん中の重金属調査

<浮遊粒子状物質中の金属成分>

全調査地点での粉じん量は環境基準以下となっています。金属成分についても、過去と同様に環境レベルの目安としての労働衛生上の基準値（「日本産業衛生学会」暴露許容濃度）を大きく下回っています。

	採取年月	鉛	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
	単位	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	mg/m^3						
南中学校	H19.09	—	—	—	—	—	—	—	—
	H20.03	<0.020	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.028	1.23	0.020
	H20.09	0.009	0.0003	0.010	0.004	0.007	0.026	6.46	0.0272
	H21.03	0.0064	<0.0001	0.045	<0.0001	0.016	0.012	1.92	0.0073
神照小学校	H19.09	<0.020	<0.002	0.005	<0.005	<0.010	0.029	5.02	0.017
	H20.03	0.043	<0.002	0.016	<0.005	<0.010	0.074	11.97	0.028
	H20.09	0.012	0.0003	0.011	0.001	0.018	0.023	4.61	0.0125
	H21.03	0.0030	<0.0001	0.0011	<0.0001	<0.0001	0.0007	2.57	0.0019
長浜南小学校	H19.09	<0.020	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.059	8.33	0.028
	H20.03	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.032	2.65	0.024
	H20.09	0.014	0.0003	0.011	0.003	0.007	0.033	5.60	0.0198
	H21.03	0.0043	0.0001	0.0020	0.0006	0.054	0.0050	2.01	0.0046
東中学校	H19.09	<0.020	<0.002	0.011	<0.005	<0.010	0.050	8.07	0.025
	H20.03	<0.020	<0.002	0.011	<0.005	<0.010	0.034	3.29	0.030
	H20.09	0.010	0.0002	0.011	0.003	0.016	0.024	5.25	0.0161
	H21.03	0.0068	0.0002	0.0075	<0.0001	0.049	0.0095	2.80	0.0096
市民プール	H19.09	<0.020	<0.002	0.006	0.005	<0.010	0.035	5.03	0.019
	H20.03	0.044	<0.002	0.016	<0.005	<0.010	0.069	12.73	0.018
	H20.09	0.010	0.0002	0.009	0.002	0.010	0.023	4.11	0.0154
	H21.03	0.016	0.0001	0.0076	0.015	0.018	0.033	5.40	0.0161
サンパレス	H19.09	<0.020	<0.002	0.006	0.005	<0.010	0.087	6.11	0.019
	H20.03	0.023	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.057	3.71	0.024
	H20.09	0.011	0.0003	0.011	0.001	0.014	0.021	5.07	0.015
	H21.03	0.013	0.0002	0.0037	0.0011	0.018	0.0094	5.05	0.0163
長浜市役所	H19.09	<0.020	<0.002	0.008	<0.005	<0.010	0.039	2.46	0.023
	H20.03	0.023	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.051	2.03	0.017
	H20.09	0.001	0.0003	0.014	0.003	0.008	0.025	5.52	0.0234
	H21.03	0.026	0.0007	0.026	0.010	0.028	0.077	5.24	0.0004
浅井支所	H19.09	<0.020	<0.002	0.006	<0.005	<0.010	0.050	2.16	0.026
	H20.03	<0.020	<0.002	0.009	<0.005	<0.010	0.028	5.11	0.020
	H20.09	0.014	0.0002	0.010	0.005	0.007	0.031	9.77	0.0308
	H21.03	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.019	<0.0001	2.08	0.0033
びわ支所	H19.09	<0.020	<0.002	0.007	<0.005	<0.010	0.028	2.62	0.016
	H20.03	0.039	<0.002	0.012	<0.005	<0.010	0.068	11.66	0.023
	H20.09	0.010	0.0002	0.005	0.011	0.0004	0.045	8.25	0.0298
	H21.03	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.026	<0.0001	2.51	0.01

5 評価

長浜市における大気環境は、例年概ねの環境基準を満足する状況にあります。平成20年度についても、項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低レベルで横ばいであり、一般的に汚染は軽微であると考えられます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

PbO₂法による汚染度判定基準

汚 染 度	mg SO ₂ /day/100 cm ² PbO ₂	詳 細
汚 染 第 1 度	0.5以上～1.0未満	軽微の汚染
汚 染 第 2 度	1.0以上～2.0未満	普通程度の汚染
汚 染 第 3 度	2.0以上～3.0未満	中等程度の汚染
汚 染 第 4 度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚 染 第 5 度	4.0以上～	高度の汚染

用語の解説

◇硫黄酸化物

硫黄が燃焼してできるもので、主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼させるときに発生します。二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)があり、大気汚染の主な原因となるのは二酸化硫黄で、目やのどを刺激するなど、動植物に被害を与えます。

◇窒素酸化物

主にボイラーや自動車など燃料が高温で燃焼するとき、空気中の窒素や燃料中の窒素が同時に燃えて発生します。特に一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)が大気汚染の原因といわれ、光化学スモッグの原因物質のひとつと考えられています。

◇浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ぼこりや工場から出るぼこり、燃料を燃焼したときに出るすす等の人為的なものがあります。

環境基準では人体に影響の大きい直径0.01mm以下のものとしています。

◇環境基準

人の健康や生活環境を守るうえで、維持することが望ましい基準で、公害防止施策上の目標値として扱われています。

(1) 簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物調査結果

(H20)

月	調査期間	西 中学校	南 中学校	神照 小学校	長浜南 小学校	東 中学校	調理 短大	市民 プール	浅井 支所	びわ 支所
4	4.4-5.7	0.061	0.039	0.052	-	0.031	0.067	0.031	-	-
5	5.7-6.11	0.060	0.048	0.076	-	0.049	0.071	0.045	-	-
6	6.11-7.11	0.049	0.065	0.100	-	0.073	0.073	0.044	-	-
7	7.11-8.11	0.038	0.034	0.050	0.029	0.039	0.063	0.049	0.031	0.033
8	8.11-9.10	0.039	0.078	0.070	0.040	0.037	0.100	0.043	0.032	0.059
9	9.10-10.10	0.029	0.024	0.035	0.034	0.024	0.036	0.032	0.025	0.039
10	10.10-11.10	0.045	0.046	0.046	0.043	0.021	0.051	0.039	0.031	0.046
11	11.10-12.10	0.030	0.051	0.039	0.043	0.024	0.039	0.026	0.086	0.042
12	12.10-1.9	0.031	0.032	0.029	0.036	0.016	0.034	0.024	0.021	0.033
1	1.9-2.9	0.059	0.048	0.055	0.056	0.024	0.063	0.041	0.041	0.068
2	2.9-3.9	0.050	0.047	0.056	0.072	0.026	0.052	0.040	0.038	0.060
3	3.9-4.8	0.044	0.040	0.049	0.053	0.027	0.043	0.033	0.040	0.053
	平均値	0.045	0.046	0.055	0.045	0.033	0.058	0.037	0.038	0.048
	最大値	0.061	0.078	0.100	0.072	0.073	0.100	0.049	0.086	0.068
	最小値	0.029	0.024	0.029	0.029	0.016	0.034	0.024	0.021	0.033

単位：mg/day/100cm²

窒素酸化物調査結果

(H20)

月	調査期間	西 中学校	南 中学校	神照 小学校	長浜南 小学校	東 中学校	調理 短大	市民 プール	浅井 支所	びわ 支所
4	4.4-5.7	0.003	0.003	0.005	-	0.002	0.004	0.003	-	-
5	5.7-6.11	0.002	0.002	0.004	-	0.002	0.003	0.003	-	-
6	6.11-7.11	0.002	0.002	0.004	-	0.002	0.004	0.004	-	-
7	7.11-8.11	0.003	0.003	0.005	0.002	0.006	0.004	0.003	0.003	0.002
8	8.11-9.10	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.006	0.004	0.002	0.002
9	9.10-10.10	0.003	0.002	0.003	0.003	0.001	0.004	0.004	0.002	0.001
10	10.10-11.10	0.003	0.002	0.002	0.002	<0.001	0.004	0.003	0.002	0.001
11	11.10-12.10	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.003	0.003	0.002	0.002
12	12.10-1.9	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.004	0.004	0.002	0.002
1	1.9-2.9	0.003	0.002	0.001	0.001	0.003	0.0003	0.002	0.001	0.001
2	2.9-3.9	0.003	0.002	0.001	0.002	<0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001
3	3.9-4.8	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001
	平均値	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.0041	0.003	0.002	0.002
	最大値	0.004	0.003	0.005	0.003	0.006	0.006	0.004	0.003	0.002
	最小値	0.002	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001

単位：mg/day/100cm²

(2) 自動計測器による調査

窒素酸化物調査結果 <旧教職員住宅>

(H20)

二酸化窒素 (NO ₂)													
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数と割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
261	6383	0.010	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0

(H20)

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂)
261	6383	0.0028	0.082	0.016	261	6383	0.013	0.14	0.033	77.9

二酸化窒素 (NO₂)

項目	平成20年										平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	28	17	19	19	30	30	21	16	20	31	13	17	
測定時間 (時間)	659	437	465	502	721	701	519	401	498	735	328	417	
月平均値 (ppm)	0.011	0.0090	0.0085	0.0093	0.0077	0.0085	0.012	0.011	0.012	0.011	0.0098	0.010	
1時間値の最高値 (ppm)	0.043	0.036	0.027	0.056	0.022	0.028	0.029	0.027	0.028	0.032	0.031	0.030	
日平均値の最高値 (ppm)	0.020	0.014	0.013	0.013	0.010	0.014	0.017	0.017	0.020	0.021	0.024	0.018	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

一酸化窒素 (NO)

項目	平成20年										平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	28	17	19	19	30	30	21	16	20	31	13	17	
測定時間 (時間)	659	437	465	502	721	701	519	401	498	735	328	417	
月平均値 (ppm)	0.0016	0.00076	0.0010	0.0017	0.0013	0.0016	0.0033	0.0051	0.0081	0.0049	0.0028	0.0025	
1時間値の最高値 (ppm)	0.031	0.013	0.026	0.082	0.020	0.027	0.052	0.051	0.070	0.054	0.037	0.042	
日平均値の最高値 (ppm)	0.0086	0.0034	0.0029	0.0043	0.0036	0.0054	0.011	0.016	0.028	0.016	0.012	0.0077	

窒素酸化物 (NO+NO₂)

項目	平成20年										平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	28	17	19	19	30	30	21	16	20	31	13	17	
測定時間 (時間)	659	437	465	502	721	701	519	401	498	735	328	417	
月平均値 (ppm)	0.013	0.0097	0.0095	0.011	0.0090	0.010	0.015	0.016	0.021	0.016	0.013	0.013	
1時間値の最高値 (ppm)	0.061	0.039	0.049	0.14	0.036	0.046	0.068	0.069	0.089	0.075	0.065	0.071	
日平均値の最高値 (ppm)	0.028	0.015	0.015	0.016	0.013	0.018	0.024	0.033	0.046	0.033	0.036	0.026	
月平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂) (%)	87.2	92.2	89.4	84.4	85.7	83.8	78.0	69.0	60.6	70.1	77.9	80.4	

二酸化硫黄調査結果 <旧教職員住宅>

*自動計測器の故障により、測定時間の規定（6000時間以上）を満たしていないため以下の数値は参考値とします。

(H20)

二酸化硫黄 (SO ₂)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
133	5032	0.0011	0.020	0	0	0	0	×	0.0030	0

二酸化硫黄(SO₂)

項目	平成20年										平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	22	17	19	16	15	16	4	10	6	6	2	0	
測定時間 (時間)	586	457	478	476	586	571	394	297	331	455	186	215	
月平均値 (ppm)	0.0013	0.0010	0.0010	0.0010	0.00086	0.0010	0.0013	0.0015	0.0013	0.0011	0.0011	0.0010	
1時間値の最高値 (ppm)	0.0085	0.0062	0.020	0.012	0.0083	0.012	0.0070	0.0070	0.0082	0.0064	0.0046	0.0061	
日平均値の最高値 (ppm)	0.0032	0.0026	0.0026	0.0022	0.0030	0.0020	0.0027	0.0032	0.0032	0.0024	0.0017	-	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	

浮遊粒子状物質調査結果 <旧教職員住宅>

*自動計測器の故障により、測定時間の規定（6000時間以上）を満たしていないため以下の数値は参考値とします。

(H20)

浮遊粒子物質 (SPM)										
有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)			
194	5494	0.026	1.08	7	0.13	1	0.52	×	0.065	0

浮遊粒子物質 (SPM)

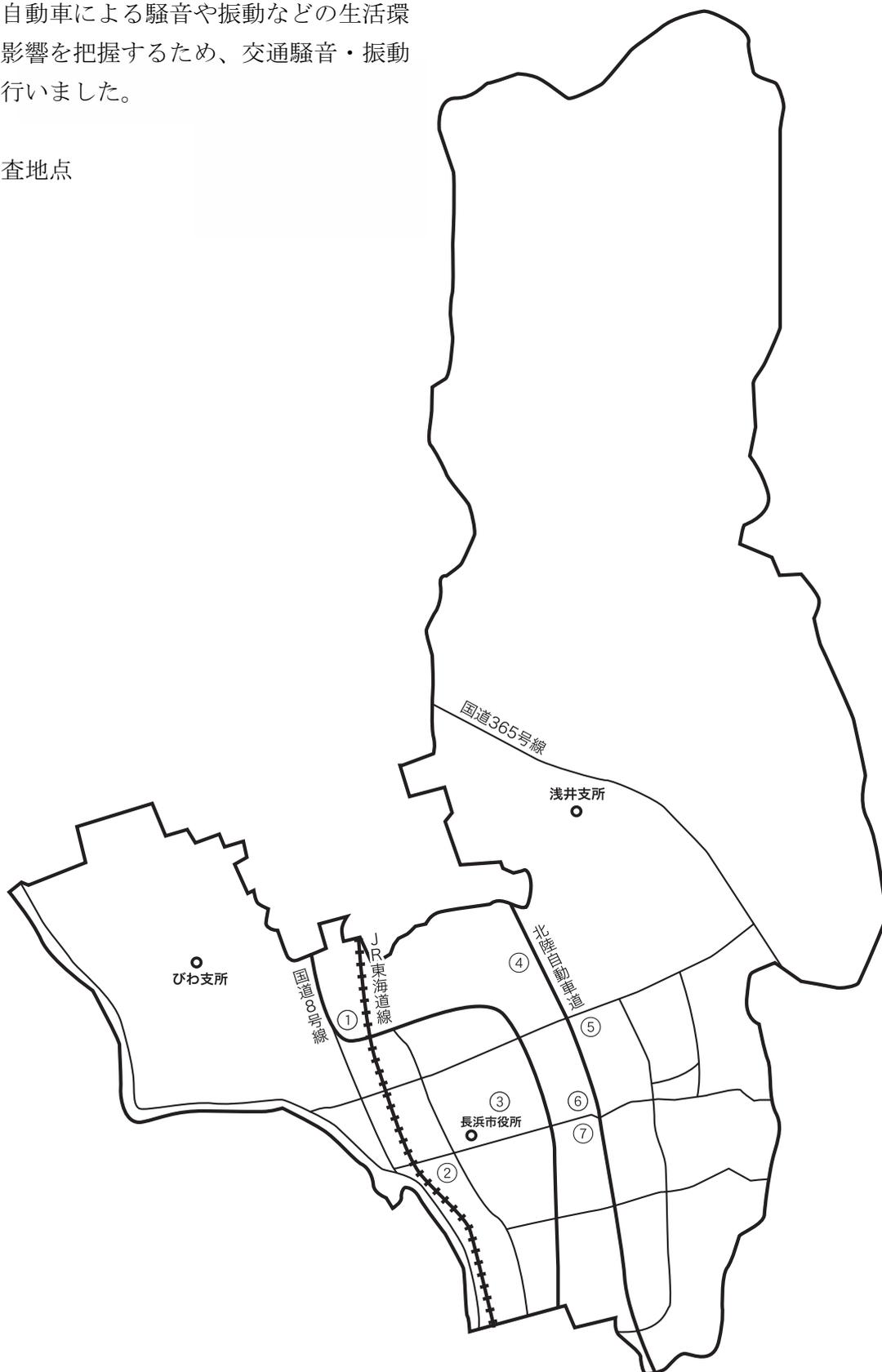
項目	平成20年										平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数 (日)	11	16	19	21	7	30	21	16	9	17	11	16	
測定時間 (時間)	303	456	474	514	487	693	515	402	346	612	310	382	
月平均値 (mg/m ³)	0.029	0.026	0.022	0.045	0.043	0.028	0.024	0.022	0.019	0.014	0.020	0.018	
1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.066	0.078	0.065	1.08	0.51	0.080	0.097	0.058	0.060	0.047	0.068	0.085	
日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.047	0.040	0.035	0.14	0.087	0.048	0.040	0.033	0.030	0.024	0.033	0.048	
1時間値が0.2/m ³ ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.1/m ³ ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

第4節 道路交通騒音・振動調査結果

1 概要

通行自動車による騒音や振動などの生活環境への影響を把握するため、交通騒音・振動調査を行いました。

2 調査地点



<市内主要道路交通騒音振動調査>

- ① 国道8号線（曾根町・中川仏壇店前）
〔2車線道路 騒音第2種 振動第1種 〕
- ② 県道長浜近江線／旧国道8号線（平方町・清水商会前）
〔2車線道路 騒音第3種 振動第2種（I） 〕
- ③ 市道下之郷中下坂線（八幡東町・瀬里奈前）
〔2車線道路 騒音第3種 振動第2種（I） 〕

<北陸自動車道交通騒音調査>

北陸自動車沿線の側道（④榎木町 ⑤加納町 ⑥南田附町 ⑦宮司町）

3 調査実施日

<市内主要道路交通騒音振動調査>

- ①中川仏壇前・・・平成20年10月28日～10月29日
- ②清水商会前・・・平成20年10月30日～10月31日
- ③瀬里奈前・・・平成20年11月10日～11月11日

<北陸自動車道交通騒音調査>

- ④～⑦北陸自動車道沿線の側道・・・平成20年10月2日

4 調査方法

■騒音の測定方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域指定内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（昭和46.6.23 総・厚令3）に基づき、JIS Z-8731に定める騒音レベル測定方法により調査しました（但し測定日数を除く）。

■振動の測定方法

「振動規制法施行規則」（昭和51.11.10 総理府令）に定める方法により調査しました。

用語の解説

* 騒音の環境基準 *

その地域の用途に応じ、住民が快適に暮らすための音の大きさの目安として定められたもので、みんなが努力して、生活環境の音をこの値以下のレベルになるようにしようという目標値です。

同時に、道路に面する環境基準も定められています。

* 自動車騒音の限度を定める命令 *

騒音規制法に基づく基準で、これに定められた測定方法によって測定した場合において、この限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、交通規制を要請でき、また、道路構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して道路管理者、または関係行政機関の長に意見を述べることができます。



<騒音・振動調査 計測機器>

5 調査結果

<市内主要道路調査結果>

① 国道8号線（曾根町・中川仏壇店前）

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 72.4dB、夜 68.4dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）をどちらの区分とも満たしていません。しかし、概ねどの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 46.3dB、夜 35.8dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は、昼 179 台/10 分、夜 101 台/10 分で8時及び18時前後の時間帯において交通量が増えています。

② 県道長浜近江線／旧国道8号線（平方町・清水商会前）

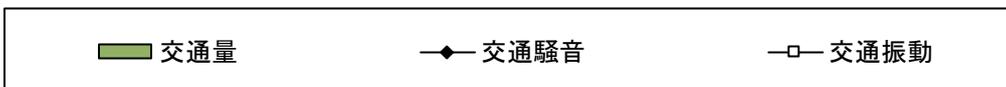
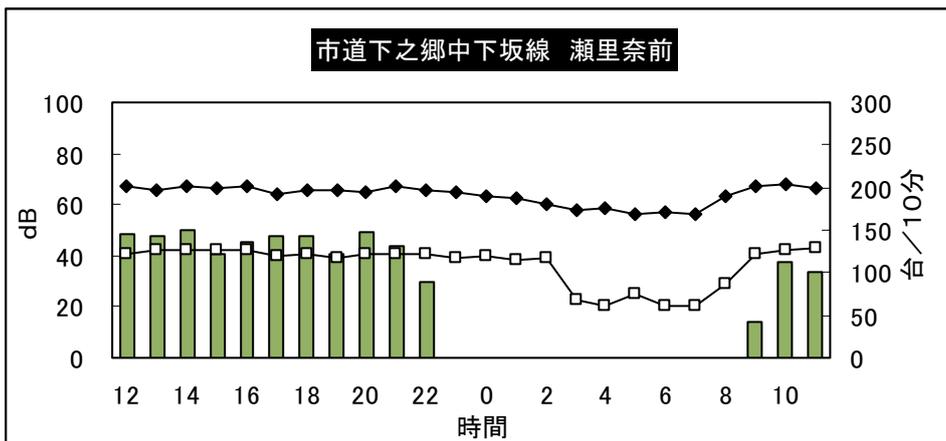
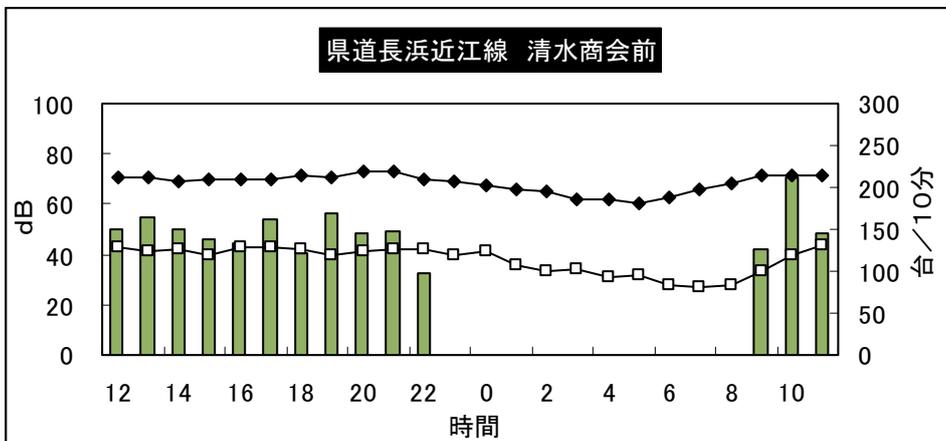
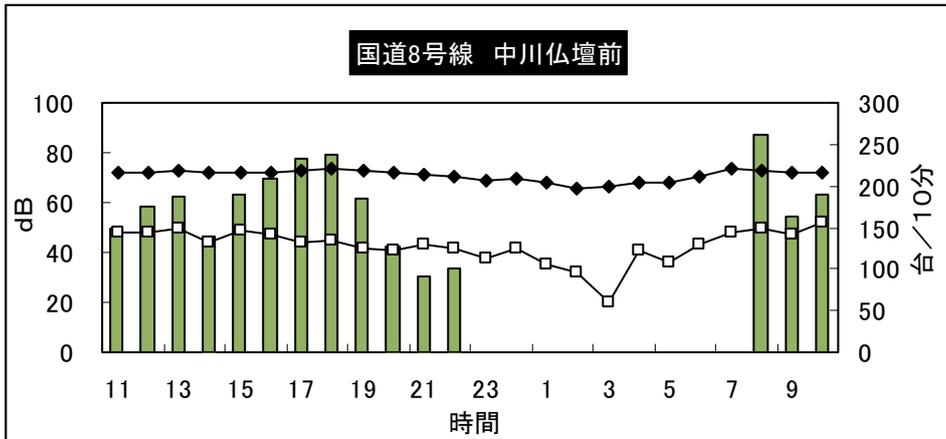
騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 70.7dB、夜 64.6dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（70・65）について昼の時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯についても自動車騒音要請限度（75・70）以下となっていました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 41.1dB、夜 31.1dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 144.1 台/10 分、夜 70 台/10 分で10時ごろの時間帯に交通量が増えています。

③ 市道下之郷中下坂線（八幡東町・瀬里奈前）

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼 66.1dB、夜 59.7dB であり、道路に面する地域の環境基準（65・60）について昼の時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯も自動車騒音要請限度（75・70）以下となっていました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 40.4dB、夜 28.1dB でした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼 118.2 台/10 分、夜 29 台/10 分でした。



交通騒音振動調査結果

平成20年10月28日(火)~29日(水)

国道3号線

中川仏壇前

測定時刻	騒音レベル Leq (Lmax, L50)	振動レベル L10 (L50, L90)	交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率
			北行き			南行き					
			大	小	二	大	小	二			
11:00	72.4 (86.0 , 69.5)	48 (35 , 21)	4	80	0	9	57	0	150	8.7	0
12:00	72.4 (84.9 , 69.6)	48 (37 , 29)	4	71	1	10	90	0	176	8	0.6
13:00	72.4 (85.6 , 69.8)	50 (38 , 30)	12	83	0	12	81	0	188	12.8	0
14:00	72.2 (88.2 , 69.4)	44 (35 , 27)	4	56	0	11	68	0	139	10.8	0
15:00	72.2 (84.2 , 70.0)	49 (36 , 29)	8	98	0	10	72	1	189	9.5	0.5
16:00	72.4 (90.7 , 69.9)	47 (36 , 28)	10	71	0	12	115	0	208	10.6	0
17:00	72.5 (85.9 , 71.2)	44 (36 , 25)	6	103	1	6	117	0	233	5.2	0.4
18:00	73.9 (102.0 , 70.9)	45 (37 , 30)	9	116	0	7	104	1	237	6.8	0.4
19:00	72.6 (83.9 , 70.4)	42 (36 , 29)	4	107	1	4	70	0	186	4.3	0.5
20:00	71.8 (86.5 , 67.9)	41 (33 , 20)	2	70	0	0	53	2	127	1.6	1.6
21:00	71.1 (83.5 , 65.8)	43 (34 , 24)	3	59	0	1	28	0	91	4.4	0
22:00	70.7 (91.4 , 63.6)	42 (30 , 23)	5	59	0	3	34	0	101	7.9	0
23:00	69.0 (86.4 , 59.4)	38 (20 , 20)									
0:00	69.3 (87.1 , 57.4)	42 (22 , 20)									
1:00	68.2 (86.2 , 53.9)	35 (20 , 20)									
2:00	65.3 (84.3 , 44.9)	32 (20 , 20)									
3:00	66.3 (87.1 , 47.7)	20 (20 , 20)									
4:00	68.1 (89.4 , 48.0)	41 (20 , 20)									
5:00	68.0 (87.1 , 51.1)	36 (20 , 20)									
6:00	70.7 (88.8 , 60.9)	43 (21 , 20)									
7:00	73.5 (86.2 , 71.8)	48 (38 , 20)	4	55	0	3	86	0			
8:00	73.0 (86.2 , 71.3)	50 (40 , 27)	6	114	0	8	133	1	262	5.3	0.4
9:00	72.4 (89.2 , 69.6)	47 (37 , 21)	3	67	0	8	83	2	163	6.7	1.2
10:00	72.2 (85.1 , 69.5)	52 (39 , 20)	8	85	0	10	85	1	189	9.5	0.5
昼	72.4 (102 , 69.2)	46.3 (36 , 25)	5.8	82.3	0.2	7.4	82.8	0.5	179	7.4	0.4
夜	68.4 (91 , 53.3)	35.8 (22 , 20)	5	59	0	3	34	0	101	7.9	0

平成20年10月30日(木)~31日(金)

県道長浜近江線

榑清水商会前

測定時刻	騒音レベル Leq (Lmax, L50)	振動レベル L10 (L50, L90)	交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率
			北行き			南行き					
			大	小	二	大	小	二			
9:00	70.3 (85.3 , 67.1)	43 (33 , 23)	2	62	1	5	76	0	150	6	2
10:00	70.4 (85.2 , 67.5)	41 (33 , 25)	1	51	1	8	87	2	164	2.4	1.2
11:00	69.3 (83.5 , 65.3)	42 (32 , 23)	1	71	0	3	87	2	150	2	2.7
12:00	69.9 (83.4 , 66.8)	40 (30 , 20)	1	64	2	2	79	2	137	5.1	0
13:00	69.6 (84.2 , 66.4)	43 (32 , 23)	3	65	0	4	65	0	133	6	0.8
14:00	70.0 (85.7 , 67.2)	43 (31 , 23)	2	68	0	6	56	1	163	6.7	2.5
15:00	71.1 (86.8 , 68.3)	42 (32 , 23)	5	73	2	6	75	2	121	1.7	0.8
16:00	70.9 (85.2 , 68.6)	40 (28 , 20)	2	58	1	0	60	0	170	2.9	0.6
17:00	72.8 (101.1 , 67.5)	41 (32 , 25)	1	86	1	4	78	0	146	0.7	0.7
18:00	73.0 (101.2 , 66.4)	42 (30 , 20)	1	80	1	0	64	0	147	2.7	2.7
19:00	69.8 (84.4 , 64.5)	42 (31 , 22)	3	65	2	1	74	2	98	1	2
20:00	69.0 (84.1 , 61.9)	40 (29 , 20)	1	49	1	0	46	1	97	3.1	2.1
21:00	67.8 (84.0 , 59.6)	41 (28 , 20)	2	50	1	1	42	1	70	0	0
22:00	65.6 (84.0 , 53.6)	36 (24 , 20)	0	28	0	0	42	0			
23:00	64.8 (86.1 , 48.9)	33 (21 , 20)									
0:00	62.3 (82.4 , 45.6)	34 (20 , 20)									
1:00	62.3 (83.3 , 43.1)	31 (20 , 20)									
2:00	60.7 (80.8 , 39.4)	32 (20 , 20)									
3:00	62.4 (84.5 , 45.8)	28 (20 , 20)									
4:00	65.9 (91.9 , 51.5)	27 (20 , 20)									
5:00	68.1 (84.2 , 60.0)	28 (20 , 20)									
6:00	71.3 (83.9 , 69.0)	33 (20 , 20)									
7:00	71.7 (86.0 , 69.4)	40 (31 , 22)	5	39	3	7	72	0	126	9.5	2.4
8:00	71.3 (83.2 , 68.9)	44 (36 , 27)	4	97	1	5	105	0	212	4.2	0.5
昼	70.7 (101 , 66.5)	41.1 (31 , 22)	2.3	65.2	1.1	3.5	71.1	0.9	144.1	4	1.4
夜	64.6 (92 , 48.5)	31.1 (21 , 20)	0	28	0	0	42	0	70	0	0

平成20年11月10日(月)~11日(火)

市道下之郷中下坂線

瀬里奈前

測定時刻	騒音レベル Leq (Lmax, L50)	振動レベル L10 (L50, L90)	交通量 (台/10分)						交通量合計	大型混合率	2輪混合率
			北行き			南行き					
			大	小	二	大	小	二			
10:00	67.2 (79.0, 64.0)	41 (34, 21)	1	75	2	2	63	2	145	2.1	2.8
11:00	65.5 (78.6, 62.4)	42 (36, 25)	0	67	2	0	70	3	142	0	3.5
12:00	66.8 (79.9, 63.7)	42 (36, 26)	2	69	1	1	75	1	149	2	1.3
13:00	66.2 (81.4, 63.4)	42 (34, 23)	2	51	4	0	62	2	121	1.7	5
14:00	66.8 (80.9, 63.8)	42 (34, 25)	3	63	0	0	71	0	137	2.2	0
15:00	64.4 (78.4, 61.4)	40 (33, 24)	2	60	3	2	72	3	142	2.8	4.2
16:00	65.3 (83.1, 62.1)	41 (33, 23)	2	79	3	0	60	0	144	1.4	2.1
17:00	65.7 (82.5, 62.9)	39 (35, 24)	1	49	0	0	71	0	121	0.8	0
18:00	64.8 (81.2, 61.2)	41 (33, 25)	0	78	3	0	66	1	148	0	2.7
19:00	66.9 (80.1, 62.7)	41 (35, 23)	0	63	0	0	66	2	131	0	1.5
20:00	66.0 (80.8, 58.8)	41 (30, 20)	0	36	0	0	53	0	89	0	0
21:00	64.6 (79.8, 54.7)	39 (25, 20)	0	15	0	0	33	2	50	0	4
22:00	63.2 (79.8, 51.3)	40 (22, 20)	0	11	0	0	17	1	29	0	3.4
23:00	62.2 (81.1, 48.5)	38 (20, 20)									
0:00	60.2 (79.9, 44.7)	39 (20, 20)									
1:00	57.9 (78.4, 40.1)	23 (20, 20)									
2:00	58.4 (78.0, 38.4)	20 (20, 20)									
3:00	56.3 (77.9, 37.3)	25 (20, 20)									
4:00	56.8 (80.0, 39.0)	20 (20, 20)									
5:00	56.2 (78.0, 39.6)	20 (20, 20)									
6:00	63.2 (81.9, 51.6)	29 (20, 20)									
7:00	67.4 (81.1, 60.3)	41 (26, 20)	0	27	0	1	14	0	42	2.4	0
8:00	67.8 (80.1, 62.2)	42 (32, 21)	0	56	1	0	55	0	112	0	0.9
9:00	66.4 (79.3, 59.8)	43 (32, 22)	3	42	4	3	48	1	101	5.9	5
昼	66.1 (83, 60.9)	40.4 (32, 23)	1.1	55.3	1.5	0.6	58.6	1.1	118.2	1.4	2.2
夜	59.7 (81, 42.4)	28.1 (20, 20)	0	11	0	0	17	1	29	0	3.4



<平方町・清水商会前>

<北陸自動車道騒音調査結果>

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準（昼：70dB、夜：65dB）を大きく下回っています。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありません。

◎北陸自動車道騒音調査結果

測定場所	測定時間	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
		LAeq	LA50								
榎木	11時台	57.8	56.6	57.9	56.7	58.4	57.5	60.6	60.0	55.1	54.1
	15時台	59.4	58.7	57.1	56.4	58.3	57.0	59.4	58.7	55.8	54.6
	22時台	58.3	56.2	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7
	昼	58.6	57.7	57.5	56.6	58.4	57.3	60.0	59.4	55.5	54.4
	夜	58.3	56.2	59.8	59.0	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7
加納	10時台	56.5	55.6	54.4	56.7	56.7	56.1	55.0	54.7	56.9	53.9
	16時台	58.3	57.8	55.5	56.4	56.4	56.1	58.6	58.1	56.3	55.8
	22時台	57.1	55.0	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0
	昼	57.4	56.7	55.0	56.6	56.6	56.1	56.8	56.4	56.6	54.9
	夜	57.1	55.0	54.2	59.0	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0
南田附	11時台	57.0	55.5	59.5	58.9	58.0	57.1	59.6	58.9	57.9	56.7
	16時台	59.2	57.9	59.6	58.7	58.1	56.6	59.7	58.8	59.1	57.8
	22時台	58.3	56.0	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9
	昼	58.1	56.7	59.6	58.8	58.1	56.9	59.7	58.9	58.5	57.3
	夜	58.3	56.0	57.5	54.9	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9
宮司	11時台	57.8	57.1	54.6	53.7	54.4	53.4	55.9	55.1	55.1	54.2
	16時台	59.3	58.8	55.5	54.5	56.3	55.7	56.4	55.6	57.5	56.9
	22時台	58.6	56.7	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7
	昼	58.6	58.0	55.1	54.1	55.4	54.6	56.2	55.4	56.3	55.6
	夜	58.6	56.7	54.8	53.2	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7

H20. 10. 2

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
榎木	10:02:33	0:10:00	55.1	59.0	57.9	54.1	50.3	48.4
	16:10:48	0:10:00	55.8	59.9	58.6	54.6	50.4	49.2
	22:07:44	0:10:00	58.7	62.6	61.6	57.7	52.9	50.9
加納	10:20:31	0:10:00	56.9	59.6	57.7	53.9	49.1	47.4
	16:30:49	0:10:00	56.3	59.1	58.4	55.8	53.4	52.9
	22:24:36	0:10:00	56.2	60.3	59.0	55.0	50.7	49.9
南田附	10:43:27	0:10:00	57.9	62.3	61.1	56.7	51.6	50.2
	16:48:32	0:10:00	59.1	63.2	62.2	57.8	52.8	51.8
	22:39:32	0:10:00	59.9	64.6	63.5	57.9	51.3	49.8
宮司	11:01:13	0:10:00	55.1	58.9	57.9	54.2	49.7	48.6
	17:02:59	0:10:00	57.5	60.9	60.0	56.9	53.5	52.7
	22:53:53	0:10:00	57.1	61.7	60.1	54.7	50.2	49.1

◎交通量調査結果

測定場所：神田パーキング

H20.10.2

測定時刻	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11:35	28	47	0	26	66	0
17:25	23	116	0	30	56	0
22:55	43	20	0	48	12	0

測定時間	年度	南行き 台/10分			北行き 台/10分		
		大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
11時台	16	30	56	0	16	61	1
	17	30	61	0	32	91	0
	18	37	45	0	32	72	0
	19	32	71	0	34	76	0
	20	28	47	0	26	66	0
17時台	16	42	102	0	20	58	0
	17	45	137	0	25	52	0
	18	31	124	0	16	46	0
	19	23	116	0	30	59	1
	20	23	116	0	30	56	0
23時台	16	19	8	0	44	23	0
	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
	20	43	20	0	48	12	0
昼	16	36	79	0	18	60	1
	17	38	99	0	29	72	0
	18	34	85	0	24	59	0
	19	28	94	0	32	68	1
	20	26	82	0	28	61	0
夜	16	19	8	0	44	23	0
	17	47	17	0	55	20	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
	20	43	20	0	48	12	0

6 評価

市内主要道路については、騒音レベルは、一部で環境基準を超えていますが、概ね自動車要請限度以下となっています。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり問題ないものと思われます。

北陸自動車道交通騒音については、環境基準値（昼：70dB、夜：65dB）を下回っており、問題ないものと思われます。

第2章 環境行政のあゆみ

●昭和30年代まで一産業公害問題の顕在化

- ・戦前にも足尾銅山での鉱毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。
- ・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。
- ・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中心に進められました。

●昭和40年代一環境行政の基盤づくり

- ・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。
- ・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のスローガンで進められた大規模な自然地域の開発問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。
- ・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。またこの時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。
- ・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基盤が築かれました。

●昭和50年代一公害問題要因の変化と規制政策からの転換

- ・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民生活が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。
- ・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。
- ・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められる地球環境問題時代へ先駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

●昭和60年代～平成初期—アメニティ・地球環境への広がり

【アメニティ】

- ・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。
- ・これは52年のOECDレポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは50年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。
- ・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。
- ・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後アメニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

【地球環境】

- ・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成4年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。
- ・国内では、昭和63年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ21国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。
- ・滋賀県では、アジェンダ21滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。
- ・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成3年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われています。

●現在—共生・循環への実践的な取り組みの開始

- ・COP3京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。
- ・滋賀県では、平成8年に環境基本条例、平成9年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置づけられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、ISO14001認証取得などが行われています。

・長浜市では、平成11年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成11年7月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成13年3月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成14年3月にはISO14001の認証を取得、平成20年4月よりエコオフィス活動をとおして、環境配慮の取り組みを実践しています。

第3章 長浜市環境基本計画について

第1節 計画のめざすもの

(1) 「ながはま環境まちづくりプラン21」策定の背景と趣旨

私たちにとって、水や空気、みどり、生きもの、まちのたたずまいなど身のまわりにあるものすべてが、“環境”であり、健康で快適な暮らしを送るために大切なものです。

これまで、私たちは、伊吹山や横山のみどり、姉川、琵琶湖など豊かな自然、古来より歴史の舞台となり数々の先人を輩出した歴史・文化、それらの自然や風土などに培われた環境の恵みを受けて、生活を営んできました。

しかし、社会経済活動が拡大し、物質的な豊かさや便利さを求める生活様式へと移行したことで、環境に大きな負荷がかかるようになりました。この結果、身近な地域の環境問題だけでなく、地球規模においても良好な環境の存続が危機にさらされています。私たちが、今後も、良好な環境を維持し、子孫に引き継いでいくために、環境問題への対応が重要な課題となっています。

現代の環境問題は、市民や事業者、行政などのあらゆる主体の活動と密接に関わっているという特性を持っています。そのため、かつての公害問題のように特定の企業への規制といった範ちゅうにとどまらず、すべての主体が日常行動や事業活動そのものを見直していかなければならないといった問題にまでひろがっています。

本市では、秀吉公により城下町として町の基礎が築かれて以来、町衆自治の伝統が受け継がれ、市民が主役となったまちづくりが展開し、その成果がうまれています。環境の保全と創造も、自らの責任のもとで、あらゆる主体が関わり、そして互いに協働・連携して実現させていくものであり、その実現までのひとの関わりや行動を考えると、それはまちづくりそのものです。

このプランでは、日常生活や事業活動から、道路・公園などの整備、教育や文化活動までのあらゆる場面で、まちの形、まちのしくみ、ひとの意識などに関し、持続可能な節度ある発展を基本に、環境づくりに取り組む「環境まちづくり」をすすめるため、その基本的な方向や具体的施策を明らかにしていきます。

(2) 計画の枠組み

■目的・性格

- ・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。
- ・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

■位置づけ

- ・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。
- ・この計画は、旧長浜市総合計画の基本目標の「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を実現するためのものであり、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的な指針となるものです。

■対象

1. 対象の分野

- ・本計画で対象とする環境の分野は、長浜市環境基本条例に基づき、市民の生活に直接関わる地域環境と地球環境とともに、市民生活や経済活動によって生じる環境への負荷を対象としています。

分 野		具体的な環境の要素
地域環境	自然環境	森林・河川・琵琶湖などの自然、動植物 など
	生活環境	水質汚濁、大気汚染、音、におい、人工光 化学物質汚染 など
	快適環境	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、 バリアフリー など
地球環境		地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、 淡水資源の枯渇 など
環境への負荷		資源、エネルギー、廃棄物 など

2. 対象の地域

- ・対象地域は、長浜市の行政区域全域（45.54km²）を基本とし、長浜市だけでは解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

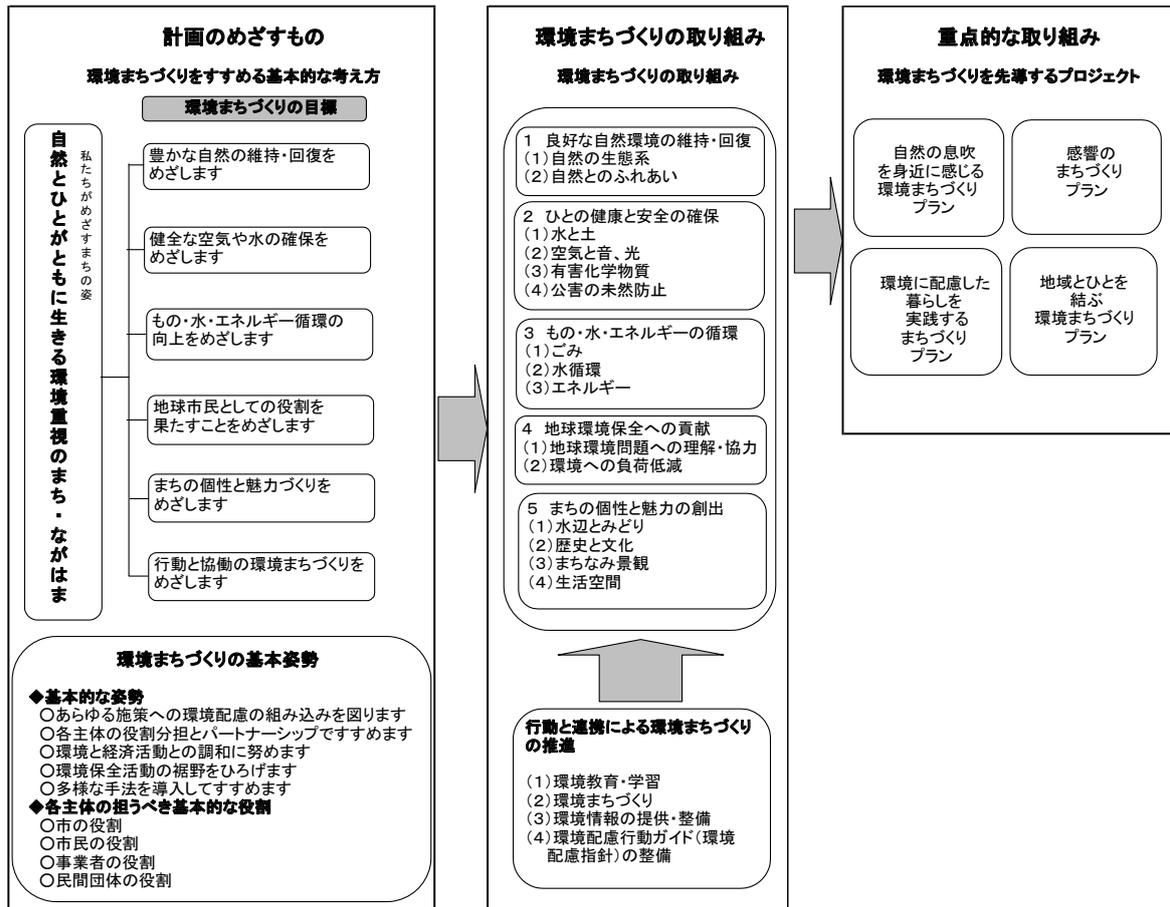
3. 主体

- ・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

■計画の期間

- ・ 計画期間は、平成13年（2001）年度から平成22年度（2010）年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系



第2節 計画をどのように推進するのか

(1) 推進体制

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

● 環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

● 市民・事業者・市での推進体制

市、市民、事業者、民間団体などが中心となって取り組みをすすめていくために、各主体の参画による全市的な組織づくりを検討します。環境に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進していくとともに、主体間での情報交換や連絡調整などを行い、これらの情報をひろく市民に向けて発信しながら、活動の輪をひろげていきます。

● 広域的な連携体制

河川や琵琶湖、横山などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し

計画を円滑かつ確実に推進していくために、定期的、継続的な進行管理を行います。

● 推進指標による継続的な調査

計画の進捗状況をはかるものとして、取り組みの目標に掲げた指標については、できる限り数値の把握に努め、今後の見通しが明らかになった段階でそれぞれの主体が目標値を設けるとともに、計画の推進段階で必要に応じて指標項目を追加していきます。

● 年次報告

環境の状況や市民、事業者、市などの取り組みを広報ながはまや環境報告書、市ホームページなどを通じて公表します。報告は誰もが理解できるよう十分に配慮し、市民や事業者などの活動に役立つものとなるよう工夫します。

● 市民の参画による評価と計画の見直し

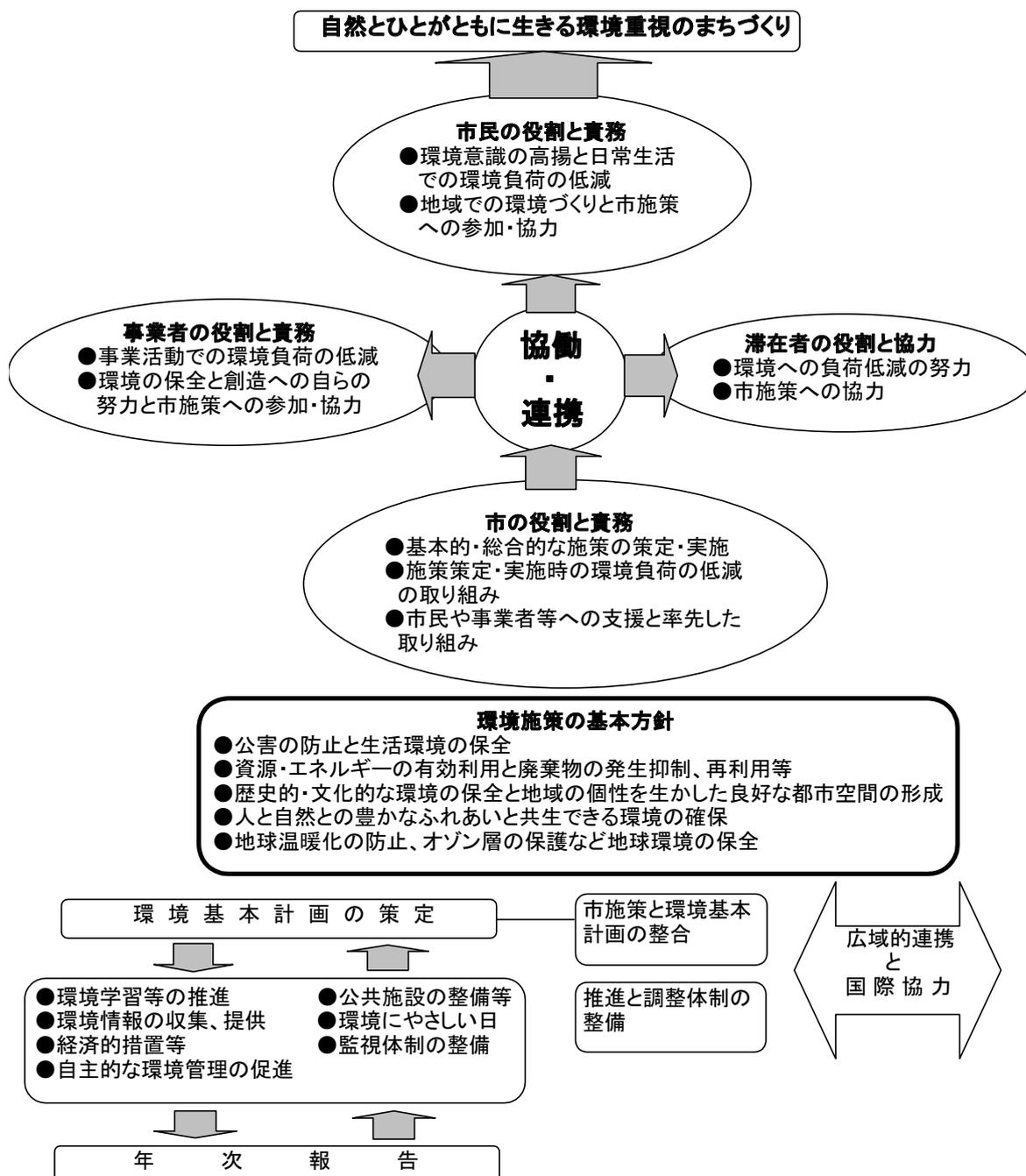
計画の実効性を確保するために、目標の達成状況や市民、事業者、市などの取り組みを定期的に把握、評価します。また社会経済や環境の状況の変化などに適切かつ柔軟に対応し、計画の見直しを行います。評価や計画の見直しにあたっては、市民や事業者などに対して情報の提供を行い、市民や事業者などの参画により検討をすすめます。

第4章 環境の保全と創造に関する条例等

第1節 長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」を制定しました。

長浜市環境基本条例の概念図



長浜市環境基本条例

平成18年2月13日

条例第90号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的な方針（第8条）

第3章 実現のための方策（第9条—第14条）

第4章 推進のための施策（第15条—第21条）

第5章 環境審議会（第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにとってのおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切にする人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。

3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

(市の役割と責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。

3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(事業者の役割と責務)

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(滞在者の役割と協力)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

(環境施策の基本方針)

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境配慮指針)

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

(環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

(環境情報の収集、提供)

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

(経済的措置等)

第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

(自主的な環境管理の促進)

第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(公共施設の整備等)

第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

(環境にやさしい日)

第20条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、長浜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること

- (3) その他環境の保全と創造に関係して市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。
- 4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に関係して必要な事項は、市長が定めます。

第6章 雑則

(推進と調整体制の整備)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付 則

この条例は、平成18年2月13日から施行します。

第2節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の錯乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成18年2月13日

条例第92号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 廃棄物の減量等（第7条—第12条）
- 第3章 一般廃棄物の適正処理（第13条—第20条）
- 第4章 環境の美化（第21条—第24条）
- 第5章 環境推進員（第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第30条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全 および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および容器包装に係る分別収集及び再商

品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「センター条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事業系一般廃棄物あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（2）減量廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。

（3）再利用活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。

（4）再生資源再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。

（5）センターの処理施設センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

（市、市民および事業者の相互協力）

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施策および市民の活動に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

（施策の推進）

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

（市の取組み）

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう

努めるものとする。

(資源回収活動への参加等)

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により再利用に努めるものとする。

(再生資源等の使用)

第10条 事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を使用するよう努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

第11条 事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、または再利用の促進に寄与するような製品、容器等（以下「環境保全型製品」という。）の製造または加工に努めなければならない。

2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。

3 市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

(容器および包装の適正化等)

第12条 事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の自己処理基準)

第13条 市民、事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。）が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項または第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(排出基準等)

第14条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

(排出等の禁止物)

第15条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。

- (1) 有害性のある一般廃棄物
- (2) 危険性のある一般廃棄物
- (3) 爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物
- (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物（し尿としてくみ取るものを除く。）
- (5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

(適正処理困難物に係る事業者の協力)

第16条 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物（以下「適正処理困難物」という。）となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

(ごみ集積所)

第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。

2 ごみ集積所は、規則で定める基準（以下「ごみ集積所の基準」という。）に適合するものでなければならない。

3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

(一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出

しなければならない。

第4章 環境の美化

(施策の推進と協力)

第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

2 市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。

3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等)

第23条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定に該当する場合であつて、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

(土地の適正管理)

第24条 土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

第5章 環境推進員

(環境推進員)

第25条 市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推薦により環境推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務を行う。

第6章 雑則

(指導および助言)

第26条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。

(2) 土地または建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

(公表)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。

(2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。

(3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告を行ったとき。

(4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(平成11年長浜市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3節 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」の内容を見直し、それまで規定されていた飲料容器と吸殻等の散乱やふん害の防止の禁止事項以外に新たに「たんつばの吐き捨て」「落書き」「路上喫煙」「深夜花火」「犬の引き綱制御」「土地の適正な管理」を規定し生活環境全般に禁止規定を拡大しました。このことにより、さわやかで清潔なまちづくりを市、市民等及び事業者と滞在者が互いに協働・連携しながら快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊で住みよい地域社会を実現することを目的に条例を制定しました。

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成20年3月24日

条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等（第6条—第18条）
- 第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第26条）
- 第5章 罰則（第27条・第28条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長浜市環境基本条例（平成18年長浜市条例第90号）の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民等 市内に居住する者、市内に勤務し、通学し、又は滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- （2）事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- （3）空き缶等 缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えがら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいう。
- （4）公共の場所等 道路、公園、広場、河川、湖岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- （5）動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。

(6) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

(7) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(8) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。

(市の責務)

第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を関係機関と連携して推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、互いに協力し合い自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を行った者に対して、条例の趣旨を理解されるよう注意や助言をすることができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等

(飼い犬の管理)

第6条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所等において移動させるときは、人の生命財産に害を与えないように常に引き綱等により制御しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第7条 動物を飼養し、又は保管する者は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

(空き缶等の放置及び投棄の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等を公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければならない。

3 公共の場所において、行催事を開催した者は、開催場所及びその周辺を清掃しなければならない。

(喫煙の規制等)

第9条 市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸い殻入れを持つようにする等、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなけ

ればならない。

(路上喫煙の禁止)

第10条 市民等は、第11条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

(路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第13条 市内において、自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならない。

(土地の管理)

第14条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(たんつばの吐き捨て禁止)

第15条 市民等は、公共の場所等で、みだりにたんつばを吐き捨ててはならない。

(落書きの禁止)

第16条 市民等は、公共の場所等に落書きしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第17条 市長は、落書き（公共の場所にされた落書きに限る。）が放置され、著しく周辺の環境を損なうおそれがあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(深夜花火の禁止等)

第18条 市民等は、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で花火をしてはならない。

2 公共施設の管理者は、深夜花火の禁止のための啓発及び指導を行うものとする。

第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等

(防止協定)

第19条 市長は、空き缶等の放置及び投棄の防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる事項について、防止に関する協定の締結を求めることができる。

- (1) 空き缶等の放置及び投棄の防止の啓発に関する事項
- (2) 放置及び投棄された空き缶等の清掃に関する事項
- (3) その他防止に関して必要な事項

(美化推進地域)

第20条 市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）第11条の規定により美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等及び事業者への啓発、美化活動の支援その他必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、その必要とする場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して、その飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所等において移動させた者
- (2) 第7条の規定に違反して、ふんを放置し、又は投棄した者
- (3) 第8条の規定に違反して、空き缶等を放置し、若しくは投棄した者、公共の場所において宣伝物等を回収しない者又は行催事後に清掃しない者
- (4) 第10条の規定に違反して、路上喫煙をした者
- (5) 第13条の規定に違反して、回収容器を設置せず、若しくはこれを適正に管理しない者又はその周辺の清掃をしない者
- (6) 第14条の規定に違反して、その所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(勧告)

第23条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、その指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

(命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受け、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その命令内容の一部を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第7条、第8条第1項又は第10条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、2万円以下の罰金に処する。

2 配布した宣伝物等の回収、同条第3項又は第13条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

第4節 長浜市みどりの基本計画について

うるおいと魅力あるまちづくりを進めるため、市民一人ひとりがまちに愛着をもち、まちづくりの中にみどりを生かし、時代にあった新たなみどりの文化を創造していくことを目標として、平成12年に「長浜市緑の基本計画」を策定しておりましたが、市町合併など、本市を取り巻く状況が変わってきたことから、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施し、都市の魅力を高め環境を保全する指針として、新たに「みどりの基本計画」を策定しました。

みどりの基本計画は、市内のみどりを守り、創り、育てていくことを目的とし、本市のみどりのまちづくりの将来像を示すとともに、将来像を実現していくための施策や、重点的に取り組むリーディングプロジェクトを示しています。

みどりの基本計画では、植物のみどりだけではなく、公園や街路樹、河川やため池などの水辺、農地、建物の緑化などさまざまなみどりを「緑地」としてとらえます。



平成21年度
長浜市環境年次報告書

平成21年12月

問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 長浜市高田町12-34

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-65-6571

E-mail アドレス kankyou@city.nagahama.lg.jp

長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

表紙の写真は、「リサイクル工作コンテスト」応募作品441点の中から最優秀賞に選ばれた作品です。

上左	小学校低学年の部（1・2年生）	赤尾 直哉さん（長浜北小学校）
上右	小学校中学年の部（3・4年生）	福本かれんさん（七尾小学校）
下	小学校高学年の部（5・6年生）	山田真美加さん（神照小学校）